

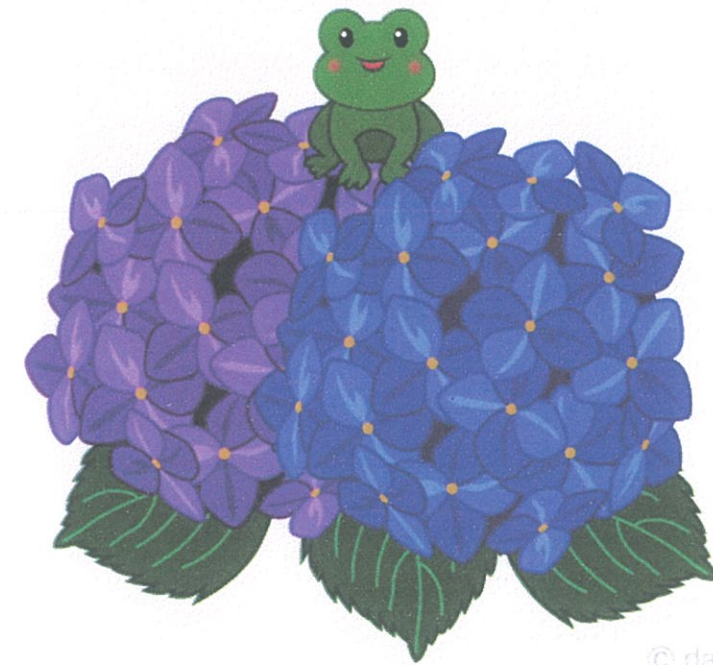
福岡県社会保障推進協議会

第27回定期総会

資料集



© dak



© dak

【日時】2021年6月8日(火) 16:00 ~ 18:00

【会場】オンライン開催 (ZOOM)

または、福岡会場 (福岡民医連会議室)

No	市町村名	年度	医療分					支援分					介護分					医療+支援+介護					年度
			所得割	資産割	均等割	平等割	限度額	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額	
45	東峰村	20	7.70%	0.00%	20,200	21,200	630,000	2.10%	0.00%	5,600	5,900	190,000	1.80%	0.00%	10,000	2,600	170,000	11.60%	0.00%	35,800	29,700	990,000	20
		19	7.70%	0.00%	20,200	21,200	610,000	2.10%	0.00%	5,600	5,900	190,000	1.80%	0.00%	10,000	2,600	160,000	11.60%	0.00%	35,800	29,700	960,000	19
46	大刀洗町	20	8.50%	0.00%	25,000	25,000	630,000	2.20%	0.00%	7,000	7,000	190,000	1.80%	0.00%	14,000	0	170,000	12.50%	0.00%	46,000	32,000	990,000	20
		19	8.50%	0.00%	25,000	25,000	610,000	2.20%	0.00%	7,000	7,000	190,000	1.80%	0.00%	14,000	0	160,000	12.50%	0.00%	46,000	32,000	960,000	19
47	大木町	20	8.50%	10.00%	27,000	24,000	630,000	2.40%	0.00%	7,000	6,000	190,000	2.10%	0.00%	9,000	5,000	170,000	13.00%	10.00%	43,000	35,000	990,000	20
		19	8.50%	10.00%	27,000	24,000	610,000	2.40%	0.00%	7,000	6,000	190,000	2.10%	0.00%	9,000	5,000	160,000	13.00%	10.00%	43,000	35,000	960,000	19
48	広川町	20	6.30%	29.50%	22,000	28,200	630,000	2.50%	8.50%	7,000	7,000	190,000	2.10%	4.00%	10,000	6,000	170,000	10.90%	42.00%	39,000	41,200	990,000	20
		19	6.30%	29.50%	22,000	28,200	610,000	2.50%	8.50%	7,000	7,000	190,000	2.10%	4.00%	10,000	6,000	160,000	10.90%	42.00%	39,000	41,200	960,000	19
49	香春町	20	8.60%	0.00%	26,900	29,200	630,000	2.50%	0.00%	8,100	8,800	190,000	2.10%	0.00%	9,400	6,900	170,000	13.20%	0.00%	44,400	44,900	990,000	20
		19	8.60%	0.00%	26,900	29,200	610,000	2.50%	0.00%	8,100	8,800	190,000	2.10%	0.00%	9,400	6,900	160,000	13.20%	0.00%	44,400	44,900	960,000	19
50	添田町	20	7.40%	0.00%	22,000	22,000	630,000	2.40%	0.00%	8,500	8,000	190,000	2.30%	0.00%	7,500	5,500	170,000	12.10%	0.00%	38,000	35,500	990,000	20
		19	7.20%	0.00%	20,000	21,000	610,000	2.40%	0.00%	7,500	6,500	190,000	2.30%	0.00%	7,500	5,500	160,000	11.90%	0.00%	35,000	33,000	960,000	19
51	糸田町	20	7.20%	0.00%	23,000	24,000	630,000	4.00%	0.00%	10,000	8,000	190,000	3.00%	0.00%	7,000	6,000	170,000	14.20%	0.00%	40,000	38,000	990,000	20
		19	7.20%	0.00%	23,000	24,000	610,000	4.00%	0.00%	10,000	8,000	190,000	3.00%	0.00%	7,000	6,000	160,000	14.20%	0.00%	40,000	38,000	960,000	19
52	川崎町	20	10.00%	0.00%	23,000	24,000	630,000	1.80%	0.00%	7,000	11,000	190,000	1.60%	0.00%	6,000	4,000	170,000	13.40%	0.00%	36,000	39,000	990,000	20
		19	10.00%	0.00%	23,000	24,000	610,000	1.80%	0.00%	7,000	11,000	190,000	1.60%	0.00%	6,000	4,000	160,000	13.40%	0.00%	36,000	39,000	960,000	19
53	大任町	20	10.50%	0.00%	24,000	27,000	630,000	2.40%	0.00%	9,000	7,000	190,000	2.10%	0.00%	8,000	6,000	170,000	15.00%	0.00%	41,000	40,000	990,000	20
		19	10.50%	0.00%	24,000	27,000	610,000	2.40%	0.00%	9,000	7,000	190,000	2.10%	0.00%	8,000	6,000	160,000	15.00%	0.00%	41,000	40,000	960,000	19
54	赤村	20	8.50%	20.00%	19,500	22,500	630,000	3.00%	2.00%	6,000	7,000	190,000	3.00%	3.00%	8,200	6,000	170,000	14.50%	25.00%	33,700	35,500	990,000	20
		19	8.50%	20.00%	19,500	22,500	610,000	3.00%	2.00%	6,000	7,000	190,000	3.00%	3.00%	8,200	6,000	160,000	14.50%	25.00%	33,700	35,500	960,000	19
55	福智町	20	7.20%	0.00%	24,000	26,000	630,000	2.63%	0.00%	9,000	10,000	190,000	2.52%	0.00%	9,000	7,000	170,000	12.35%	0.00%	42,000	43,000	990,000	20
		19	8.20%	40.00%	20,000	22,000	610,000	2.00%	1.00%	5,000	6,000	190,000	1.00%	1.00%	4,000	5,000	160,000	11.20%	42.00%	29,000	33,000	960,000	19
56	苅田町	20	7.69%	0.00%	25,000	28,000	630,000	2.60%	0.00%	8,400	9,200	190,000	2.40%	0.00%	9,200	8,000	170,000	12.69%	0.00%	42,600	45,200	990,000	20
		19	7.50%	0.00%	24,500	28,000	610,000	2.37%	0.00%	8,300	9,000	190,000	1.94%	0.00%	8,700	6,400	160,000	11.81%	0.00%	41,500	43,400	960,000	19
57	みやこ町	20	7.50%	20.00%	20,000	20,000	630,000	2.00%	5.00%	6,000	7,000	190,000	1.50%	5.00%	7,000	4,000	170,000	11.00%	30.00%	33,000	31,000	990,000	20
		19	7.50%	20.00%	20,000	20,000	610,000	2.00%	5.00%	6,000	7,000	190,000	1.50%	5.00%	7,000	4,000	160,000	11.00%	30.00%	33,000	31,000	960,000	19
58	吉富町	20	7.00%	0.00%	20,000	20,000	630,000	3.00%	0.00%	8,000	6,000	190,000	2.00%	0.00%	8,000	4,000	170,000	12.00%	0.00%	36,000	30,000	990,000	20
		19	7.00%	0.00%	20,000	20,000	610,000	3.00%	0.00%	8,000	6,000	190,000	2.00%	0.00%	8,000	4,000	160,000	12.00%	0.00%	36,000	30,000	960,000	19
59	上毛町	20	7.10%	0.00%	18,500	17,400	630,000	2.90%	0.00%	7,100	8,300	190,000	2.00%	0.00%	7,400	5,300	170,000	12.00%	0.00%	33,000	31,000	990,000	20
		19	7.10%	0.00%	18,000	17,000	610,000	2.40%	0.00%	6,000	7,000	190,000	1.50%	0.00%	5,000	4,000	160,000	11.00%	0.00%	29,000	28,000	960,000	19
60	築上町	20	9.00%	0.00%	21,000	22,000	630,000	3.20%	0.00%	6,000	7,000	190,000	3.30%	0.00%	9,500	4,500	170,000	15.50%	0.00%	36,500	33,500	990,000	20
		19	9.00%	0.00%	21,000	22,000	610,000	3.20%	0.00%	6,000	7,000	190,000	3.30%	0.00%	9,500	4,500	160,000	15.50%	0.00%	36,500	33,500	960,000	19

【国民健康保険】

福岡県の被保険者資格証明書及び短期被保険者証交付等の状況

(各年度6月1日現在)

	2019年度	2018年度	2017年度	2016年度	2015年度	2014年度	2013年度	2012年度	2011年度	2010年度	2009年度	2008年度
	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
国保世帯数 (A)	730,183	741,153	759,934	778,588	791,679	780,597	784,827	783,277	780,961	791,480	771,941	770,936
国保滞納世帯数	81,938	91,996	101,513	110,844	122,031	124,969	131,619	132,159	137,974	142,681	139,216	142,769
滞納世帯割合 (%)	11.2%	12.4%	13.4%	14.2%	15.4%	16.0%	16.8%	16.9%	17.7%	18.0%	18.0%	18.5%
資格証明書交付世帯数 (B)	16,853	17,060	18,591	19,658	21,503	24,200	25,174	25,688	27,867	26,201	23,512	24,978
B ÷ A × 100 (%)	2.3%	2.3%	2.4%	2.5%	2.7%	3.1%	3.2%	3.3%	3.6%	3.3%	3.0%	3.2%
短期被保険者証交付世帯数 (C)	37,170	43,141	49,475	52,861	59,838	61,324	62,141	63,267	65,436	64,224	70,613	67,921
C ÷ A × 100 (%)	5.1%	5.8%	6.5%	6.8%	7.6%	7.9%	7.9%	8.1%	8.4%	8.1%	9.1%	8.8%
資格証及び短期証交付世帯数	54,023	60,201	68,066	72,519	81,341	85,524	87,315	88,955	93,303	90,425	94,125	92,899
(B+C) ÷ A × 100 (%)	7.4%	8.1%	9.0%	9.3%	10.3%	11.0%	11.1%	11.4%	11.9%	11.4%	12.2%	12.1%
＜各年度の収納率＞												
保険料 (税) 収納率 (全国)		92.9%	92.5%	91.9%	91.5%	91.0%	90.4%	89.9%	89.4%	88.6%	88.0%	88.4%
保険料 (税) 収納率 (福岡県)		93.6%	93.2%	92.8%	92.3%	91.8%	91.2%	90.8%	90.8%	90.3%	90.1%	90.1%

2021年8月以降で広報

国保一部負担金減免実施状況

保険者番号	市町村 保険者名	2018年度(H30)実績		2017年度(H29)実績		2016年度(H28)実績		2015年度(H27)実績		2014年度(H26)実績	
		減免実施 件数	減免総額 (千円)	減免実施 件数	減免総額 (千円)	減免実施 件数	減免総額 (千円)	減免実施 件数	減免総額 (千円)	減免実施 件数	減免総額 (千円)
1	北九州市	29	6,010	30	6,226	60	9,192	138	19,864	42	7,075
2	福岡市	268	1,117	29	942	27	1,219	17	516	16	945
3	大牟田市	2	219	3	55	2	12	1	140	0	0
4	久留米市	105	10,091	2	19	2	34	0	0	2	99
5	直方市	0	0	1	76	1	11	0	0	0	0
6	飯塚市	104	9,033	0	0	4	744	0	0	0	0
7	田川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	柳川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	嘉麻市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	朝倉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	八女市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	筑後市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13	大川市	1	89	1	124	0	0	0	0	0	0
14	行橋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	豊前市	8	625	1	113	0	0	1	234	0	0
16	中間市	2	93	3	625	2	49	2	265	3	530
17	小郡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	筑紫野市	3	108	0	0	1	16	0	0	0	0
19	春日市	3	384	0	0	0	0	0	0	1	2
20	大野城市	1	25	1	0	7	142	1	0	2	0
21	太宰府市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22	那珂川町	0	0	1	15	2	157	1	27	1	1
24	宇美町	0	0	0	0	0	0	30	889	0	0
25	篠栗町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26	志免町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	須恵町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	新宮町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	古賀市	2	95	2	124	0	0	0	0	0	0
30	久山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31	粕屋町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	宗像市	0	0	3	26	0	0	0	0	0	0
33	福津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37	芦屋町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38	水巻町	0	0	3	1,209	3	102	0	0	0	0
39	岡垣町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40	遠賀町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41	小竹町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42	鞍手町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43	宮若市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45	桂川町	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
55	筑前町	1	9	0	0	11	28	1	19	1	8
57	東峰村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
59	糸島市	0	0	0	0	1	63	0	0	0	0
62	うきは市	6	140	6	135	6	8	2	17	2	52
66	大刀洗町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
68	大木町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
73	広川町	0	0	2	193	2	83	0	0	0	0
76	みやま市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
81	香春町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
82	添田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
83	福智町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
84	糸田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
85	川崎町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
88	大任町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
89	赤村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
90	苅田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
91	みやこ町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
94	築上町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
95	吉富町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
97	上毛町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		536	28,038	88	9,882	131	11,860	195	21,972	70	8,712

後期高齢者医療市町村別被保険者数 (令和2年度：令和2年12月末)

	市町村	合計	未満後期	75歳以上	
1	北九州市	門司区	19,150	649	18,501
		小倉北区	25,222	956	24,266
		小倉南区	30,710	1,093	29,617
		若松区	13,807	575	13,232
		八幡東区	12,910	424	12,486
		八幡西区	38,923	1,456	37,467
		戸畑区	9,657	342	9,315
		小計	150,379	5,495	144,884
		2	福岡市	東区	32,305
博多区	18,604			737	17,867
中央区	16,738			451	16,287
南区	28,406			973	27,433
城南区	14,978			477	14,501
早良区	24,108			880	23,228
西区	23,382			797	22,585
小計	158,521			5,435	153,086
3	大牟田市			21,085	776
4	久留米市	41,344	1,709	39,635	
5	直方市	9,651	354	9,297	
6	飯塚市	19,283	862	18,421	
7	田川市	7,641	335	7,306	
8	柳川市	11,613	481	11,132	
9	八女市	12,179	527	11,652	
10	筑後市	6,966	319	6,647	
11	大川市	6,586	215	6,371	
12	行橋市	10,656	366	10,290	
13	豊前市	4,935	224	4,711	
14	中間市	8,130	309	7,821	
15	小郡市	8,596	278	8,318	
16	筑紫野市	12,242	430	11,812	
17	春日市	11,762	414	11,348	
18	大野城市	10,479	370	10,109	
19	宗像市	14,243	445	13,798	
20	太宰府市	9,970	259	9,711	
21	古賀市	7,325	263	7,062	
22	福津市	9,355	315	9,040	
23	うきは市	5,316	213	5,103	
24	宮若市	4,735	195	4,540	
25	嘉麻市	7,000	340	6,660	
	合計 (A)	692,103	25,747	666,356	

* 広域連合標準システム被保険者データに基づく人数(R3.1.14現在)のため、1月に行われる異動届出等により、実際の被保険者数との間に誤差が生じる場合がある。

福岡県後期高齢者医療広域連合

75歳以上の医療費2割化の都道府県別対象人数

都道府県	2割負担対象者数
北海道	15.3万人
青森	2.7万人
岩手	3.1万人
宮城	6.0万人
秋田	2.4万人
山形	2.7万人
福島	4.6万人
茨城	9.0万人
栃木	4.9万人
群馬	5.3万人
埼玉	23.2万人
千葉	21.9万人
東京	36.8万人
神奈川	33.6万人
新潟	6.2万人
富山	3.6万人
石川	3.2万人
福井	2.3万人
山梨	2.3万人
長野	7.0万人
岐阜	5.8万人
静岡	12.6万人
愛知	22.8万人
三重	5.6万人
滋賀	4.3万人
京都	7.8万人
大阪	23.5万人
兵庫	17.8万人
奈良	5.0万人
和歌山	2.5万人
鳥取	1.6万人
島根	2.1万人
岡山	5.9万人
広島	8.3万人
山口	5.0万人
徳島	1.9万人
香川	3.0万人
愛媛	3.6万人
高知	2.0万人
福岡	12.9万人
佐賀	2.0万人
長崎	3.7万人
熊本	4.0万人
大分	3.0万人
宮崎	2.6万人
鹿児島	3.8万人
沖縄	2.2万人
計	370万人

(出典) 人数や所得・収入は、令和2年7月時点の後期高齢者被保険者の所得状況等実態調査に基づくもの

令和3年度 子ども医療費支給事業 市町村制度状況一覧

(令和3年4月1日時点)

NO.	市町村名	入院						通院						所得制限 【○：無し】	子ども 医療証	乳幼児医療証 (※申請は医師の 判定です)
		1日あたりの自己負担額(月7日以上)			1日あたりの自己負担額			18歳未満 3歳未満			18歳 中学生					
		助成対象 小中 学学生	就学前	18歳 年度末	助成対象 小中 学学生	就学前	18歳 年度末	助成対象 小中 学学生	就学前	18歳 年度末	助成対象 小中 学学生	就学前	18歳 年度末			
1	北九州市 [R4.1.1以降]	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	福岡市 [R3.7.1以降]	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	大牟田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	久留米市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	直方市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	飯塚市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	田川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	柳川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	八女市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	筑後市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	大川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	行橋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13	豊前市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	中間市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15	小都市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16	筑紫野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17	春日市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18	大野城市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
19	宗像市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
20	太宰府市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
21	古賀市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
22	福津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
23	うきは市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
24	宮若市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25	嘉麻市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
26	朝倉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
27	みやま市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
28	糸島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
29	那珂川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
30	宇美町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
31	篠栗町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
32	志免町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
33	須恵町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
34	新宮町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
35	久山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
36	粕屋町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
37	芦屋町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
38	水巻町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	岡垣町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
40	遠賀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
41	小竹町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
42	鞍手町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
43	桂川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
44	筑前町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
45	東峰村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
46	大刀洗町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	大木町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	広川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	香春町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	添田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	糸田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
52	川崎町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
53	大任町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
54	赤村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
55	福智町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
56	苅田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
57	みやこ町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
58	吉富町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
59	上毛町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
60	築上町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【黒塗】償還払です(窓口では支払が必要です)。なお、県外受診や他医療供給等で償還払いとなる場合があります。

新型コロナウイルス感染症の影響による
国民健康保険に関する要望書

日頃より市民のいのちと健康・暮らしを守るため、ご尽力頂いていることに敬意を表します。

さて、厚生労働省は、令和2年5月1日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料(税)の減免に対する財政支援の基準について」と、令和2年5月11日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料(税)の減免に対する財政支援の基準等の取扱いに関するQ&Aについて」を发出しました。貴自治体におかれましても、今般の新型コロナウイルス感染症における国民健康保険の「傷病手当金」の実施、保険料(税)減免についての申請要件、方法につきまして、周知の徹底等行われていることと存じます。

そこで、住民へのきめ細かな周知徹底を図り、制度の活用を拡げて頂きますよう、以下要望いたします。

※添付【資料】「新型コロナウイルス感染症に関わる国保料・税の減免に関する要請と厚生労働省の回答(要旨)について」6月23日付・全国商工団体連合会

記

- 「主たる生計維持者」の取扱いについて、厚生労働省「Q&A」問2-4では、主たる生計維持者は基本的に「世帯主」としてはいますが、必ずしも現在の世帯の生計を維持している方とはなっていません。6月23日に全国商工団体連合会と厚生労働省との懇談・交渉にて「世帯主に限らず実状に応じて判断するよう保険者に伝えている」と回答を頂いております【資料】。減免申請のためだけに世帯主の変更手続きをするのは、事務的負担が増すだけでなく、家族の在り方にも影響を及ぼしかねません。実状に応じた柔軟な対応をするようにして下さい。
- 事業収入等の減少による減免申請について、厚生労働省「Q&A」問2-7では、迅速な支援の観点から「見込み」の判断で差し支えないとしています。さらに、6月16日の参議院厚生労働委員会で、濱谷厚生労働省保険局長、加藤厚生労働大臣が「結果として収入が3割以上減少していなかった場合でも、不正がある場合を除き、国の財政支援の対象となる」と答弁し、結果の申告は求めていません。従って、結果を求めたり、遡って取り消しや返金を求めることがないようにして下さい。
- 減免の申請期間を対象期間である令和3年3月31日迄受け付けるようにして下さい。
- 周知徹底にあたって、減免制度の対象となる全ての被保険者救済のため、国保世帯へ文書での通知を基本に、市政日より・町政日より等にも掲載して下さい。
- 新型コロナの患者となった国民健康保険加入者に対する「傷病手当金」の実施に関して、9月30日以降も延長して支給するようにして下さい。また、対象に個人事業主も加えて下さい。
- 資格証明書発行者に対して、正規の保険証を発行して下さい。
- 国民健康保険法第44条の一部負担の減免について、コロナの影響を鑑みて活用できるよう周知を行ってください。

以上

上記につきましては、8月17日(月)までに下記宛にご返事頂ければ幸いです。

福岡県社会保障推進協議会事務局 担当：西村・藤野
福岡市博多区博多駅前1-19-3 博多小松ビル2F
TEL. 092-483-0431 FAX. 092-483-0435 syaho@f-kenren.or.jp

「新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険に関する要望書」返送状況一覧

2020年9月18日現在

市町村名	担当課	回答
1 北九州市	健康医療部 保険年金課	1
2 福岡市	生活福祉部 保険年金課	1
3 大牟田市	市民部 保険年金課	1
4 久留米市	健康保険課	1
5 直方市	保険課 医療保険係	1
6 飯塚市	医療保険課	1
7 田川市	市民生活部市民課保険係	1
8 柳川市	健康づくり課	1
9 嘉麻市	市民課	1
10 朝倉市	保険年金課	1
11 八女市	健康推進課 国民健康保険係	1
12 筑後市	市民課 国民健康保険担当	1
13 大川市	市民課 国保年金係	1
14 行橋市	国保年金課	1
15 豊前市	市民福祉部 市民課/税務課	1
16 中間市	健康増進課 国保医療係	1
17 小郡市	国保年金課 国保係	1
18 筑紫野市	市民生活部国保年金課国保担当	×
19 春日市	健康推進部国保医療課国保担当	未
20 大野城市	国保年金課	1
21 太宰府市	市民生活部 国保年金課	1
22 那珂川市	市民課	1
23 宇美町	住民課	1
24 篠栗町	住民課 国保年金係	1
25 志免町	住民課 保険係	1
26 須恵町	住民課 国保年金係	1
27 新宮町	住民課	1
28 古賀市	市民国保課 国保係	1
29 久山町	町民生活課	1
30 粕屋町	総合窓口課	1
31 宗像市	健康福祉部国保医療課国保係	未
32 福津市	保険年金医療課保険年金係	1
33 芦屋町	住民課 保険年金係	1
34 水巻町	住民課 保険年金係	1
35 岡垣町	健康づくり課医療年金係	×

市町村名	担当課	回答
36 遠賀町	健康こども課 国保年金係	1
37 小竹町	健康増進課	1
38 鞍手町	保険健康課 国保年金係	1
39 宮若市	市民課 国保年金係	1
40 桂川町	保健環境課 医療介護保険係	1
41 筑前町	健康課	1
42 東峰村	保険福祉課	1
43 糸島市	健康増進部国保年金課	×
44 うきは市	市民生活課 国保・年金係	1
45 大刀洗町	健康課	1
46 大木町	税務町民課/健康課	1
47 広川町	国保・年金係	1
48 みやま市	健康づくり課 国保年金係	1
49 香春町	保険健康課 国保年金係	1
50 添田町	住民課保険年金係	×
51 福智町	住民課保険係	1
52 糸田町	住民課	1
53 川崎町	住民課 国保医療係	1
54 大任町	福祉課国保年金係	1
55 赤村	住民課国保係	1
56 菊田町	税務課/住民課	1
57 みやこ町	保険福祉課 医療保険係	1
58 築上町	住民課	1
59 吉富町	福祉保険課	1
60 上毛町	長寿福祉課福祉医療係	1
合計		54

(回答率90%)/60

未回答 春日市、宗像市 2
×拒否 筑紫野市、岡垣町、糸島市、添田町 4

「新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険に関する要望書」への返答一覧

福岡県社会保険推進協議会

2020年9月18日現在

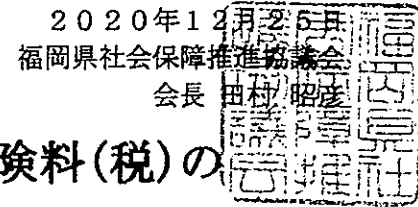
市町村名	回答日	1.主たる生計維持者の取扱い	2.減免申請	3.申請期間	4.周知徹底	5.傷病手当金の実施	6.資格証明書発行者へ保険証交付	7.国保法44条(一部負担の減免)活用の周知
1 北九州市	8月20日	県より実情に応じて対応して構わないとの連絡を受けたため、取り扱いを緩和することとした。	見込みで減免している。結果を求めたり、遡って取り消しはしない	令和3年3月31日まで	国保加入全世帯に保険料減免制度リーフレットを郵送。市政だより、新聞広告、HP等を活用して周知徹底に努めている。	運用は「規則で定める日まで」(国の財政支援の適用終了日まで)と条例で定めている。市町村で差が生じないよう、国が示した条件で支給している。よって、個人事業主は支援対象にはならない。	資格証明書は滞納者と接触の機会を確保し、納付相談を行うためのもの。特別な事情を把握した方には、短期保険証を発行している。	コロナに関わらず減免の要件を満たしていれば適用される。国保の手引き、HP、市政だより、ポスター等を活用して周知徹底に努めている
2 福岡市	8月19日	基本的に世帯主(納税義務者)だが、個々の状況を勘案し、申し出によって世帯主以外の方を認めるなど柔軟に対応している	見込みで減免決定している。後日、結果を求めることは予定していない	市の条例で「納期限3日前までに書類提出」と規定しているため、令和3年3月29日迄としている。但し、難しい場合は3月31日迄受付を行う	保険料決定通知書に同封しているリーフレットや市政だより、HP等で周知を図っている	国の基準通り対象者には支給している。期間は12月31日迄延長する。国が示す対象者や基準を超えて支給した場合、超える部分は全額が保険者の負担となる。	資格証明書は国保法において交付が規定。負担の公平性と接触機会確保の観点から、特別な事情もなく滞納し、納付の誠意が見られない世帯に交付している。	医療費通知へ記載の他、保険証更新時に全世帯に送付する小冊子、国保のてびきによる広報等を例年実施。コロナ発生後、市政だよりにも案内を掲載している
3 大牟田市	8月17日	8/12県より、実情に応じて対応して構わないとの連絡を受けたため、再度、広報誌やHPで周知を図り、窓口などでも案内していく。減免は世帯の実情に応じて対応していく	迅速な支援の立場から見込みで判断している。不正の場合を除き、結果申告や遡って取り消しはしない	令和3年3月31日まで	納税通知に同封したチラシや広報紙、HP、公式Twitter等で周知を図っている	5月の臨時議会で条例の一部改正を行い対応している。対象者や適用期間は厚労省通知に基づいて行っている。適用期間は国内の感染状況を注視していくとされている	厚労省からの通知に基づき、資格証明書を被保険者証とみなして取り扱っている	44条に基づき一部負担金の減免・徴収猶予は、HPや7月発送の納税通知書に同封したチラシで周知を図り、定期的にも広報紙で知らせている
4 久留米市	8月17日	基本的に世帯主だが、最も所得の高い世帯員を「主たる生計維持者」とみなすなど、その世帯の実情に応じた対応を行っている	申請時点での見込みで判断している。不正の場合を除き、結果として減収が運じていなくても減免を取り消すことはない	令和3年3月31日まで	6月に発送した保険料納付通知にチラシや申請書を同封した。広報紙やHPに制度の内容を掲載したり、商工団体等の窓口でチラシを配布など広く周知に努めている	コロナ感染症も含めて傷病手当金を申請を受け付けている。期間は9月末となっているが、延長の通知があれば検討する。支給対象者は、国からの通知に基づいて給付収入がある被用者としている	新型コロナウイルス感染症に係る罹病者・接触者外来や宿泊料用および自宅療養中で受診する場合は、国の通知に基づき、資格証明書を被保険者証とみなしている	保険料の減免申請をされている方に、チラシを送って一部負担金減免制度の説明をしている。また、HPのコロナ関連にも所得減免の方が利用できる制度として案内するなど周知に努めている
5 直方市	8月17日	「世帯主」に限定せず、実情に応じて判断している	不正がある場合を除き、遡って取り消し等は行わない	令和3年3月31日まで	市報・ホームページに掲載するとともに、市内各医療機関へ減免制度に関するポスターを送付し、受付窓口等に貼って頂く依頼している	適用期間や対象者は国の基準に沿って実施することとしている	収納担当課と連携し、行方不明や全く連絡が取れない被保険者を除き、短期保険証を交付している	相談があった場合には制度の内容をお知らせしている
6 飯塚市	8月14日	「世帯主」に限定せず、実情に応じた対応を行っている	見込みで申請して決定している。結果的に3割以上減らなかった場合でも減免対象だが、虚偽など不正がある場合は決定を取り消す場合がある	令和3年3月31日まで	周知は、市報及び全戸配布チラシで行っている	国から通知のあった基準に合わせた対応を行っている	医療機関窓口において被保険者証として取り扱う旨の措置という国からの通知に合わせた対応を行っている	所得減免の基準に合わせた一部負担金の減免について、全戸配布文書などを活用した周知を行っている
7 田川市	9月2日	世帯主と限定はしていない	不正がある場合を除き、結果の提出や遡って取り消しや返金を求めない	令和3年3月31日まで	広報・HPによる周知の他、7月に郵送した保険証に文書を同封している	令和2年1月1日から規則で定める日までとし、感染の事態が収束する時期等を見極めて定めることとしており、規則は定めていない。支給対象は、国保加入者の内「被用者」としており、自営業者等の個人事業者は対象外	資格証明書交付者には治療の必要性や緊急性が高い場合、短期保険証の交付を行っており、電話相談による対応も可能にしている	44条に基づき一部負担金の減免は「田川市国民健康保険一部負担金の減免に関する要綱」に基づき対応している
8 柳川市	8月17日	客観的資料などがあれば、実情に応じて判断することとしている	「見込み」で判断している。また、収入が結果的に3割以上減らなかったとしても、結果を求めたり、遡って取り消しや返金を求める予定はない(被保険者の虚偽申請が疑われるものは除く)	現在未定だが、加入世帯へ2度個別に周知チラシを送付。市報、HPでの周知。収入を1月～12月の見込みで判断などを勘案し、適切な期限を決定したうえで再度周知を実施する	加入世帯へ2度個別に周知チラシを送付。市報、HPでの周知。また、国保加入手続き時の被保険者への説明、加えて国保運営協議会や市議会(委員会)などでも説明し、周知している。	市国保としては財政的余裕がないため、国の財政支援の範囲内での実施を想定している。なお、個人事業主は被用者ではないため対象にはできないと考えている。	資格証明書発行者は、再三に渡るお知らせや弁明の機会を付与などに対し、1年以上も何ら反応しない世帯である。何らかの相談があれば、保険証を発行する準備はある。やりくりしてまじめに納付して頂いている被保険者との公平性が保てないため、正規の保険証は交付できない。	相談があれば説明をするが、対象者の生活の建て直しに向けて、現状の把握とどのような支援が適切かを総合的に判断する必要があり、また制度の活用には条件もあることから、単体の周知は考えていない。
9 嘉麻市	8月17日	実情に応じて柔軟な対応を行うようにしている	不正が疑われる場合を除き、遡っての取り消しや返金を求めることはない	令和3年3月31日までに基本として検討する	市報7月号の全戸配布の際にチラシを同封。HPも合わせて周知徹底を図っている	期間の延期や対象範囲の拡大は、感染症の市民への影響や国の財源など、状況に応じて検討していく	正規の保険証発行は、本人の状況に応じて対応している	市報8月号、HPなどで44条(一部負担金の減免)活用に関する周知を行っている
10 朝倉市	8月14日	厚労省Q&Aに基づき、世帯の世帯主を指す=県からの通知前→(8/12厚労省追加通知後、電話にて確認)実情に応じた対応を行うこととしている	厚労省の定める基準に基づき、受付をしている	令和3年3月31日まで	市報(6/15日号)、HPにて広報済み	厚労省の定める基準に基づき、柔軟に対応する	2/28、4/30付厚労省通知に「資格証明書を被保険者証とみなして取り扱うこと」の記載があるため、被保険者証の交付は不要。	必要に応じて対応検討する
11 八女市	8月12日	厚労省Q&Aで、主たる生計維持者は世帯主を指す。世帯主以外の収入で生計が維持されているか、世帯主変更を行ってもらう。今後、改訂により変更がある場合は、それに準ずる。→(8/12厚労省追加通知後、電話にて確認)実情に応じた対応を行うこととしている	見込みで判断を可とし、明らかな不正の場合を除き、結果として差異が生じても、減免の遡及取り消しや差額返金などを行う予定はない	早期に減免を受けて頂くよう、年内での申請を案内しているが、令和3年3月31日まで対象としている	市広報、HPへの掲載の他、納税通知書に減免制度のチラシを同封した。新規加入所には窓口で周知している。FM八女を活用した周知も行っていく	国の支援が延長されれば対応していく。厚労省Q&Aで、支給対象を被用者の内、感染者と疑念感染者が直近3ヶ月の収入を基に支給額の計算を行うことになっている。個人事業主の家族で青色・白色事業主従事者も傷病手当金の対象となっている	資格証明書を被保険者証とみなす取扱いについて、資格証明書交付世帯全てに文書で通知し、HPでも周知している。宿泊療養や自宅療養期間中の受診も同様としている。なお、資格証明書交付世帯には、納税相談のお知らせを送付し、相談後の分納契約により短期保険証への切り替えや生活保護担当への案内を行っている	HPへの掲載や窓口での相談の機会をとおして周知を図っていく。また、豪雨被災世帯への個別案内もしている
12 筑後市	8月14日	厚労省Q&Aに基づき「世帯主」を「生計維持者」として減免しているが、世帯主以外が事実上の「主たる生計維持者」とであると確認できる場合においても減免を受け付ける	見込みで申請頂いて、減免の可否を判断している。結果の報告などを求めることは考えていない	令和3年3月31日まで	市広報、HPに加え、納税通知書に案内チラシを同封している。新規加入所にも同様としている	国の基準通り実施する	納付相談後、納付状況に応じ被保険者証(短期証)を交付しているが、感染拡大防止の観点から、電話相談により特別な事情と認められれば短期証を交付する	市広報にて制度の周知を行っている
13 大川市	8月17日	「主たる生計維持者」を基本的に「世帯主」とするが、現に世帯の生計を維持していると認められる方を含めて、どちらかの方の所得が減少した場合としている。世帯主変更までは求めていない	国の財政支援基準の範囲内で行う	令和3年3月31日まで	6月市報と同時に市内全戸へチラシを配布し、HPにも掲載。今後市報等への記載を行う。	期間延長は未定。国・県・近隣市町の状況により検討することになる	資格証明書をもって、保険証を持っている方と同様の窓口負担割合となるので、被保険者証への切り替えを実施する予定はない	コロナに係る医療機関への支払いは、一部負担金の減免対象としない

14	行橋市	8月21日	基本的に世帯主だが、現状との齟齬があり、世帯主変更も困難な場合は、世帯員でも「主たる生計維持者」とみなし、減免するよう柔軟に対応する	厚労省Q&Aに沿って処理する	令和3年3月31日まで	市報やHPに掲載及び納付書にお知らせを同封して郵送などで周知を図っている	今後、国の動向に沿って対応していく	現状の制度の運営上、一律の保険証の発行は困難だが、きめ細かな相談等で対応していく	実施要綱や申請様式を作成して、HPに掲載して周知に努めている
15	豊前市	8月17日	実情に応じて判断して申請を受け付けている	申請にて3割以上の減少になっていれば受け付けている。但し、見込み減りが虚偽によるものであれば、取り消しも検討している	7月7日に税額納入通知書を発送した日より受付を開始し、終了日は特段の設定はない	市報及びHPに掲載している。また、税額納入通知書にリーフレットを同封するかたちで周知を図っている	適用期間は厚労省の基準に従い、令和2年9月30日までを対象としている。期間延長については、今後の感染状況や国の財政支援を確認し検討する	資格証明書発行者で発熱等の症状が出ており、感染が疑われる場合は速やかに受診できるよう、緊急的に保険証を発行できる体制を整備している	申請書を出してもらい、特別の事情があると判断された場合は一部負担金の減免を認めている。コロナによる一部負担金の減免は、傷病手当金の申請時等に適時周知していく
16	中間市	8月17日	主たる生計維持者が世帯主と同職ではない。世帯主以外の生計維持者における収入減少が要件を満たすなら申請を受理している	結果として要件を満たさなかった場合でも、遡及して取り消したり、改めて税金を賦課するような運用は行わない	期限を定めずに運用している	6月10日発送の国税の当初通知に減免について記載している他、HPにて周知を行っている	国の動向に沿って適用期間等の見直しを検討する。個人事業主に対する支給も国の財政支援の範囲内で実施できるよう、国の動向を注視していく	資格証明書の提示により、被保険者証と同等の扱いを受けることができるため、切り替えは検討していない	コロナに関する療養の一部負担金は、PCR検査費用や陽性だった場合の入院費等は一部負担金が発生しないため周知していない。今後の状況を見ながら必要に応じて対応を検討していく
17	小都市	8月17日	原則「世帯主」という取扱いをしているが、世帯主以外の世帯員の収入で生計を維持している場合もあるので、本人からの申し立てと確定申告等の状況により認定を行うこととしている	申請者本人に見込みを立てて頂くこととしており、結果の申告は求めている。不正がある場合を除いては、遡った減免取り消しや保険税の追加徴収を行うことはない	令和3年3月31日まで	納税通知にチラシを同封して周知している。また、広報及びHPでも掲載している	国の基準に基づき行っている。期限の延長や対象者拡大については、国の財政支援の基準が変更になった場合には対応する	新型コロナ発症疑いの場合、受診時に資格証明書を提示しても保険証として取り扱うと国から通知されている。新型コロナの発症が疑われる場合の受診を阻害するものではないため、一律の正規保険証の発行は考えていない	一部負担金の減免については、新型コロナの影響を注視しながら、その活用について適切に対応していく
18	筑紫野市								
19	春日市								
20	大野城市	8月11日	5/11厚労省Q&Aで、主たる生計維持者は世帯主とされ、世帯主以外の収入で生計が維持されている場合は、国保法10条2項による世帯主変更を行うことが考えられると明記。当該通知に基づいて判断する →(8/12厚労省追加通知後、電話にて確認)既に申請を受理して実行している。今から変更できないため、前述の対応を行う	国の通知の通り	令和3年3月31日までに納期限がある保険税が対象。3月24日申請まで受け付け	国保全世帯への通知の他、広報及びHPに掲載している	国の通知に基づき判断する	資格証明書を交付されている人でも、保険証を提示した時と同様に受診することができる。なお、納税の相談をして、特別の事情があると認められた場合は被保険者証を交付している	一部負担金の減免については、福祉や生活保護の部署と連携し、必要な方への適切な相談・案内を行っていく
21	太宰府市	8月11日	今後の国保運営のための参考とさせてもらう →(8/12厚労省追加通知後、電話にて確認)実情に応じた対応を行うこととしている	今後の国保運営のための参考とさせてもらう	令和3年3月31日まで	保険税納税通知書に文書を同封し、全世帯へ周知するとともに、HPや市広報に掲載している	今後の国保運営のための参考とさせてもらう	今後の国保運営のための参考とさせてもらう	今後の国保運営のための参考とさせてもらう
22	那珂川市	8月11日	主たる生計維持者と世帯主が一致していない場合、厚労省Q&Aの通り、世帯主の変更を行うことで減免の対応をしている →(8/12厚労省追加通知後、電話にて確認)実情に応じた対応を行うこととしている	収入の「見込み」について、結果を求めると、遡って取り消しや返金を求めることはしないが、被保険者本人による申し出があった場合は受け付ける	新型コロナウイルス感染症の状況を考慮して対応していく	国保世帯への通知や、広報・ホームページで行っている	適用期間の延長については、国内の感染状況、国の動向等を注視していくこととしている。また、自営業者への支給についても、国県、他自治体の動向等を注視していくことと考えている	厚生労働省の通知により、被保険者資格証明書の取扱いについては、被保険者証とみなして対応と示されているため、対象者に対して個別に通知をしている	国・県、他自治体の動向等を注視していくことと考えています
23	宇美町	8月13日	国の通知どおり。実情に応じて判断する	国の通知どおり。結果の申告は求めないが、不正と判断すれば返還を求め	令和3年3月31日まで	全世帯へ賦課通知とともにチラシを配布。HPと広報でも周知	9月30日以降も延長するか、個人事業主を対象に加えるかは国の基準に準ずる	8月更新時は、感染拡大を防ぐことを目的として、資格書世帯にも短期保険証を交付	HPで周知している
24	篠栗町	8月21日	原則国基準だが、実情に応じた判断も行っている	国基準の取扱いを行っている	国の財政支援の対象期間としている	町広報紙及びHPにて周知。また、納税通知書にも案内文書を同封している	国基準の実施としている。12月31日迄延長予定	(資格証明書の)発行者がいない	特段の周知は行っていない
25	志免町	8月4日	基本は世帯主だが、世帯全員の収入と状況を見て対応する	事業収入が見込みでも増減がはつきりしない場合は、令和2年確定申告後の減免申請書の提出を促している	条例により最終納期限の3日前(令和3年3月26日)まで	広報・ホームページ等で案内	国の基準に合わせる	コロナに関しては、資格証明書を保険証と読み替える事ができるので、差し替えは行っていない	コロナに関しては、被保険者、医療機関等より相談はあっていない
26	須恵町	8月14日	国の基準どおり運用する	国の基準どおり運用する	国の基準どおり運用する	ホームページ及び広報にて掲載	国の基準どおり運用する	滞納者に対しては短期証を発行している	検討する
27	新宮町	8月7日	国の基準どおり運用する	国の基準どおり。不正等がある場合を除き、対象としている	国の基準どおり運用する	国保税決定通知書にお知らせを同封。また、町広報紙及びHPへ掲載	国の基準どおり運用する	町国保税滞納世帯の取扱いに係る要綱及び国保法9条等に基づき運用している	周知はHP等検討している
28	古賀市	8月14日	国の通知に準じた取扱いとする	国の通知に準じた取扱いとする	令和3年3月31日まで	広報紙やHP、各戸配布の納税通知書にチラシを同封して周知している	国の通知に準じた取扱いとする	法令等に準じた取扱いとする	周知は検討させてもらう
29	久山町	8月13日	主たる生計維持者は基本的に世帯主だが、世帯の課税状況を確認するなどして、実質的に生計を維持している方を把握している。実状に応じた柔軟な対応をしている	見込みの判断で受け付けており、結果を求めたり、遡って取り消しや返金を求める予定はない	令和3年3月31日まで	課税通知書に案内を同封。広報紙やHPにも掲載している	国の通知に準ずることとし、町独自の取り組みをする予定はない	納付相談を随時実施しており、個別に対応している	周知方法を検討中
30	粕屋町	8月21日	実情に応じて判断して構わないとの厚労省からの説明があるため、運用上は柔軟な取扱いをすることとしている	国の基準どおり実施する	令和3年3月31日まで	HPに掲載予定	支給期限は規則で定めることとしているが、現時点で期限は未定	個々の状況に応じ、短期保険証の発行を検討する	周知は今後検討する
31	宗像市								
32	福津市	8月28日	世帯主に限らず実状に応じ対応している	見込みで受け付け、結果や返金は求めている	令和3年3月31日まで	納付書にチラシを同封して周知している。今後、広報にも掲載する予定	12月末まで延長予定。個人事業主を加えることは制度上難しい	短期保険証で対応する	個別の相談により対応する
33	芦屋町	8月13日	本人からの申し出により「主たる生計維持者」の変更がある場合は「世帯主」の変更を行っている	見込み額で申請を受け付け、結果として3割以上減少していない場合、不正以外は、結果を求めたり、遡って取り消しや返金を求めることはない	令和3年3月31日まで	納税通知書送付時にチラシを同封の他、町広報紙及びHPに掲載することで周知している	国が示したとおりに行っている。国から通知等で変更の必要があれば対応する	(資格証明書の)発行者がいない	積極的な周知は行っていないが、相談があった場合には対応する
34	水巻町	8月17日	住民票上の世帯主以外の収入で生計が維持されている場合は、国保の世帯主変更等、実状に応じて対応している	見込みの申告書を提出して頂く。結果の報告等を求める予定はない	令和3年3月31日まで	保険税納税通知に減免を案内するパンフを同封する他、町広報紙やHPにも掲載している	町独自で期間延長や対象者を拡大することは、新たにその財源を被保険者に求めることになるため困難だと考える	納税相談の機会の確保のため、一律の保険証交付は行っていない。相談後、個別に対応している	本町の「一部負担金減免等取扱要綱」に基づき適切に案内、相談する

35	岡垣町								
36	遠賀町	8月11日	減免申請書の内容どおり、主たる生計維持者としている	不正が発覚した時は、遡って取り消しや、返金を求める場合がある	令和3年3月31日まで	納税通知書にお知らせを同封。広報やHPにも掲載している	厚労省の基準は9月30日とされているが、その後継続の場合は支給を継続できるとなっている。支給対象は、給与所得を有する者とされているため、個人事業主は対象にならない。この基準に従い支給を行っている	資格証明書に替えて被保険者証の発行は予定していない	PCR検査等実施した場合、検査費用の自己負担は発生しない。医療機関で受診後に発熱等でPCR検査を受け、陽性の場合公費で支払われるため、一部負担金の減免を活用することは予定していない
37	小竹町	8月14日	8/12県通知により、運用として、柔軟な対応をして構わない旨把握している	不正な申告はないものと判断しているが、悪質なものである場合等、ケースに応じ判断される	要望のとおり実施する(令和3年3月31日まで)	HP、町広報で既に周知済み	今後、検討させて頂く	本年7月末まで発行していたが、今後の取扱いについては、状況を見て判断したい	今後検討する
38	鞍手町	8月14日	「主たる生計維持者」を「世帯主」に限定せず、実状に応じて判断する	不正などによって収入を過少に見込んで申告していると認められる場合を除き、減免の変更や取り消しは行わない	現在、対象期間の締日は設けていない	HP、広報紙にて周知している	国の動向を見ながら考慮していく	コロナウイルスに感染した場合、資格証明書でも通常の保険給付が適用されることから、通常通り資格証明書を発行していく。保険税の納付状況を見て検討していく	HPの例規集にて周知している。窓口での相談時に個別対応させて頂く
39	宮若市	8月18日	世帯主以外の世帯構成員の収入で生計が維持されている場合、その世帯の実情を考慮し、その者を主たる生計維持者としている	結果として3割減収になっていなかった場合、不正などによって収入を過少に見込んで申告していると認められる場合を除き、減免の変更や取り消しを行うことはない	市の国保条例27条第2項で、納期限7日前までと規定しているため、令和3年3月24日を申請期限としている	市広報及びHPに掲載し、広く周知している	市の国保条例を一部改正し、傷病手当金の支給制度を整えたところだが、適用期間については、今後の感染拡大状況を考慮し、延長も検討すべきものと考えている	一律に短期保険証に切り替えは、現在実施していない	一部負担金の徴収猶予及び減免取扱要綱を定めており、HPにて制度の周知を図っている
40	桂川町	8月20日	8/12付けで厚労省より追加説明があったとおり対応する	収入の見込み違いが被保険者の虚偽によるものである場合は、条例等の規定に基づき適切に取り扱う	令和3年3月31日まで	HP、町広報紙に掲載し、周知している	国や近隣市町村の動向を注視し、検討していきたい	資格証明書の発行は行っていないため、すべて短期保険証にて対応している	HPに掲載し、周知している
41	筑前町	8月17日	一律に世帯主を「主たる生計維持者」とせず、世帯の実情を確認しながら、世帯主以外が「主たる生計維持者」と判断できる場合は、そのように取り扱っている	結果の申告が求められていないことから、3割以上の減少がなかった場合でも、遡って減免を取り消すことは想定していない	令和3年3月31日まで	国保税の賦課通知に、納付困難な場合相談するよう通知を同封した。また、HPにも掲載して周知を行っている	町の国保条例において、9月30日が期限としている。国の財政支援が延長されれば10月1日以降も支給できるよう条例を改正することも考えられる。支給対象は、「被用者」に限られることから、個人事業主を対象とは考えていない	資格証明書の発行は行っていないため、すべて短期保険証にて対応している	一部負担金の減免に関しては、国の財政支援がない状況にあるため、積極的な活用は考慮していない
42	栗峰村	8月27日	実情に応じて判断する	見込みでの判断	令和3年3月31日まで	本算定時に「減免のお知らせ」と「申請書」などを同封	要望書どおり	相談に応じている	要望書どおり
43	糸島市								
44	うきは市	8月18日	世帯主以外の方で生計を維持されていれば主たる生計維持者と判断する等、実状に応じて判断している	3割以上の減収を見込んで申請した後で、結果として3割以上減収になっていなかった場合でも、不正がある場合を除き、減免を取り消すことや返還を求めるとはしない	令和3年3月31日まで	市の広報誌、HP掲載している。周知を図るため、個別通知を検討している	国の財政基準に基づき支給することとしている。対象に個人事業主を加えることについては、市長会より国に要望しているところだ。9月30日以降の期間延長については、感染状況や国の状況を見ながら検討していく	特別な事情がある場合は、短期保険証を交付している	周知のため市のホームページに掲載する
45	大刀洗町	8月17日	被保険者の実情に応じて対応している	迅速な支援の立場から「見込み」の判断で対応するが、結果3割減収にならなかった場合も出てくるが、対象外になった場合は、減免を取り消す	令和2年9月30日までとしているが、今後の感染状況により柔軟に対応する予定	町広報5.6月号で掲載、9月号にも掲載する。HPでも掲載。8/21に隣組回覧で広報する予定	国が期間延長及び対象者拡大を行えば、それに準じて実施する	資格証明書発行者が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、正規の保険証を発行する予定	周知について検討する
46	大木町	8月7日	「主たる生計維持者」は国保の被保険者である世帯主(兼制世帯主含む)を言うが、申し出により、被保険者の内、主に生計を担っていると認められた場合は除く	見込みで判断することとし、結果として収入が3割以上減少しなかった場合でも、不正がある場合を除き、遡って取り消しや返金を求めることはない	令和3年3月31日まで	HP及び窓口でチラシを配布している	国・県の方針に準拠し、実施している	滞納者などできるだけ相談の機会をえるための措置を講じながら、保険証から資格証明書への変更をしている	HPで周知している
47	広川町	8月17日	「主たる生計維持者」を「世帯主」に限定せず、実情に応じて判断している	結果的に収入が3割以上減少しなかった場合でも、結果を求めたり、遡って取り消しや返金を求めることはない。但し、虚偽や不正申告の場合を除く	令和3年3月31日まで	保険証更新通知に、新型コロナの影響による国保税の減免について記載し周知している。広報9月号にも掲載予定	国の財政支援の期間が12月31日までの対象とすることとなったので、同様とする。個人事業主については、国と同じ扱いである	法令に基づき、適切に運用する	
48	みやま市	8月21日	世帯の実情に応じた「主たる生計維持者」で受け付けている	減収見込みにより、減免申請を受け付けている	令和2年12月28日まで(国保税減免時の財政支援補助金の交付申請スケジュール見込等から)	市広報記事掲載により市民へ減免制度を周知し、国保税納税通知時に国保世帯へ減免周知文を同封し、周知の徹底を図っている	9月30日以降の取扱いについては国の適用期間により対応する予定	国保資格証明書交付世帯へ「新型コロナウイルス感染症発症の疑いがある場合は、資格証明書の提示で通常の被保険者証と同様の負担割合で受診可能」な旨、お知らせしている	現時点では、周知を行っていない
49	香春町	8月13日	厚労省Q&Aに基づき、柔軟に対応していきたい	厚労省Q&Aに基づき、柔軟に対応していきたい	令和3年3月31日まで	広報、HP等で周知を図っている	国の基準である9月30日までとしている	保険証の発行をしている	一部負担の減免は行っていない
50	添田町								
51	福智町	8月27日	同世帯の世帯主又は、国保加入の世帯員の収入で主に生計が維持されている場合、その方が「主たる生計維持者」としている	「見込み」で申請してもらっており、結果の申告は求めている	令和3年3月31日まで	国保世帯への文書通知は行っており、広報・ホームページで周知している	12月31日までに支給する	資格証明書の発行はしていない。短期保険証で対応している	HPに例規集として掲載しているが、不十分なので、方法を検討して周知する
52	糸田町	8月11日	厚労省の回答どおり対応している	「見込み」で判断している(明らかな不正があった時を除く)	各世帯の状況を鑑み、申請期間は年度内を想定している	広報誌、HPに掲載している	現時点では9月30日までとしている	発行実績なし	周知を行う予定
53	川崎町	8月17日	国の財政支援の基準に則って実施している	国の動向を注視し、国の基準に則って実施する	国の財政支援の基準に則って実施している	広報誌等により周知している	国の財政支援の基準に則って実施している	資格証明書発行世帯はなく、通常証または短期保険証で対応している	新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、他の支援等と合わせた一部負担の減免の活用について、柔軟に対応していく
54	大任町	9月2日	8/12に県から情報提供があり、「主たる生計維持者」を「世帯主」に限定せず、実情に応じて判断している	厚労省Q&Aのとおり、申請時以降の収入に関しては「見込み」で判断し、結果の申告は求めない。また、結果として3割以上の減収がない場合でも、不正がある場合を除いて減免の取り消しはない	令和3年3月31日まで	納税通知書の発送時にコロナ減免に関するチラシを同封した。また、広報紙及びHPでも案内をしている。HPでは申請書をDLできるようにしており、郵送での申請もできるようにしている	町の条例で規定されているとおり、給与等の支払いを受けている者以外は対象とならない。受付期間に関しては柔軟に対応する予定	滞納者が今後の支払いに対して真摯に取り組む旨の誓約書を入れていただく限り短期証を発行しており、現在、資格証明書の発行件数は0件である	今後、広報紙及びHPでの掲載を検討していく

55	赤村	8月31日	対応している	検討中	対応する予定	対応している	検討中	検討中	検討中
56	苅田町	8月22日着	町が定めている新型コロナウイルス感染症の取扱要綱に、主たる生計維持者は国保の被保険者である世帯主としている。県からの回答でも、世帯主以外では補助金の対象外となるため、主たる生計維持者は世帯主として取り扱っている	収入が確定している月以外は見込みで受け付けており、不正がある場合を除き、結果を求めたり、遡って取り消しや返金を求めることはしない	令和3年3月31日まで	HP、広報かんだへ掲載。納税通知書発送時に国保加入の全ての世帯に周知のチラシを同封している	国や県、近隣自治体の動向をみて判断していきたい	国保税の徴収率が低く、資格証明書の発行は、滞納されている方と接する大切な機会であると考えている	令和元年11月より、新しくHPに掲載して周知している
57	みやこ町	8月13日	国保財政がひっ迫しており、国からの支援対象である世帯主、寡制世帯主以外の方を減免該当者とすると、今以上の国保財政悪化が懸念される。国民皆保険の基盤であり、セーフティネットの1つである国民健康保険の安定的な事業運営を行う必要があるため、国の財政支援対象外となる方については、減免の対象外とする	減収の見込みで申請を行い、公平な審査のもと決定している。結果として収入が3割以上減少していなかった場合でも、不正の場合を除き、結果の申告を求めたり、遡って返金を求めることはしない	令和3年3月31日までとしているが、必要に応じて申請期間を延長する	納税通知書に減免について分かりやすく書かれたチラシをすべてに同封して発送した。また、HPにも掲載した	傷病手当金の支給期間は9月30日までとなっている。支援対象期間が延長になった場合は対応したい	厚労省通知に当該資格証明書を被保険者証とみなして取り扱うこととしているので、被保険者証を発行する必要はない	新型コロナウイルス感染症の影響による一部負担金減免の相談はないが、HPに記載するなど制度の周知を図っていく
58	築上町	8月6日	個別の状況で対応する	国の財政支援の基準に準じて対応する	令和3年3月31日まで	保険税通知に同封し、全世帯へ通知した。HP、広報にも掲載している	国の財政支援の基準に準じて対応する	個別の状況で対応する	状況により検討する
59	吉富町	8月26日	「主たる生計維持者」を「世帯主」に限定せず、実情に応じて受付を行う	「見込み」で受け付けている。虚偽の申請、その他不正行為による申請でなければ、遡って取り消しや返金を求めることはしない	令和2年中の収入は12月末で確定するため、申請受付は令和3年1月29日までとしている	納税通知書発送時に、全国保世帯へ周知用パンフレットを同封している。その他、広報やHPに掲載し、周知徹底を図っていく	厚労省が個人事業主を対象とする見解が示されれば財政支援を行う。適用期間については、8/17付厚労省通知により12月31日まで延長することとなったため、同様としている	特例での保険証発行は考えていない。コロナの影響で解雇や雇止めが発生した場合、国保加入時に非自発的失業者認定申請の案内をしており、収入減により国保税の納付が困難な場合は、国保税減免の受付や納税相談を随時行っている	国保税を採用しているため非該当
60	上毛町	8月31日	世帯主の取扱いについては、すでに柔軟な対応ができるようにしている。また、歳事世帯の世帯主変更事務取扱要綱を定め、実情に即した国保上の世帯主を設定することができる体制を整えている	今年の事業収入等の減少については見込みで判断して減免を行う。結果的に3割以上の減少となるかの確認は行わない	減免申請は納期限までと定めている。やむを得ないと町長が認める場合は、期限後でも遡って減免を適用する	納税通知書及び督促状に周知文を同封しており、納税義務者全員へ周知している。町広報への掲載は行っていないが、HPへ掲載予定である	令和2年12月31日迄延長する予定。個人事業主を対象に加えることは、様々な事業主が加入しており、他の補助制度がある等、公平・公正な判断が難しい事例が多く、検討できていない	資格証明書ではなく、短期証を発行している	HPへの掲載を検討する

*一部要約して記載している場合があります。



国民健康保険の子どもに係る均等割保険料(税)の負担軽減を求める要望書

日頃より住民のいのちと健康・暮らしを守るため、ご尽力頂いていることに敬意を表します。

さて、国民健康保険（以下、国保）の加入者は、高齢者や失業者をはじめ非正規労働者が増えたため、年所得 200 万円以下が 80%以上を占めています。職業別でも 4 割以上が無職という状況です。加入世帯の平均所得は約 138 万円で、一人あたりの平均所得は 85.6 万円（何れも 2016 年度）となっています。可処分所得の半分以下である 122 万円未満が貧困ラインであるため、国保加入者は生活すら厳しい状況にあり、特にひとり親世帯の貧困は 50%を越えています。[厚労省保健局「国民健康保険実態調査報告」各年度版を参考] そんな中、国保料(税)は引き上げられ、支払能力の限界を超えている状況にあります。

国保の構造的な危機を打開するためには、2014 年に全国知事会が「国保基盤強化と負担の公平へ、公費 1 兆円の投入を」と要望するなど、国庫負担を増やす以外に道はありません。また、2019 年 11 月に国保中央会など国保関係 9 団体が開催した「元年度国保制度改善強化全国大会」では、国に対して「子どもに係る均等割保険料(税)の軽減制度の創設を行うこと」と決議しています。

そんな中、福岡市では 2020 年 9 月議会において、「多子世帯の負担軽減を図る」ために、「2021 年度より 15 歳以下を対象に第 2 子は半額、第 3 子以降全額免除。何れも所得制限なしで実施する」としました。

国保料(税)が協会けんぽ等と比べて、著しく高くなる要因には、国保にしかない「均等割」「平等割(世帯割)」という算定方法にあります。とりわけ「均等割」は“人間の数”に応じて課税される人頭税と言っており、子どもが多ければ多いほど保険料が高くなるため、子育て支援にも逆行する算定方法です。

この間の福岡県との懇談において、「国保の減免は国保法 77 条、地方税法 117 条に基づいて、市町村の条例により市町村長が判断して良い。子どもに対して、軽減措置は医療保険制度間の公平性の観点からも必要」と答弁されています。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、生活状況はさらに厳しい状況にあります。子育て支援の観点から国保料(税)の算定に係る以下の事を強く求めるものです。

記

1. 貴自治体において、国民健康保険の子どもに係る均等割保険料(税)の軽減措置を導入するよう条例を定めてください。
2. 県に対して、軽減措置に係る財源を求めてください。
3. 国に対して、「国民健康保険の子どもに係る均等割保険料(税)を廃止するように求めてください。

以上

上記につきましては、2021年1月30日までに下記宛にご回答ください。

◇参考までに以下記述させていただきます。

追記①：<子どもの均等割減免の自治体> *全額及び3割・5割等一部減免、第2子以降の減免を含む
 北海道旭川市、岩手県宮古市、宮城県仙台市、福島県相馬市・白河市、新潟県佐渡市、石川県加賀市、埼玉県富士見市・ふじみ野市・鴻巣市・杉戸町・皆野町・小鹿野町、茨城県取手市、東京都昭島市・東大和市・清瀬市・昭島市・武蔵村山市、岐阜県下呂町、愛知県一宮市・大府市・田原市・設楽町、兵庫県赤穂市、島根県浜田市、広島県福山市、熊本県芦北町

以上、28自治体で実施(2020年9月末現在・福岡県社協調べ)

追記②：<国への意見書採択>

北海道議会＝「国民健康保険の子どもに係る均等割保険料(税)軽減措置の導入を求める意見書」
 根室市、豊浦町、余市町、斜里町＝「国民健康保険における子どもに係る均等割額の廃止に関する意見書」

【連絡先】 福岡県社会保障推進協議会事務局 担当：西村・藤野
 福岡市博多区博多駅前1-19-3 博多小松ビル2F
 TEL. 092-483-0431 FAX. 092-483-0435 syaho@f-kenren.or.jp

「国保の子どもに係る均等割保険料の負担軽減を求める要望書」回答状況一覧

2021年3月31日現在

市町村名	担当課	回答
1 北九州市	健康医療部 保険年金課	1
2 福岡市	保健福祉局 生活福祉部 保険年金課	1
3 大牟田市	市民部 保険年金課	1
4 久留米市	健康福祉部 健康保険課	1
5 直方市	保険課 医療保険係	1
6 飯塚市	医療保険課	1
7 田川市	市民生活部 市民課保険係	1
8 柳川市	保健福祉部 健康づくり課 国民健康保険係	1
9 嘉麻市	市民課	1
10 朝倉市	保険年金課	1
11 八女市	健康推進課 国民健康保険係	1
12 筑後市	市民課 国民健康保険担当	1
13 大川市	市民課 国保年金係	1
14 行橋市	市民部 国保年金課	1
15 豊前市	市民福祉部 税務課	1
16 中間市	健康増進課 国保医療係	1
17 小郡市	国保年金課 国保係	1
18 筑紫野市	市民生活部 国保年金課 国保担当	1
19 春日市	健康増進部 国保医療課	1
20 大野城市	国保年金課	1
21 太宰府市	市民生活部 国保年金課	1
22 那珂川市	市民生活部 市民課	1
23 宇美町	住民課	×
24 篠栗町	住民課 国保年金係	未
25 志免町	住民課 保険係	1
26 須恵町	住民課 国保年金係	1
27 新宮町	住民課	1
28 古賀市	市民国保課 国保係	1
29 久山町	町民生活課	1
30 粕屋町	総合窓口課	1
31 宗像市	健康福祉部 国保医療課 国保係	未
32 福津市	保険年金医療課 保険年金係	1
33 芦屋町	住民課 保険年金係	1
34 水巻町	住民課 保険年金係	1
35 岡垣町	税務課	1

市町村名	担当課	回答
36 遠賀町	税務課	1
37 小竹町	健康増進課 保険年金係	1
38 鞍手町	保険健康課 国保年金係	1
39 宮若市	市民課 国保年金係	1
40 桂川町	保険環境課 医療介護保険係	1
41 筑前町	健康課 国保医療係	1
42 東峰村	保険福祉課	未
43 糸島市	健康増進部 国保年金課	×
44 うきは市	市民生活課 国保・年金係	1
45 大刀洗町	健康課 国保年金係	1
46 大木町	健康課 保健医療係	1
47 広川町	住民課 国保・年金係	1
48 みやま市	健康づくり課 国保年金係	1
49 香春町	保険健康課	1
50 添田町	住民課 保険年金係	未
51 福智町	住民課 保険係	1
52 糸田町	住民課	1
53 川崎町	住民課 国保医療係	1
54 大任町	福祉課 国保年金係	1
55 赤村	住民課 健康増進係	1
56 菊田町	住民課	1
57 みやこ町	保険福祉課 医療保険係	1
58 築上町	税務課 課税係	1
59 吉富町	福祉課 保険課	1
60 上毛町	長寿福祉課 福祉医療係	1
合計		54

(回答率90%)/60

未回答 篠栗町、宗像市、東峰村、添田町 4
 ×拒否 宇美町、糸島市 2

「国保の子どもに係る均等割保険料の負担軽減を求める要望書」への回答内容一覧

<福岡県社会保障推進協議会>

2021年3月10日現在

市町村名	回答日\項目	1. 子どもに係る均等割の軽減措置導入の条例を定めてほしい	2. 県に対して軽減措置に係る財源を求めてほしい	3. 国に対して、子どもに係る均等割を廃止するように求めてほしい
1 北九州市	1月6日	子どもの均等割軽減については、国が財政支援の方針を示したため、その開始時期に合わせ、必要な規定の改正などを行う予定である。	子どもの均等割軽減については、国の財政支援に合わせて開始する予定。よって、県に対して早期実施に係る財政措置を求める考えはない。	全国市長会を通じ、子どもの均等割について、軽減に係る支援制度の創設や必要な財源の確保を求めているところである。よって、子どもの均等割保険料そのものの廃止については、求める予定はない。
2 福岡市	1月30日	令和3年度[2021年度]より、多子世帯の保険料減免の実施を検討している。具体的には、中学生以下を対象に、第2子以降の子どもに係る均等割保険料を、第2子は半額、第3子以降は全額を免除する方向で調整を行っている。	子どもに係る均等割保険料の軽減措置に係る県独自の支援については、今後の国の動向を踏まえて要望を検討していく。	国民健康保険制度は、国民健康保険法施行令に基づき、全ての被保険者に応分の保険料を負担して頂く仕組みとなっているため、均等割保険料を賦課しないことは、制度上不可能であることをご理解いただきたい。令和4年度[2022年度]からは、子どもに係る均等割保険料(税)の軽減措置を導入する方針が示されているが、未就学児に留まらず、国の財政負担により、対象年齢を拡大するよう要望していく。
3 大牟田市	1月7日	本市の被保険者は、65歳以上の割合が県平均を大きく上回っている一方で、医療費水準は県内で2番目に高い状況である。所得水準も低い状況にあり、国保財政は大変厳しい現状にある。こうした中、財政支援のない中で新たな軽減措置を行った場合、税率改正など、被保険者の負担増につながる可能性もあることから、現時点での実施は困難である。 なお、国においては、令和4年度[2022年度]から未就学児の均等割について、公費で軽減を行う方針もあるため、国の動向を注視していきたい。	H30年度[2018年度]から、国保の財政運営の主体は福岡県となっている。仮に、県として財政負担を行う場合、県内での統一(方針など)が必要である。	全国知事会と全国市長会においては、今回の対象が「未就学児」に留まることから、対象拡大を引き続き検討するよう求めている。本市においては、市長会などを通じ、「子育て支援の観点から、子どもに係る保険料(均等割)の軽減を図る措置並びに財政支援」について、要望していきたい。
4 久留米市	1月25日	今般、国の専門部会において「未就学児の均等割を5割軽減する制度を導入する」との方針が示され、今後、国会において関連法案の審議が行われる予定になっている。こうした国の動向を注視しつつ、国において子どもに係る均等割保険料の軽減制度が創設されたら、条例の改正など、必要な対応を行っていきたい。	県内市と連携の上、福岡県に対して「子どもに係る均等割保険料の軽減措置」を講じるよう要望を行ってきた。今後においても、子育て支援の観点から、引き続き要望を行っていきたい。	中核市市長会や全国市長会を通じて、国に対して「子どもの均等割保険料を軽減する支援制度」を創設するよう要望を行ってきた。今後も、全国の自治体と歩調を合わせながら、国に対して引き続き要望を行っていきたい。
5 直方市	1月29日	市独自で子どもに係る均等割保険料を軽減した場合、減収となる保険料分を補填する必要がある。本市の財政状況は厳しく、一般会計から繰り入れすることは困難な状況だ。令和4年度[2022年度]から、未就学児に係る均等割保険料を公費により5割軽減する方針が出されたことから、まずは、さらに市独自で軽減割合や対象者を拡大した場合に、どの程度の財源が必要になるかを試算していきたい。	県の方針として、県内全市町村が同様の軽減措置を行う場合であれば、当然、県に財源を求めるべきだが、市町村がそれぞれ独自の施策として軽減措置を実施し、市町村によって軽減措置に差がある場合、県に財源を求めるのは難しいと考える。	福岡県市長会などを通して要望していく。
6 飯塚市	1月27日	国において、令和4年度[2022年度]から、「子どもに係る均等割保険料の軽減措置の導入」が検討されているので、国において財源補填上、制度改正が行われた際には、軽減措置が行えるように条例改正を検討していく。	国において、令和4年度[2022年度]から、「子どもに係る均等割保険料の軽減措置の導入」が検討されている。その中で、国・県・市町村の割合も検討されているので、内容を注視していく。	令和4年度[2022年度]から、「子どもに係る均等割保険料の軽減措置の導入」が検討されているので、内容を注視していく。
7 田川市	2月26日	今般、政府が子どもの均等割を一律5割軽減する国保法改正を盛り込んだ「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等改正案」を閣議決定し、国会に提出したところである。令和4年度[2022年度]から導入される見通しとなり、子育て世帯の負担軽減が速やかに図られるものと認識している。本市の国保財政状況としては、昨年頃から続くコロナ禍により、見通しが不透明であり、財政悪化にも備えておく必要がある。従って、令和3年度[2021年度]の先行導入は、困難である。	令和4年度[2022年度]導入の際は、軽減に係る県法定負担分が措置されると認識している。	福岡県では、令和3年度[2021年度]から県内保険料水準の均一化に関する議論が本格化する。この議論の際、応能割、応益割の在り方を含めた標準保険料率の在り方が議論されると思われる。つきましては、県内市町村の意見を踏まえて、足並みをそろえて、国に対して必要な要望を行っていききたい。
8 柳川市	1月28日	国の社会保障審議会医療保険部会における「議論の整理」に取りまとめられた見直し内容について、法改正が行われ次第、条例改正を行う予定。	国・地方の負担割合として国から示される財源については、県に求める予定である。	賦課方法については、様々な場で最善の方法を研究されていることと思う。また、福岡県市長会から要望を行っていく。
9 嘉麻市	1月19日	軽減措置については、国や県などの方針、他自治体の実施状況及び、本市の国民健康保険事業会計の財政状況などを勘案して、十分に検討していきたい。	軽減措置の条例化の検討と合わせ、軽減措置に係る財源措置については、他の市町村と情報共有等を行い、県へ要望していきたい。	子どもに係る均等割保険料の廃止については、その他の税率などに影響を及ぼすことから、県の方針に合わせ、国への要望について検討したい。
10 朝倉市	1月13日	子どもに係る均等割を軽減するには、その財源とセットで検討する必要がある。現状でその財源の拠出の在り方が不透明であり、公費による補填がない場合には、他の保険者に負担を転嫁することについては、慎重な検討が必要と考える。今後の導入については、国の動向を注視したい。	財源については、県の国保会計においても、1.での回答のように同様の課題が存在すると考える。	設問1.での回答のように、同様の課題が存在すると考える。
11 八女市	1月8日	子どもの均等割軽減を実施する場合においては、条例に基づいて制定後に実施することになる。その場合、軽減分の歳入不足について、他の世帯に更なる負担を求めることのない形で実施するうえで、国・県等の財政支援措置は不可欠と考えるので、財政支援が担保されたうえで条例を制定するものとする。	国保の安定的な運営のため、市町村保険者に過剰な負担とならぬよう、福岡県国保共同運営会議や九州都市国保研究協議会などの場を通じて、県へ要望していく。	全国市長会を通じて、子育て世帯の負担軽減を図るため、子どもに係る均等割保険料(税)を軽減する支援制度を創設するとともに、必要な財源を確保するよう、令和2年[2020年]の国民健康保険に関する重点提言として国へ要望しているところだが、早期実現のため、令和3年度[2021年度]においても引き続き要望していく。
12 筑後市	1月25日	子どもに係る均等割軽減については、未就学児を対象に令和4年度[2022年度]から最大5割軽減することになった。国による子どもに係る均等割軽減に関する制度の法整備後、国からの通知を基に必要な条例改正を行う予定。	今後も機会をとりえて要望していく。	未就学児を対象に令和4年度[2022年度]から最大5割軽減することになった。軽減の拡大等については、今後の国の動向を見て、引き続き要望していきたい。
13 大川市	1月12日	子どもに係る均等割の廃止や軽減については、本市の財政状況から現在のところ考えていない。安に子どものいない世帯への財政負担増を招かないことや、国・県の財政措置が実施されて市町村の財政運営を圧迫しないこと等の状況がなければ、条例改正は困難であると考えられる。	市長会を通じて、子育て支援の観点から子どもに係る保険料(均等割)の軽減を図る財政措置を講じるよう要望していく。	市長会を通じて、子育て支援の観点から子どもに係る保険料(均等割)の軽減を図る財政措置を講じるよう要望していく。
14 行橋市	1月26日			昨年12月に厚生労働省の社会保障審議会において、来年度の医療保険制度改革の方向性を示した「議論の整理」が取りまとめられた。その中で、未就学児の均等割の5割を公費により軽減するという方針を明記したところである。本市においても、国の動向に注視しつつ、引き続き市長会等あらゆる機会を通じ、他市町村と連携して国・県費の拡充を強く要望するとともに、子どもに係る均等割の軽減を図る措置と共に、財源確保を強く要望していく。

15	豊前市	3月3日	現在、未就学児に係る被保険者均等割額を減額し、その相当額を公費で支援する制度創設の法案が国会に提出されている。本市においては、国の動向に沿った形での対応を予定しており、単独で軽減措置を早期に導入することは、厳しい国保財政上、難しいと考えている。	子どもに係る均等割保険税を廃止するためには、その分の財源確保が必要となるので、国・県に対しては、市長会等を通じ、公費の充実を求めている。	子どもに係る均等割保険税を廃止するためには、その分の財源確保が必要となるので、国・県に対しては、市長会等を通じ、公費の充実を求めている。
16	中間市	1月29日	厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会が、令和2年[2020年]12月23日にとりまとめた「議論の整理」において、令和4年[2022年]度から子どもの均等割保険料について5割の軽減を行い、軽減費用については国2分の1、県4分の1、市町村4分の1(地方負担分は地方交付税措置)となること示されている。本市においては、国の動向に基づき、条例整備等の必要な措置を進めていく。しかしながら、被保険者の保険料負担の増加については、国保保険者が抱える重要な課題であると認識しているため、今後も医療費の適正化等に努め、被保険者の負担軽減にむけて継続的に取り組んでいく。	設問1の回答とおり、国の動向に基づき適切な措置を進めていく。	設問1の回答のとおり、国の動向に基づき適切な措置を進めていく。
17	小郡市	1月25日	本市の国民健康保険財政は、長年抱えていた累積赤字を令和元年度[2019年度]末によりやく解消した状況にある。このような状況で市単独で子どもに係る均等割保険税を軽減することは、財政の更なる逼迫を招くことになりかねず、現状では難しい状況だ。現在、国で検討されている子どもに係る均等割の5割軽減については、国の動向を注視し適切に対応を行っていくが、市独自の軽減は困難であることをご理解いただきたい。	市長会等の場を通じて対応していく。	市長会や国保制度改善強化全国大会の場を通じて対応していく。
18	筑紫野市	1月20日	国において、令和4年度[2022年度]分から、未就学児を対象に均等割を軽減する制度が創設される方向で検討されているため、市では国の動きに従って対応したいと考えている。	福岡県市長会を通じて、子どもに係る保険料の軽減を図る措置を講じるよう要望している。	福岡県市長会を通じて、子どもに係る保険料の軽減を図る措置を講じるよう要望している。
19	春日市	1月13日	当該の軽減措置を導入した場合は、他の保険者の保険税に転嫁せざるを得ないため、難しいと考えている。	子どもに係る保険税(均等割)の軽減を図る措置を講じることを、福岡県市長会を通じて求めている。	子どもに係る保険税(均等割)の軽減を図る措置を講じることを、福岡県市長会を通じて求めている。
20	大野城市	1月29日	本市の国保財政は、赤字額を一般会計からの補填で賄っており、投資の財源のみで軽減措置を行うのは困難な状況だ。現在、厚労省にて未就学児の均等割部分の軽減について法改正の内容が固められているので、今後も国の動向に併せて対応していく。	福岡県市長会を通じ、子どもに係る保険料(均等割)の軽減措置に係る財源について、今後も要望していく。	福岡県市長会を通じ、子どもに係る保険料(均等割)の軽減を図る措置を講じるよう、今後も要望していく。
21	太宰府市	1月21日	引き続き、制度について検討を行うとともに、国の動向を注視していく。	引き続き、市長会を通じて、子育て支援の観点からの子どもに係る保険料(均等割)の軽減を図る措置を講じるよう要望する。	引き続き、市長会を通じて、子どもに係る均等割保険料(税)の軽減措置を導入するよう要望する。
22	那珂川市	1月18日	国民健康保険税の課税及び軽減については、地方税法等の規定に基づき行っている。本市の国保財政状況は非常に厳しく、毎年一般会計からの赤字繰入を行っている。市独自の軽減措置の導入は困難と考えており、国の動向を注視していく。	市長会を通じて要望しており、引き続き要望していく。また、令和4年度[2022年度]から未就学児を対象とした軽減措置が創設される方針が厚生労働省より示されており、引き続きその動向を注視していく。	市長会を通じて要望しており、引き続き要望していくが、国・県から財政措置がなければ、廃止は財政運営上困難と考える。
23	宇美町				
24	篠栗町				
25	志免町	2月25日	国・県の方針に従う予定。	国・県の方針に従う予定。	国・県の方針に従う予定。
26	須恵町	2月26日	国及び県の法改正などがあった場合、それに対応する。	法改正があった場合、軽減措置に係る財源が示されると考えられるので、それに従う。	
27	新宮町	1月26日	国の法整備及び軽減に係る補助等財政措置など、同制度施行に合わせて実施する予定。また、実施時期については、国の動向を注視し軽減措置に伴う財政負担のみならず、当町の方針、実務上の調整や自町システムの改修などの様々な事前準備に対する時間を要すると思われる。	(設問1と同様に)国の動向を注視し、検討する。	(設問1と同様に)国の動向を注視し、検討する。
28	古賀市	2月26日	子どもに係る均等割の軽減措置については、国の方針に従い実施する予定。その間、市としては、子育て世帯への支援は他の施策により実施していく。	設問1の通り、国の方針に従い、実施する予定。	全国知事会、全国市長会を通して、廃止ではないが軽減対象の拡大について国に求めている。
29	久山町	3月1日	国の制度に準じる予定。	国の制度に準じる予定。	国の制度に準じる予定。

30	粕屋町	1月14日	平成30年度[2018年度]の制度改正以降、国民健康保険の市町村と県の共同運営が開始され、国保事業納付金に合わせ国民健康保険税の改正を行っているが、解消すべき赤字額と事業費納付金に足る保険税率の設定までには至っていない。子どもに係る均等割軽減は、子育て世代の経済的負担を軽減し、少子化対策になることは十分に理解しているが、このような厳しい財政状況の中、更なる保険税率の軽減を導入することは、すぐには難しい状況である。今後、国・県や近隣市町村の状況も踏まえて検討を行う。	厚生労働省が開催した社会保障審議会・医療保険部会第138回会合において、子どもの応益分について、令和4年度[2022年度]分から、未就学児を対象に均等割を公費で最大5割軽減する仕組みが提案され、了承されている。このことを受け、医療保険改革法案に関連規定を盛り込む方向で調整されることとなっている。負担割合は国1/2、県1/4、市町村1/4と予定されている。このことから、当面は今後の財源措置の動向を見守っていく。	まずは今後、公費による子どもの均等割の軽減が実施されるので、その後、更なる措置の拡充として均等割賦課の廃止に関して要望するかどうかを、近隣市町村等と意見交換しながら検討したい。
31	宗像市				
32	福津市	3月1日	当市の国民健康保険事業特別会計は、財源が厳しい状況なので、独自の軽減対策は考えていない。	福岡県市長会では全国市長会に対し、子どもの均等割保険料の軽減について、国の財政負担の拡大を求める要望を出す予定。(当市からの要望も含まれている)	福岡県市長会では全国市長会に対し、子どもの均等割保険料の軽減について、国の財政負担の拡大を求める要望を出す予定。(当市からの要望も含まれている)
33	芦屋町	1月20日	国保財政が厳しい状況であるため、町独自の導入は難しい。国や県による軽減費用の財政措置があれば導入したい。	検討してすすめる。	検討してすすめる。
34	水巻町	1月20日	町独自に軽減措置を導入することは、新たにその財源を被保険者に求めることになるので、現時点で表記軽減措置を導入することは考えていない。	県の国保会計の財源は、市町村からの事業費給付金であるため、県に対して軽減財源を求めることは、結果的に被保険者に負担を求めることとなるので、考えていない。	子どもの均等割廃止だけでは、その分の財源を被保険者に求めることとなるので、現在検討が進められている国庫による軽減費用の負担を求めていく。
35	岡垣町	1月12日	現在、条例制定する予定はない。		
36	遠賀町	1月6日	当町では、0歳～中学3年生で何らかの健康保険に加入している方を対象に、入院・入院外ともに医療機関にかかった時の自己負担額(※1)を全額助成する「こども医療制度」や、高校3年生までの児童がいる健康保険に加入しているひとり親家庭の親及び児童、父母のいない児童(※2)を対象に、医療機関にかかった時の自己負担額(※1)を助成する「ひとり親家庭等医療費の助成制度」を設けているため、表記における軽減は考えていない。 (※1)入院時の食事代、保険外診療費、室料差額費、電気代等の本人負担分は除く (※2)所得制限あり(父母のいない児童については、その扶養者)	設問1のとおり。	設問1のとおり。
37	小竹町	1月26日	小規模の保険者では、保険税は貴重な運営財源となるが、ご要望の軽減措置の目的等も勘案し、国や他自治体の動向を見定めながら検討するものとする。	今後均等割のみに関わらず、財源措置について支援を求めていく。	均等割の趣旨としては、国は一定額の応益分を負担する相互扶助の理念に基づいたものとしている。国の法案審議の動き等、十分に注視していく。
38	鞍手町	1月28日	国の方針に従っていく。	町村会を通じて、機会があれば要望していくことも検討していきたい。	機会があれば、町村会を通じ、国に対して要望するよう要望することについて検討していきたい。
39	宮若市	1月30日	厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会では、令和2年[2020年]12月23日、国民健康保険料(税)の均等割部分について、未就学児を対象に5割軽減する制度を導入する方針を示している。この方針では、令和4年度[2022年度]から施行ということになっているが、これが正式に決まれば、本市においては、法令に則り、速やかに条例案を検討することとしている。	福岡県市長会では、国・県に対し、子育て支援の観点から子どもに係る保険料(均等割)の軽減を図る措置を講じるよう要望を上げているところである。これは、国・県に対し、軽減費用に十分な措置を講じて頂けるようお願いするものである。市単独での要望は考えていない。	現在の方針では、軽減対象範囲が未就学児に限定されているが、福岡県市長会での要望では、対象範囲は子どもとされており、本市としては福岡県市長会の要望を尊重し、市単独での要望は考えていない。
40	桂川町	1月27日	国・県などの方針、他自治体の実施状況及び本町の国民健康保険事業会計の財政状況を勘案し、検討していきたい。	他自治体との情報共有を行い、軽減措置の条例化の検討と合わせ、県への要望を検討していきたい。	他の税率などに影響を及ぼすことから、国・県などの方針、他自治体の実施状況及び本町の国民健康保険事業会計の財政状況などを勘案し、国への要望を検討していきたい。
41	筑前町	1月28日	子ども(未就学児)に係る均等割保険料の軽減措置については、令和4年度[2022年度]から施行されるが、これに先立って軽減を行うにあたっては、財源確保の面や、国保税算出のためのシステム改修に関する予算を確保していないことなどから、当町としては、令和4年度[2022年度]からの実施と考えている。	令和4年度[2022年度]から軽減措置に関する費用負担について、国が1/2、県が1/4、町が1/4を負担することとされており、これ以上に財源を求めることは考慮していない。	要望書にある12月23日社会保障審議会医療保険部会において、軽減対象の範囲を未就学児に限定せず、対象範囲を拡大することについて引き続き検討することを要望されていることもあり、国に対して廃止に踏み込んでの要望は行わない。
42	東峰村				
43	糸島市				
44	うきは市	2月1日	国民健康保険の子どもに係る均等割保険料(税)の軽減措置については、国・地方の取り組みとして令和4年度[2022年度]の導入が予定されているので、条例改正等導入に向けて準備を進める。また、令和4年度[2022年度]導入予定の軽減措置では、対象が未就学児となっているので、対象を18歳未満の子どもとするよう市長会を通じ、国に求めていく。	軽減措置に係る財源について、国が1/2、県が1/4、市町村が1/4の予定となっている。軽減措置の拡充を求めたいと考える。	国民健康保険の子どもに係る均等割保険料(税)の軽減措置については、国・地方の取り組みとして令和4年度[2022年度]の導入が予定されているが、未就学児を対象とした5割軽減となっており、対象が限られ一部世帯の負担が残るので、市長会を通じ軽減措置の拡充を求めたいと考える。
45	大刀洗町	1月28日	均等割の軽減については、町の財政が多額になることもあり、国の制度改正や財政支援がなければ困難な案件であると考えている。なお、国が今後財政支援を伴う軽減措置の導入を行えば、それに準じた条例改正等を実施し、運用していきたいと考えている。	軽減措置に係る財源について、町村会等を通じて要望を伝えていきたい。	令和4年度[2022年度]から、未就学児を対象に5割軽減する制度が導入される予定だが、更なる軽減措置の対象範囲拡大や軽減措置に係る財源支援等について、町村会等を通じて要望を伝えていきたい。

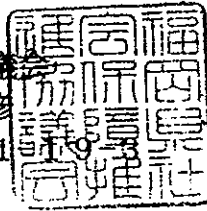
46	大木町	1月15日	子育て支援策として、令和元年[2019年]7月より中学生以下の医療費の自己負担を無料としている。18歳未満の均等割財源は、本町では約700万円程であり、廃止すれば平等割、所得割、19歳以上の均等割で負担することになる。財政状況を見ながら検討していく。	町村会などを通じて要望していきたい。	町村会などを通じて要望していきたい。
47	広川町	3月9日	国の方針に合わせて条例を定める。	近隣市町村の動向を注視しながら検討していく。	近隣市町村の動向を注視しながら検討していく。
48	みやま市	3月1日	国民健康保険税の軽減措置については、国の税制改正に応じて条例等の改正を行っている。市一般会計及び国保特別会計とも厳しい財政運営のため、市独自の軽減措置を導入することは困難な状況である。子どもに係る均等割軽減措置についても、今後の国の税制改正に応じて対応する予定である。	県国保共同運営会議等を通じて、今後も軽減措置財源に限らず、市町村国保財政の安定運営のためにも、国・県からの国保財源拡充を求めていく。	九州都市国民健康保険研究協議会を通じて、国(厚生労働省)へ国保保険料(税)制度の見直し等について、今後も要望・陳情を行っていく。
49	香春町	1月6日	国の示す軽減措置の内容及び時期に伴い導入する。	(設問1のため)現段階では求めない。	現段階では予定していない。
50	添田町				
51	福智町	1月29日	本町においても非常に厳しい財政状況であり、令和2年度[2020年度]においては、新型コロナウイルス感染症による施策に財源を要している。また、長期化の影響を見据え、町民生活や町内経済再生を最優先に取り組む。子どもに係る均等割保険税軽減は、国・地方負担による令和4年度[2022年度]の軽減措置導入が進められており、国基準の軽減を行う。	国民健康保険法による県の財政運営において、子育て支援に関する負担軽減を進めている自治体との政策の差異が生じないように、軽減措置に係る財源を求める。	国の子育て支援策において、子どもに係る均等割廃止及び公費負担を、他の医療保険制度との公平性を保つためにも求める。
52	糸田町	1月26日	令和4年度[2022年度]から導入する予定。	予定なし。	予定なし。
53	川崎町	1月29日	本町単独での実施は困難と考える。県広域での事業となるので、県全体の課題と考え、実施を検討するにあたっては県内での協議が必要であると思われる。	県内及び近隣市町村の協議が必要であると思われる。	けんこういきでのじぎょうになるので、町単独で廃止を求めるのは難しいと思われる。
54	大任町	2月2日	本町の国民健康保険税は、その収入を県への「事業費納付金」の支払いに充てており、税を軽減するためには他の財源の確保が必須となる。また、国民健康保険税の算定を電算システム上で行っているため、独自のカスタマイズが必要になると思われ、システム改修などの費用も発生することとなる。このため、本町での軽減措置導入については、財源確保や費用対効果等を念頭に置き、慎重に検討していく予定である。	本町における子どもに係る均等割保険税の軽減については、上記の通り財源の確保が必須となるので、県と市町村とが国保の運営方針について話し合う「福岡県国保運営協議会」等において、協議を重ねていきたい。	本町でも子育て世代の負担軽減については、様々な形で取り組んでおり、子どもに係る均等割保険税の軽減についても取り組んでいかなければならないと考えている。本年2月上旬には、国会で子どもに係る均等割保険税の軽減について法案が提出されるとの事なので、まずは、その動向を見極めたい。
55	赤村	1月26日	検討中。	検討中。	検討中。
56	苅田町	1月21日	国民健康保険制度は、平成30年度[2018年度]より財政運営を都道府県単位で行うようになっており、県としては、令和6年度[2024年度]以降に保険料水準の均一化を行うことを考えており、本町独自に子どもに係る均等割保険料の軽減措置を導入してしまうと、保険料水準均一化の足並みを乱すことにつながるの難しい。	本町だけでなく、県全体で導入した場合は求めていきたい。	国は昭和36年[1961年]に国民皆保険制度を作り、現在まで制度改正を繰り返しながら、持続可能な制度として制度設計を行っており、持続可能となる根底には、応能負担と応益負担を組み合わせる必要があると考えていると思われる。子どもに係る均等割保険料は、応益負担になるものと考えるので、廃止を求めることは難しい。
57	みやこ町	1月27日	子育て家庭への負担軽減を図るため、十分な交付税措置がなされると思うが、本町の国保財政はひっ迫しており、国の方針を待たずに、早期に町独自の軽減を実現させることは困難であると考えている。	軽減措置の財源を確保し、公費投入を拡充することを要望していきたい。	未就学児については、令和4年度[2022年度]から軽減の対象となる予定だが、対象範囲の拡充については、国の状況を注視していく。
58	築上町	1月13日	条例を定める予定なし。		
59	吉富町	1月20日	令和2年度[2020年度]において、18歳未満の被保険者の均等割減免に係る条例を制定し、町独自の減免を実施している。しかし、それは新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、生活や収入に影響が出ているであろう被保険者の方々に対するの措置として、令和2年度[2020年度]に限り実施したものであり、本町国保財政の安定的な運営や被保険者の公平な給付と負担の観点から、令和3年度[2021年度]以降の町独自の減免については考えていない。	軽減に係る公費の財源として、国が1/2、県が1/4、町が1/4を賄うこととされている。しかし、国保財政が厳しい状況にある中において、1/4の負担であっても町の国保財源に大きな影響を与えることは間違いないため、実際に導入されることになった場合は、県の共同運営会議等にて財政的支援について要望していく。	本町のみならず、県全体で国保財政が厳しい状況にある中、市町村の更なる公費負担が発生することは望ましい事ではないため、実施にあたっては、国による財源確保が前提条件である。拙速な要望は行うべきではない。
60	上毛町	1月13日	現在のところ定める予定はないが、国・県及び近隣自治体等の状況により、必要に応じて随時検討することになっている。	条例を定める予定がないため、直ちに県へ財源を求めることはしない。但し、条例制定等の必要性が生じた場合は、財源要望も踏まえて随時検討することになっている。	現在のところ国へ求める予定はないが、必要に応じて随時検討することになっている。

*一部要約して記載している場合があります。また、文章は、「です・ます調」を「だ・である調」へ変換しています。

2020年(令和2年)7月30日

福岡県後期高齢者医療広域連合議会
議長 阿部 寛治 様

【請願人】 団体名 福岡県社会保障推進協議会
代表者名 会長 田村 昭彦
住 所 福岡市博多区博多駅前1



【紹介議員】 植木隆信 様

後期高齢者医療保険料の引き下げを求める請願

【請願趣旨】

新型コロナウイルス感染症の拡大は、私たちの生活や暮らしに大きな打撃を与え、命をも脅かしています。今こそ私たちは社会保障拡充を求め、生活再建を行い、公的責任において安心して暮らし続けることができる社会を目指すことが求められていると考えます。

しかし、このような状況の中でも、安倍首相は「内閣最大のチャレンジ」として推し進める「全世代型社会保障検討会議」の取りまとめについて、夏の予定を断念し、半年延期させる方向であると表明しました。これに伴い、秋の臨時国会に予定していた75歳以上の医療費負担の原則2割化を目指す医療関連法案についても、来年(2021年)春の通常国会になる見通しです。しかし、2022年から実施の方向は変わっていません。

厚生労働省の調査(後期高齢者医療制度被保険者実態調査報告2019年3月公表)では、後期高齢者1,800万人の内、「所得なし」が51.8%に上っており、年所得200万円未満が91.2%(100万円未満は74.3%)を占めています。「貯蓄なし」も約17%にも及んでいます。年金が少ないため、働かないと暮らせない実態が見え、高齢世帯の貧困化が進んできています。そこに、新型コロナウイルス感染症で、かなり深刻な状況になっています。

いま、新型コロナウイルス感染症の先行きが見通せない中、医療・介護をはじめとした全国の実状は、依然として厳しく、社会保障の各分野での制度の充実と利用拡大を徹底させていくことが最も重要となっています。

貴団体におかれましては、後期高齢者医療保険に傷病手当金を創設する等、早急に対応していただき、後期高齢者医療保険料について、新型コロナウイルスの影響で3割以上収入が減少した場合、減免の費用を国が財政措置する条例の制定も進められていると聞き、今後周知を図っていくところだと思います。

いま国難の時です。現状のままでは今後の保険料収納にも大きく影響してくることも予想されます。後期高齢者医療制度の円滑な運営に資する目的として存在する「運営安定化基金」を今こそ活用し、人道的な立場で保険料の引き下げを要望します。

よって、以下の項目についてお願いいたします。

【請願項目】

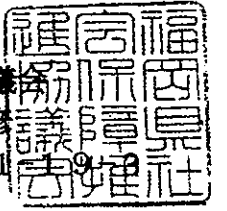
1. コロナ禍において後期高齢者医療保険料の引き下げを行うこと。

以上

2020年(令和2年)7月30日

福岡県後期高齢者医療広域連合議会
議長 阿部 寛治 様

【請願人】 団体名 福岡県社会保障推進協議会
代表者名 会長 田村 昭彦
住 所 福岡市博多区博多駅前1



【紹介議員】 中山郁美 様

後期高齢者医療保険料の引き下げを求める請願

【請願趣旨】

新型コロナウイルス感染症の拡大は、私たちの生活や暮らしに大きな打撃を与え、命をも脅かしています。今こそ私たちは社会保障拡充を求め、生活再建を行い、公的責任において安心して暮らし続けることができる社会を目指すことが求められていると考えます。

しかし、このような状況の中でも、安倍首相は「内閣最大のチャレンジ」として推し進める「全世代型社会保障検討会議」の取りまとめについて、夏の予定を断念し、半年延期させる方向であると表明しました。これに伴い、秋の臨時国会に予定していた75歳以上の医療費負担の原則2割化を目指す医療関連法案についても、来年(2021年)春の通常国会になる見通しです。しかし、2022年から実施の方向は変わっていません。

厚生労働省の調査(後期高齢者医療制度被保険者実態調査報告2019年3月公表)では、後期高齢者1,800万人の内、「所得なし」が51.8%に上っており、年所得200万円未満が91.2%(100万円未満は74.3%)を占めています。「貯蓄なし」も約17%にも及んでいます。年金が少ないため、働かないと暮らせない実態が見え、高齢世帯の貧困化が進んできています。そこに、新型コロナウイルス感染症で、かなり深刻な状況になっています。

いま、新型コロナウイルス感染症の先行きが見通せない中、医療・介護をはじめとした全国の実状は、依然として厳しく、社会保障の各分野での制度の充実と利用拡大を徹底させていくことが最も重要となっています。

貴団体におかれましては、後期高齢者医療保険に傷病手当金を創設する等、早急に対応していただき、後期高齢者医療保険料について、新型コロナウイルスの影響で3割以上収入が減少した場合、減免の費用を国が財政措置する条例の制定も進められていると聞き、今後周知を図っていくところだと思います。

いま国難の時です。現状のままでは今後の保険料収納にも大きく影響してくることも予想されます。後期高齢者医療制度の円滑な運営に資する目的として存在する「運営安定化基金」を今こそ活用し、人道的な立場で保険料の引き下げを要望します。

よって、以下の項目についてお願いいたします。

【請願項目】

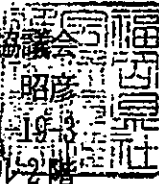
1. コロナ禍において後期高齢者医療保険料の引き下げを行うこと。

以上

2021（令和3）年1月/8日

福岡県後期高齢者医療広域連合議会
議長 阿部 寛治 様

【請願人】団体名 福岡県社会保障推進協議会
代表者名 会長 田村 昭彦
住所 福岡市博多区博多駅前1-9-3
博多小松ビル2階



【紹介議員】 中山 郁美

【請願書】

「後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める」 意見書を国に提出してください

【請願趣旨】

2020年12月の国会閉会後、菅首相は臨時閣議で75歳以上の医療費窓口負担について、200万円以上の約370万人を、1割から2割へ引き上げる方針を決定しました。この決定は、国の責任を果たさず、「現役世代の負担軽減」を口実に世代間対立をあおり、高齢者に負担を迫るもので、断固として認めることはできません。

そもそも、75歳以上の高齢者は病気やけがをする事が多く、複数の医療機関を受診することや治療が長期になることも多々あります。

厚労省が11月に開催した社会保障審議会は、75歳以上の高齢者は、ほぼ全てが外来受診をしていること、うち5割弱の方が毎月受診していることなども示されています。さらに、今回の医療費窓口負担の引き上げにより影響を受ける方の多くが、外来受診者であり、およそ6割の方が高額療養費の限度額に該当しないことも示されています。

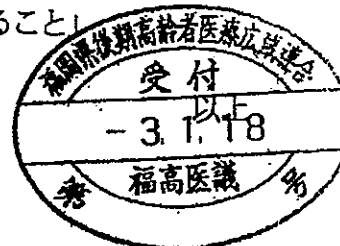
厚労省の試算では、1人当たり平均窓口一部負担額（年間）は、約3.4万円増えることとなります。しかも、2割負担を新設しても現役世代の負担抑制効果は1人あたり年800円程度にしかなりません。つまり「現役世代の負担軽減」になってないことは明らかです。

現在、高齢者の生活状況は、収入の柱である年金も年々減少し、預貯金があってもそれを切り崩して生活しているのが実態です。生活のため働いている高齢者も多くいます。「社会保障のため」と消費税は引きあげられましたが、行われているのは国民への負担を増やすばかりです。このまま、75歳以上の窓口負担2割化が実施されれば、医療機関の受診を控える高齢者が増加し、必要な時に医療が受けられなくなります。また、今般のコロナ感染拡大で高齢者の健康と生活の不安が高まっているときに、医療費負担を増やすことは高齢者の命と生活に重大な問題を引き起こすことになりかねません。

つきましては、以下の事項を請願し、ひき続き貴議会のご尽力をお願いする次第です。

【請願事項】

国に対し「後期高齢者の医療費窓口負担については現状維持に努めること」



福岡県社保協

Fax Mail ニュース

2020.8.6 №.82
福岡県社会保障推進協議会
電話 092-483-0431
FAX 092-483-0435
E-mail syaho@f-kenren.or.jp

年金引き下げ違憲訴訟 不当判決！たたかいはこれから



2012年の法改正による公的年金減額は生存権の侵害で違憲として、福岡・佐賀両県の年金受給者149名が国に減額決定取り消しを求めた訴訟の判決で、福岡地裁は請求を棄却しました。判決では「法改正は将来世代の給付水準が低下することを回避し、世代間の公平を図り年金制度を維持することが目的で、不合理ではない」と指摘しました。判決後開かれた、報告集会で、原告団団長の山本弁護士は「『生存権をどう保障するかは国会の裁量』という、他の判決の繰り返しで不当」と批判、会場からも、老後2000万を自己責任で賄えと国は言っている、公的年金はすべて国の責任で等の意見がだされました。福岡県民医連では、引き続き生活保護引下げ違憲訴訟同様、原告団への連帯支援を続けていきます。

福岡県後期高齢者医療広域連合議会へ傍聴参加

福岡県民医連も加盟する、福岡県社会保障推進協議会（以下：県社保協）では、7月30日行われた後期高齢者広域連合議会を傍聴しました。

県社保協では、議会傍聴に先立ち、会場前で「保険料引き下げを求める」怒りのスタンディング行動を行いました。また、議長宛てに、「後期高齢者医療保険料の引き下げを求める」請願書を提出し、高齢者の厳しい生活実態を告発しました。今回、コロナの影響で議会への入場制限20名まで等あり、社保協の参加も19名（内宣伝のみ参加4名）となりました。

請願に関しては、日本共産党の中山郁美福岡市議が請願人として提案いただき、参加議員28名（総数38名・成立定数17名）にうち、4名の議員が請願賛成に起立いただきました。

請願趣旨に賛成いただいたのは、中山議員以外では、讚井早智子北九州市議、山田ゆみこ福岡市議、植木隆信宗像市議です。請願は通りませんでした。今後も引き続き取り組みを行います。



福岡県社保協

Fax Mail ニュース

2020.8.7 №.83
福岡県社会保障推進協議会
電話 092-483-0431
FAX 092-483-0435
E-mail syaho@f-kenren.or.jp

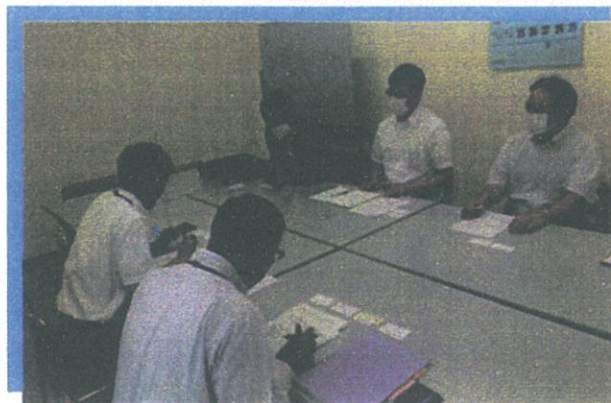
後期高齢者広域連合とコロナ災害における保険料減免について懇談

8月6日、福岡県後期高齢者医療広域連合（以下；広域連合）に対し、『「新型コロナウイルス感染症」の影響で収入が減少した被保険者等に係る保険料の減免制度についての要望・要請』を提出し、その場で懇談を行いました。

社保協から、西村事務局長をはじめ福商連、福建労、民医連の4名で参加。広域連合から、梅田保険課長、花田保険課資格保険料係長に対応いただきました。

○要請の内容と懇談については以下の4点です。

- ①保険料減免申請後の3割減少とのズレが生じた場合の考え方や、申請書の様式について
- ②減免申請の添付書類について
- ③主たる生計維持者の取り扱いについて
- ④減免制度の周知徹底について



広域連合より、「減免申請後に収入予想との差異が出た場合でも早急な返却を求めることは考えてない」「主たる生計維持者は、世帯主のみに限定せず、柔軟に対応する等、この間の国会答弁や、厚労省の見解を踏襲する」と回答いただきました。

減免申請については、3割減少したことがわかればよい、その証明の方法については、柔軟に対応するなど示されました。

最後に、現在100件程度の申請（福岡市はまだ入っていない）が出ていること受け、周知はすすんでいるとの説明がありました。社保協として、コロナ災害で必要されている困難な方に行き届くよう、あらためて周知を強化するよう要請して懇談を終了しました。

福岡県社保協

Fax Mail ニュース

2020.8.21 №.84
 福岡県社会保障推進協議会
 電話 092-483-0431
 FAX 092-483-0435
 E-mail syaho@f-kenren.or.jp

国保の傷病手当の改善を求めて福岡県に申し入れ！

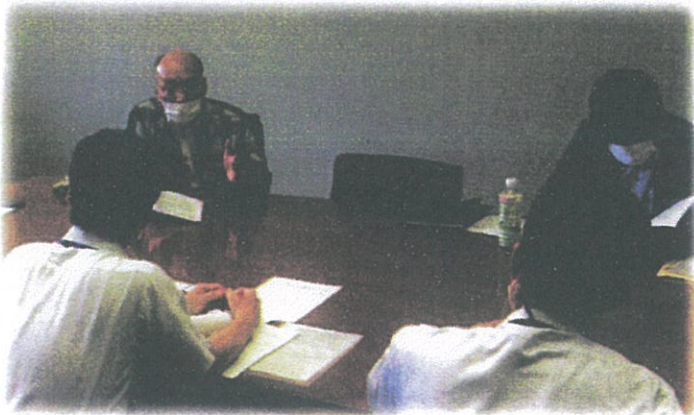
8月20日、福岡県小川知事に対し、「新型コロナウイルス感染症に関わる国民健康保険の傷病手当金の適用期間延長と対象拡大のお願い」を提出し、その場で懇談を行いました。

社保協から西村事務局長、福商連から岩下会長、吉原事務局次長の3名と、日本共産党から高瀬県議、立川県議に同席いただきました。

適用期間延長については、国が9月末としていたものを、この申し入れの直前に12月末までの延長を決めましたが、「期限は、コロナが終息するまでとするよう国に要望を」と訴えました。県は「先日厚労省のヒアリングがあり、年度末までの延長を国に求めた」と回答。事業主を対象とすることに関しては「国保は所得のない方も多く加入しているため厳しい国保財政のなかで対象を拡大することは難しい」と回答。これに対して「厳しい財政というが、私たち個人事業主は、その収入源となる高額な保険料を支払っている。加入者間の平等の観点からも問題だ。事業主を対象とするよう県が自治体に指導してほしい」とあらためて要望しました。また「そもそも自治体と加入者の努力で国保財政を支えるのは限界だ。国にもっと財政負担を求めるべきでは」との問いかけには「その件に関しては私たちも同意見です」と答えました。



最後に傷病手当金、国保料の減免実施状況について尋ねましたが、まだ集約をしていないとのことだったので、県として定期的に集約を行い、その効果を検証するよう要望しました。



○要請事項

- 1、令和2年12月31日までとなっている傷病手当金の適用期間をコロナ感染が終息するまでとし、国の財政支援を継続するよう国に要請してください。
- 2、国の財政支援の対象外となっている個人事業主やフリーランスも財政支援の対象とし、傷病手当金を支給するよう県として自治体に要請してください。

福岡県社保協

Fax Mail ニュース

2020.12.2 №.85
 福岡県社会保障推進協議会
 電話 092-483-0431
 FAX 092-483-0435
 E-mail syaho@f-kenren.or.jp

75歳以上の医療費窓口負担2割化の検討は即刻撤退！

県社保協で声明を発表

75歳以上医療費2割化反対署名、急ピッチに広げよう！！

11月19日開催の厚生労働省社会保障審議会・医療保険部会は、後期高齢者の窓口2割化負担について、具体的な所得基準の考え方を示し論議しました。

2割負担化の導入を前提とした提示に対して、医療側の委員から、「コロナ禍で2割負担導入は社会不安を招く」「今回の見直しを見送るべき」との意見があった一方で、健保連など被用者保険の委員からは「後期高齢者支援金が増大」「原則2割とするべき」など、導入を進めるべきという意見が出されました。11月25日開催の財政制度等審議会（財務省主幹）では、受益（給付）と負担の不均衡を是正し、制度の持続可能性を確保するための改革が急務とし、医療の分野では、窓口負担割合の2割化を強調しています。「医療保険部会」は、年内にも意見を取りまとめる予定となっています。政府の「全世代型社会保障検討会議」も年内に「最終報告」を出す予定であり、75歳以上の医療費2割化の導入を許さないために、署名を急ピッチで取り組む必要があります。

福岡県民医連では、75歳以上の医療費窓口負担割合化反対のスタンディング宣伝を11月30日(月)に実施しました。私たちの訴えに、聞き入れる御高齢の方もいました。

75歳以上医療費窓口負担2割化に反対する請願署名

2019年12月19日に開催された厚労省社会保障審議会医療保険部会にて、後期高齢者の窓口負担2割化の導入に反対し、「75歳以上の医療費窓口負担2割化に反対する請願書」を提出し、署名を求められました。この「請願書」は、75歳以上の高齢者が2022年度までに実施されるべき窓口負担2割化に反対し、75歳以上の高齢者の生活が支えられなくなることを懸念しています。高齢者の生活が支えられなくなることは、高齢者の生活が支えられなくなることを懸念しています。高齢者の生活が支えられなくなることは、高齢者の生活が支えられなくなることを懸念しています。

（ご署名欄）

1. 75歳以上の医療費窓口負担を2割にしないでください

氏名： _____ 住所： _____

〒 _____ 電話番号： _____

（ご署名欄）

〒 _____ 電話番号： _____

〒 _____ 電話番号： _____

〒 _____ 電話番号： _____

〒 _____ 電話番号： _____



福岡県社保協 Fax Mail ニュース

2021.1.18 №.86
福岡県社会保障推進協議会
電話 092-483-0431
FAX 092-483-0435
E-mail syaho@f-kenren.or.jp

75歳以上の医療費窓口負担2割化は許さない！

後期高齢者広域連合議会に向けた取り組みを進める

県社保協では8日、後期高齢者の窓口負担割合2割化に反対する意見書を議会であげるよう「福岡県後期高齢者広域連合議会」（以下：連合議会）の議員へ申し入れを行いました。

今回、連合議会の中山いくみ議員（共産党福岡市議）、山田ゆみこ議員（立憲民主福岡市議）と懇談を行い、『「後期高齢者の医療費窓口負担の現状を求める」意見書』を国に出すことについて、請願の紹介議員になっていただくことや、議会における賛成への支持をお願いしました。

懇談の中で、山田議員からは、高齢者を取り巻く環境について話しをいただきました。特に、高齢独居の方の孤独死が地域でも増えていることに問題意識をもっており、そこに医療保険の在宅サービスや、介護保険の制度が十分に機能できないことへの改善が必要と述べ、最後に、このような状況で負担が増えることはよくないと賛同をいただきました。中山議員からは、その場で紹介議員になっていただき、議会で請願趣旨に賛同する答弁をしていただくことを快諾していただきました。その後、尾花康弘議員（公明党福岡市議）のところに伺って資料届けました。今回、年金者組合も同様の請願を行っています。



後期高齢者医療広域連合議会議員へ、「後期高齢者の医療費窓口負担の現状を求める」意見書』への紹介議員へのお願いと、賛同いただくよう要請文書を送付しました。

75歳以上医療費2割化反対署名、急ピッチに広げましょう

福岡県社保協 Fax Mail ニュース

2021.1.21 №.87
福岡県社会保障推進協議会
電話 092-483-0431
FAX 092-483-0435
E-mail syaho@f-kenren.or.jp

75歳以上の医療費窓口負担2割化は許さない！

後期高齢者広域連合議会に向けた取り組みを進める

後期高齢者の医療費窓口負担2割化反対の請願書を提出！

1月18日（月）に後期高齢者医療広域連合議会へ請願書提出行動を行い、4団体から5名が参加しました。各団体からの要請書を議会事務局担当者へ手渡しをして若干の意見交換を行いました。

後期高齢者が多く加入している共同組織連絡会と年金者組合から、「高齢になると病気がちとなるため、医療費がかかるのは当たり前。年金が少ない上に、窓口負担2割化になると受診控えと生活破綻が増える」と懸念の声を伝え、福岡医療団からは、コロナ禍で厚労省が生活保護を推進するPRを出している事への評価をしつつ、無料低額診療同様に抵抗感を持っている方が多いこと、受診控えを心配していることを伝えると、事務局の方はうなずきながら話を聞いていました。

参加：5名 保田[年金者組合]、藤野[福岡県民医連/福岡県社保協]、
田口・池田師長・須崎[福岡医療団]
請願書：4団体（福岡県社保協、年金者組合福岡県本部、福岡医療団、
福岡佐賀民医連共同組織連絡会）



議会事務局へ要望書を手渡す保田氏（写真右）と、意見交換を行う参加者（写真左）

福岡県社保協

Fax Mail ニュース

2021.1.22 №.88

福岡県社会保障推進協議会

電話 092-483-0431

FAX 092-483-0435

E-mail syaho@f-kenren.or.jp

緊急事態宣言下における中小業者に対する より一層の支援を速やかに行うよう県知事に要請

1月20日、福商連の岩下幸夫会長と吉原太郎事務局次長、県社保協の西村一事務局長は、福岡県知事に対し「緊急事態宣言」に伴う中小業者支援の抜本的強化を求める要請書を提出しました。日本共産党の立川由美福岡県議会議員にも同席して頂きました。



県の牛島秘書室長（左）に要請書を渡す
岩下福商連会長（右）

応対した牛島英典秘書室長は、「個別の制度設計を把握できていない」「給付金制度の簡素化と不正受給防止対策との均衡をどうはかるか担当職員も悩んでいる」として、各要請項目についての具体的な回答を避けましたが、今回の要請を知事や関係部署に伝えることを約束しました。

【要請内容】

1. 時短要請で新規感染者は大幅に減るのか、延長の必要性和感染収束への手立てなど、福岡県知事は専門家同席の上で、納得できる丁寧な説明を県民に行ってください。
2. コロナで苦しむ全ての事業者が救済される支援策となるよう国に強く要請してください。
3. 「福岡県感染拡大防止協力金」の申請書類の簡素化、申請期間の延長をしてください。
4. 福岡県持続化緊急支援金の第2弾など、県独自の給付金制度を創設して下さい。
5. 飲食店、関連業種で働くアルバイト学生などにも休業手当金をつくってください。
6. 福岡県として県下の市町村が行う中小企業支援策への財政援助を行ってください。
7. すでに実行された各種給付金、これから実施予定の協力金等を非課税としてください。
8. 国保料（税）、県税の徴収を停止し、事業実態に即して免除する制度を創設してください。

福岡県社保協

Fax Mail ニュース

2021.2.24 №.89

福岡県社会保障推進協議会

電話 092-483-0431

FAX 092-483-0435

E-mail syaho@f-kenren.or.jp

後期高齢者医療窓口負担割合 2割化を許さないたたかい！！



↑ 2/8 広域連合議会様子



↑ 反対討論に立つ日本共産党
福岡市市議会中山議員



↑ 2/8 門前スタンディング行動様子

2月5日政府は75歳以上の高齢者の外来窓口1割から2割負担にする医療制度改定一括法案を閣議決定し国会に提出しました。単身で「年収200万円以上」、どちらも75歳以上の夫婦で「年収320万円以上」の世帯の計370万人が対象です。

1月18日に県内の民主団体3団体とともに福岡県後期高齢者医療広域連合に2割化反対の請願書を提出しました。広域連合議会は2月8日に開催され多くの県民が見守る中、請願は日本共産党福岡市会議員と立憲民主党福岡市会議員の2名の議員除く反対多数で悔しくも「不採択」になりました。今期通常国会会期中の法案成立が狙われるなか、今以上に2割化反対の世論を広げ法案を廃案にするために、地域や他団体との連携強化をはかり運動を進めていきます。

福岡医療団社保委員会ニュースより

「75才以上の2割負担導入中止」の学習会を開催！署名240筆集まる!! <福商連共済会>

2月19日（金）に福商連共済会第5回理事会が博多市民センターで開催されました。冒頭に「75才以上の2割負担導入は中止を！」の学習会が行われ、みなさんうなずきながら熱心に聞き入っていました<写真右上>。県内各民商から共済会担当者17名が参加され、その中には75歳以上の当事者の方もいました。

講演終了後、今回集まった「75才以上医療費窓口負担2割化に反対する署名」240筆について、「中央に上げてほしい」と講師をした福岡県社保協事務局へ託されました<写真右下>。

今理事会で、3月いっぱいまで署名運動に取り組むことを決議しました。



福岡県社保協

Fax Mail ニュース

2021.3.15 №.90

福岡県社会保障推進協議会

電話 092-483-0431

FAX 092-483-0435

E-mail syaho@f-kenren.or.jp

75歳以上の後期高齢者医療費窓口負担2割化反対！



(写真右側は、口頭陳述をする民医連職員)

小竹町議会
意見書採択

福岡県民医連は、3月8日 福岡県小竹町議会 文教厚生委員会にて『後期高齢者の医療費窓口負担の引き上げ見送りを求める意見書採択の陳情について』の口頭陳述を行いました。小竹町は県中央部に位置し、人口約7,500人の自治体です。人口の46.9%が65歳以上高齢者で、今回の2割化になる対象者は試算で約295名です。

口頭陳述では、2割化の経過や署名の取り組み、医療介護現場の声、福岡医療団が実施したアンケートを紹介しながら後期高齢者の声を伝えてきました。

質疑応答では、①県内で同意見書が採択された自治体の有無。②そもそも医療費窓口負担があることが問題。③一律に2割へ引き上げることは問題とを感じるが、資産のある方は引上げの対象にすべきなどの発言が出され、その後の委員会で採択されました。さらに、3月12日の本会議でも圧倒的賛成(10:1)で採択されました。

福岡県民医連では、他の自治体に対しても、引き続き働きかけを行う予定です。

後期高齢者の医療費窓口負担について引き上げの見送りを求める意見書

2020年12月の国会閉会後、審判は臨時協議で75歳以上の医療費窓口負担について、年収200万円以上の約870万人を1割から2割へ引き上げる方針である年金も年々減少し、現在、高齢者の生活状況は、収入の少ない高齢者が多く、預貯金があってもそれを切り崩して生活しているのが実態です。社会保障のため、高齢者への負担を軽減する必要があるため、75歳以上の窓口負担2割化が実施されることは、高齢者の生活に大きな影響を及ぼすと考え、必要に応じて医療費窓口負担の引き上げを見送るべきである。また、医療費窓口負担の引き上げは高齢者の命と生活に大きな影響を及ぼすことになりかねない。つきましては以下を請願致します。

後期高齢者の医療費窓口負担の引き上げを見送ること

以上、地方自治法第9条の規定により意見書を提出します。

令和3年3月12日 福岡県鞍手郡小竹町議会

常任幹事長・常任副幹事長・内閣総理大臣
・財務大臣・厚生労働大臣

福岡県社保協

Fax Mail ニュース

2021.4.1 №.91

福岡県社会保障推進協議会

電話 092-483-0431

FAX 092-483-0435

E-mail syaho@f-kenren.or.jp

「75歳以上の後期高齢者医療費窓口負担2倍化法案」廃案に追い込もう！

75歳以上の医療費窓口負担の2倍化を含めた『健康保険法等「改正」法案』の国会審議が始まります。福岡県では社保協加盟団体をはじめ、各団体が署名・宣伝行動に取り組んでいます。中央社保協では臨時の署名提出・国会議員要請行動を組んで対応を進めています。最後まで、署名や宣伝行動を行い、法案を廃案に追い込みましょう。



署名をいただいた方の感想！！

「今の政治は、財界ばかり見て、頼むときだけしか国民を見ていない、許せない」

民医連定例の宣伝行動より ⇒

後期高齢者の医療費窓口負担の引き上げ見送りを求める意見書採択の陳情について

小竹町議会につづき、鞍手町議会、飯塚市議会で意見書採択！福岡県議会では残念ながら、継続審議（実質不採択）となりました。

全国的には、岩手県議会、兵庫県議会、滋賀県議会で意見書が採択されています。

福岡県社保協ホームページ完成しました！！

4月からホームページを正式スタートしました。福岡県社保協で検索してください。お待ちしております。

県知事選挙候補者アンケート結果

服部候補回答なし、政策不透明！！

2021年4月11日（日）投開票の福岡県知事選挙に際し、福岡県社会保障推進協議会では、立候補者に対してアンケートを行いました。ご回答頂いたものを掲載しています。*立候補届け出順に掲載しています。

候補者名	星野 みえ子 (無所属)	服部 誠太郎 (無所属)
【1、コロナ禍における対応について】		
①PCR検査の抜本的な拡充（いつでも、だれでも、検査をうけることができる）、医療提供体制の整備など徹底した感染対策に予算措置を行うことについて	賛成・反対・その他	はマ ス コ ミ の 質 問 に は 応 え る が 、 個 人 や 団 体 か ら の ア ン ケ ー ト に
②新型コロナウイルス感染症対策と通常の県民の健康守るために、危機に直面する全ての医療機関・介護事業所に、県として財政補償を行うことについて	賛成・反対・その他	
その他・ご意見等		あらゆるエッセンシャルワーカーと、感染集積地を特定しての面的検査が必要。
【2、患者負担の軽減について】		
①75歳以上の窓口負担を原則1割から2割への引き上げなど患者負担増実施に反対し、お金の心配なく安心して受診できるよう、窓口負担を軽減することについて	賛成・反対・その他	
②子ども医療費について、中学校卒業まで無料化を実施することについて	賛成・反対・その他	
③妊産婦の医療費窓口負担について、県独自の医療費助成制度の創設をはかることについて	賛成・反対・その他	
その他・ご意見等		高齢者の窓口負担の引き上げは、いっそう受診抑制につながり認められない。県の中学生までの医療費助成は、自己負担をなくすべき。
【3、地域医療構想、医療提供体制について】		
①今般のコロナウイルス感染症により、感染症対応のベッドの確保が困難なことが明らかになっています。そこで、現在国が進めている地域医療構想は、2025年度を目処に病床削減をすすめる計画になっていることについて見直す必要があると思いますがいかがですか。	賛成・反対・その他	
②地域医療体制の拡充を図り、医師、医療従事者が確保出来る対策の充実を図ることについて	賛成・反対・その他	
その他・ご意見等		日本の医療・保健体制の脆弱性が露わになった。感染症医療を想定していない「地域医療構想」はやめ、マンパワー確保に着手すべき。
【4、国民健康保険の改善について】		
①福岡県国民健康保険制度への国庫負担の増額を国に求める意見書を提出することについて	賛成・反対・その他	
②保険料軽減のための一般会計からの法定外繰り入れについて	賛成・反対・その他	
③国民健康保険証の資格証明書の中止を、各市町村と協力し合って進めることについて	賛成・反対・その他	
その他・ご意見等		県の国保会計は、「保険者努力支援制度」を全てとしており、保険料の一元化を目指している。保険料の引き上げにつながり問題がある。

社保協のホームページにアップしました！！ ⇒福岡県社保協で検索！！

撤回しかない！！！！

現在、国会では医療法案、健康保険法案の審議がそれぞれ進められています。

○病床削減を進める改悪法案！

医療法案の一部「医療法等一部改正案」の柱は「医師の働き方改革」と「医療提供体制改革」の推進です。この法案は、緊急事態宣言終結後、瞬く間に第4波が迫り、再びコロナ病床の確保で大変な時に、第3波での「医療崩壊」や「救える命が救えない」事態などなかったかのように、病床削減を推進し、そこで働く看護師を減らします。医師増員なしの時短推進も、病床削減の口実に利用するねらいです。これでは、今後の感染症医療の確保はさらにいっそう困難に陥ります。

○後期高齢者の窓口負担2割化を許す束ね法案！

健康保険法案は本日14日より衆議院厚生労働委員会での審議が開始です。その後16日に半日審議され、21日にも審議が予定される模様です。法案は、75歳以上窓口負担2倍化に反対するとともに、国民健康保険運営方針に関し、「保険料水準の平準化」や「財政の均衡」について記載事項に位置付けるとしており、高すぎる国民健康保険料（税）のさらなる引き上げにつながる法案内容となっています。一方で、一括法案として、子ども（未就学児）均等割りの軽減も盛り込まれています。本来、子ども（未就学児）均等割り軽減の法案を切り離して審議するのが道理です。

各団体・要請行動強める！

★県社保協・県医労連

厚生労働委員に対し、FAX 要請行動実施。

★保険医協会

「後期高齢者窓口負担2割化法案」反対の要請書及び署名に寄せられた反対の声と共に福岡選出の国会議員、及び衆参の全厚労委員に送付しました。

お手元に署名等ありましたら、県社保協までお寄せください。まとめて中央に送ります！！

緊急国会 署名提出行動予定

4月16日（金）

4月22日（木）

社保協のホームページにアップしました！！ ⇒福岡県社保協で検索！！

福岡県社保協

Fax Mail ニュース

2021.4.14 №.94

福岡県社会保障推進協議会

電話 092-483-0431

FAX 092-483-0435

E-mail syaho@f-kenren.or.jp

健康保険法一部「改正」法案衆議院厚生労働委員会より

今後 2 割負担所得基準は閣議決定で決まる

現役世代の負担軽減たった年間 700 円

厚生労働大臣答弁！！

2割負担の所得基準は閣議決定でできる

●年取要件を変えるのは法律改正でなく閣議決定でできるということによろしいのか

・金額は政令できめることになっている。変えることがあったことも審議会で丁寧に議論するようにする。(田村厚労大臣)

●2割負担の所得基準は政令で決めるとあるが将来的に基準額変更する可能性はあるのか？どのような状態になった場合改定するのか

・国の経済状況、高齢者生活の状況等を判断資料として判断する。(田村厚労大臣)

所得上位30%、40年厚生年金を払い続けてきた年金額の水準が200万円

●本法案の改革効果はどの程度だと考えているのか

・今回の法案の改革効果は将来にも及ぶものと考えている(濱谷保険局長)

●何故200万なのか

・所得基準、機械的な5つの選択肢として単身世帯155万～244万円の範囲を審議会に示して政府で決定したもの。課税所得が28万円以上(所得上位30%)かつ単身世帯年収200万以上複数世帯320万以上が2割対象になっている。後期高齢者のうち所得上位の30%に相当する課税所得が28万円以上、その上で40年間平均的な収入で厚生年金を納めてきた方の年金額を超える水準である、その2つを考慮して年収200万円を超えるものとした。(濱谷保険局長)

現役世代の負担軽減は一日あたり2円

●現役世代の負担減が720億円、一人当たり年間700円、これは一日あたりいくら？

・1日2円となります 2025年のピークにむけての数字です。(田村厚労大臣)

4.14日本高齢期運動連絡会委員会傍聴メモより

○今後の国会情勢

本日16日の厚労委は本会議が予定されている関係で、午前8時45分からと午後2時20分からと二つに分けて、あわせて3時間30分予定されています。

その後、20日に参考人質疑が入り、21日に3回目の審議が目論まれているとのこと。

後期高齢者窓口負担 2 割化を許さない署名の推進最後まで！

福岡県社保協

Fax Mail ニュース

2021.4.24 №.95

福岡県社会保障推進協議会

電話 092-483-0431

FAX 092-483-0435

E-mail syaho@f-kenren.or.jp

健康保険法一部「改正」法案衆議院厚生労働委員会より

欠陥だらけの後期高齢者窓口負担 2 割化法案

撤回しかない！

今国会での、後期高齢者窓口負担金 2 割化の問題は、この間の厚生労働委員会の審議でも明らかです。まず、法案の審議時間は新型コロナウイルス感染症関連の法案もあるため、ほとんど審議時間がとられていません。そもそもこの状況下で、後期高齢者の窓口負担増をすべきではありません。

また、後期高齢者 2 割化法案の欠陥はこの間の審議を見ても明らかです。今回の 2 割化になる方の年収 200 万円の根拠について明確な根拠が示されていないこと。今後 2 割化の対象者の収入要件が、時の内閣の閣議決定で国会を通さずに決められてしまうということです。さらに、窓口負担の引き上げに際し、菅総理は「健康に影響がない」と答弁をしていますが、その科学的根拠も示されていません。最後に、現役世代との負担の公平についてはこの間政府与党は強調してきましたが、今回の高齢者の窓口負担増により、現役世代の負担の軽減は 1 人当たり年間 700 円 1 日 2 円です。これで軽減と言えるのでしょうか。私たちは、「決定」の撤回を求めるとともに、引き続き、後期高齢者の窓口負担 2 割化を絶対

に許さない運動をすすめます。



後期高齢者窓口負担 2 割化を許さない署名の推進最後まで！

後期高齢者窓口負担 2 倍化の強行採決を許すな！！(怒)

私たちの奮闘で75歳以上窓口負担2倍化法案

の28日採決は見送られました！

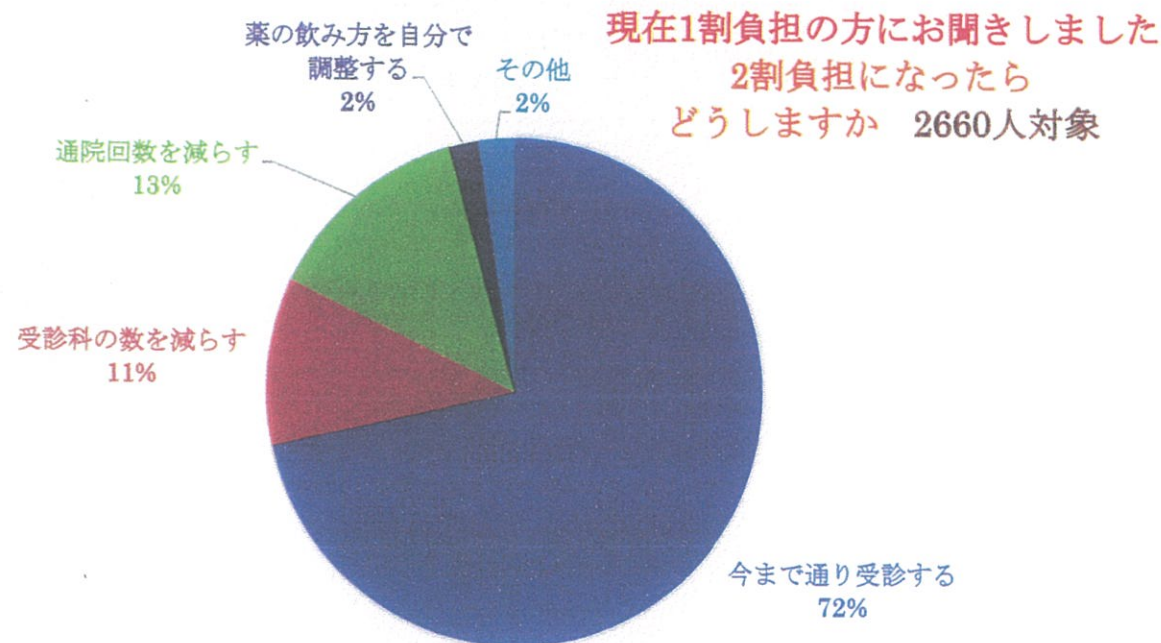
この間の、補欠選挙の結果や「政治とカネ」問題の影響、さらに、窓口負担2倍化に反対する署名の積み上げ、国会議員要請、FAX要請の広がりも大きくなり、採決をなんとか食い止めているところです。しかしながら与党は、5月7日の採決を目論んでおり「5月7日に採決するな」の緊急要請FAXを衆議院厚生労働委員に集中するよう徹底してください。今後、この間の審議状況で明らかになった問題点を広げ、反対の世論を集中し、審議の徹底を求めて議員要請、署名等をさらに強めましょう。中央では、4月28日は、緊急に、衆議院厚生労働委員への「5月7日に採決するな」の議員要請行動を行います。

日本高齢期運動連絡会の「緊急アンケート結果」です対話等に活用ください

後期高齢者緊急アンケート 3200 名の方から回答が寄せられました

うち現在窓口負担1割負担の方(2660名)の方にお聞きしました

約3割の方が受診控えると回答



後期高齢者窓口負担 2 倍化法案

与党は7日厚生労働委員会で強行採決狙う！！

厚生労働委員会(案)

令和3年5月7日(金) 理事会 8:45
 委員会 9:00 第16委員会

<案件>

- ◎全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第21号)
- ◎高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案(西村智美委員外10名提出、衆法第11号)

○質疑(3時間)

質疑者	会派	持時間	時間帯
繁本 護 君	自民	0.20	9:00 ~ 9:20
白石 洋一 君		1.50 (0.30)	9:20 ~ 9:50
尾辻 かな子 君	立民	(0.40)	9:50 ~ 10:30
長妻 昭 君		(0.40)	10:30 ~ 11:10
宮本 徹 君	共産	0.20	11:10 ~ 11:30
青山 雅幸 君	維新	0.15	11:30 ~ 11:45
高井 崇志 君	国民	0.15	11:45 ~ 12:00

厚生労働委員会傍聴行動

※衆議院インターネット審議中継からも視聴できます。



<https://www.shugiintv.go.jp/jp/>

中央では緊急集会開催！

衆議院厚生労働委員会
5・7 採決許すな!
#医療費2倍化
止める国会行動



8:30 衆議院議員面会所集合 衆議院厚生労働委員会傍聴

12:15 議員会館前緊急集会

【採決強行の場合は「抗議集会」】

中央社会保障推進協議会・全日本年金者組合・日本高齢期運動連絡会・高齢者団体連絡会議
 津浦元(日本高津) TEL・FAX:03-3384-6654 mail:nihonkouren@nifty.com

後期高齢者窓口負担 2 倍化の強行採決を許すな！！(怒)

許されない暴挙！

75歳以上窓口負担2倍化法
衆議院厚労委で強行採決！！

舞台は参議院へ

75歳以上窓口負担2倍化法案は、8日、衆議院厚生労働委員会審議終了後に、審議打ち切りの動議が出され自民、公明、維新、国民の賛成により、強行採決されました。（立民、共産は反対。国民は動議には反対）

法案は、委員会審議を通じて「コロナ禍の中で審議、採決するのか」の声が集中する中、問題山積、調査不十分、審議時間も足りない、法案の分析が改めて求められるもとでの審議打ち切りの強行は、暴挙と言わざるを得ません。法案は、11日にも衆議院本会議で成立し参議院に送られる見通しです。参議院厚生労働委員会は、11日、13日と医療法（地域医療削減法）案の審議が予定されており、17日の週に75歳以上窓口負担2倍化法案の参議院厚労委での審議入りが目論まれています。参議院での廃案へ向け、さらに運動強化していくために奮闘しましょう。



「採決するな」緊急国会前アピール行動

司法の責任を放棄！

「生活保護基準引き下げ違憲訴訟」
福岡地裁不当判決！！



5月12日福岡地方裁判所は、生活保護基準引き下げ違憲訴訟で原告の訴えを棄却するという判決を言い渡しました。この裁判は、福岡県内の生活保護利用者117名が、福岡県及び各自治体を被告として、2013年から3年間行われた生活保護費基準引き下げの処分の取り消しを求めて訴えているものです。全国29の地方裁判所で約900人の原告が、2013年の自民党政権の下における「物価下落」を理由とした、生活保護費基準引き下げは憲法25条に違反するとして訴えています。

今回の判決は、名古屋、札幌と同様に、国の主張を丸呑みにしたものです。生活家電等の値下がりやを理由にした厚労省の4.78%という物価下落の指数を根拠として認めています。それをもって違憲ではないという理屈は、原告の生活実態を、まったく無視しており、司法の立場を投げ捨てていると言わざるを得ません。

判決後、直ちに全国にオンライン配信しながらの報告集会が開催されました。弁護団より同じ司法制度の下で、違憲を認めた大阪地裁とは、全く逆であることや、裁判所は最低限、行政の判断を法に基づき科学的にチェックすべきであること等が指摘されました。原告の方々からは、この間の厳しい生活状況、そこに背を向ける国や裁判所に対し、「勝つまで決してあきらめない」と、力強い決意がのべられました。

また、各地で裁判闘争を行っている団体である、道生連・知南生健会・引き下げあかん大阪より連帯と激励のメッセージを受けました。特に北海道の新聞社が、生活保護基準引き下げ違憲訴訟を人権裁判として報道したことの紹介は、これからの闘いに勇気をあたえるものでした。

不当判決！！

「天海訴訟」

千葉地裁支給請求を棄却！

この間、福岡県社保協でも署名に取り組み支援を行った、天海裁判の判決が18日に出ました。

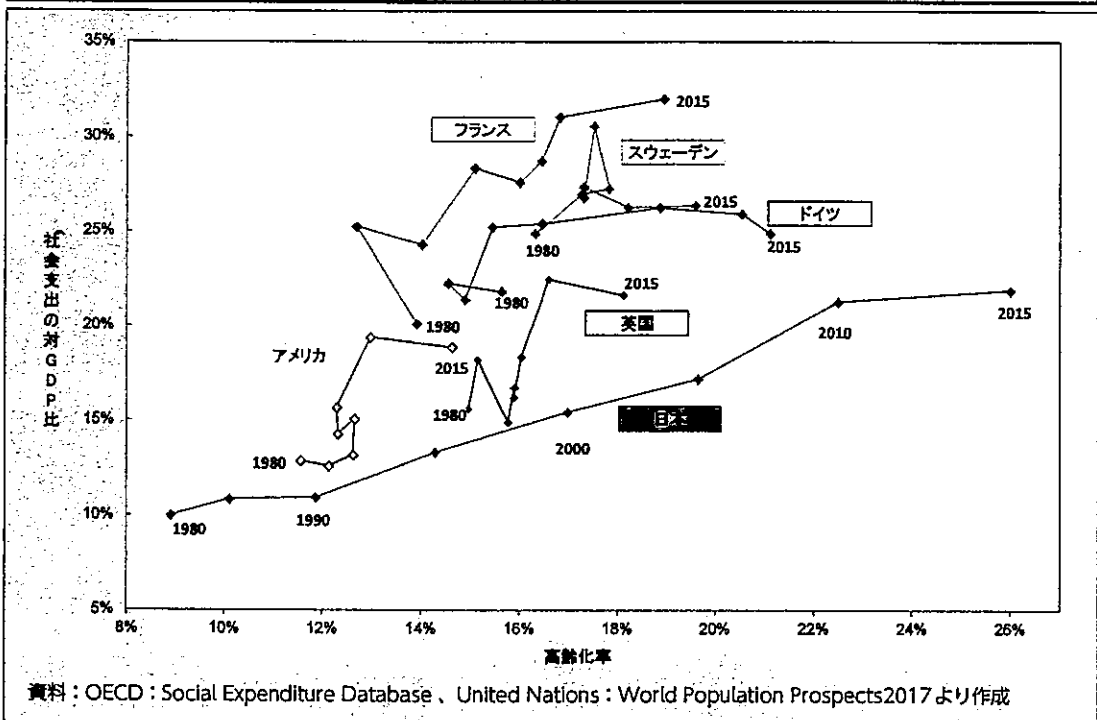
この裁判は、天海さんが2014年7月、65才を迎えるにあたって障害福祉サービスの継続を求めて要介護認定の申請を行わなかったことを理由に、千葉市は障害福祉サービスの更新を拒否。この公支給が打ち切られ、支援の継続のために事業所から月約14万円の自己負担が求められました。これに対し、天海さんは市の対応は権限の逸脱であるとして、2015年11月に千葉市を提訴しました。

最大の争点は、岡山の浅田訴訟（浅田さん勝訴）と同様に、要介護認定の申請しないことを理由に障害福祉サービスを打ち切ることには自治体の権限の逸脱であるか否かという点です。不当にも千葉地裁は訴えを棄却しました。原告団は即日控訴しました。県社保協でも引き続き支援を続けます。



2-(3) 高齢化に比べ、低い日本の社会保障給付費

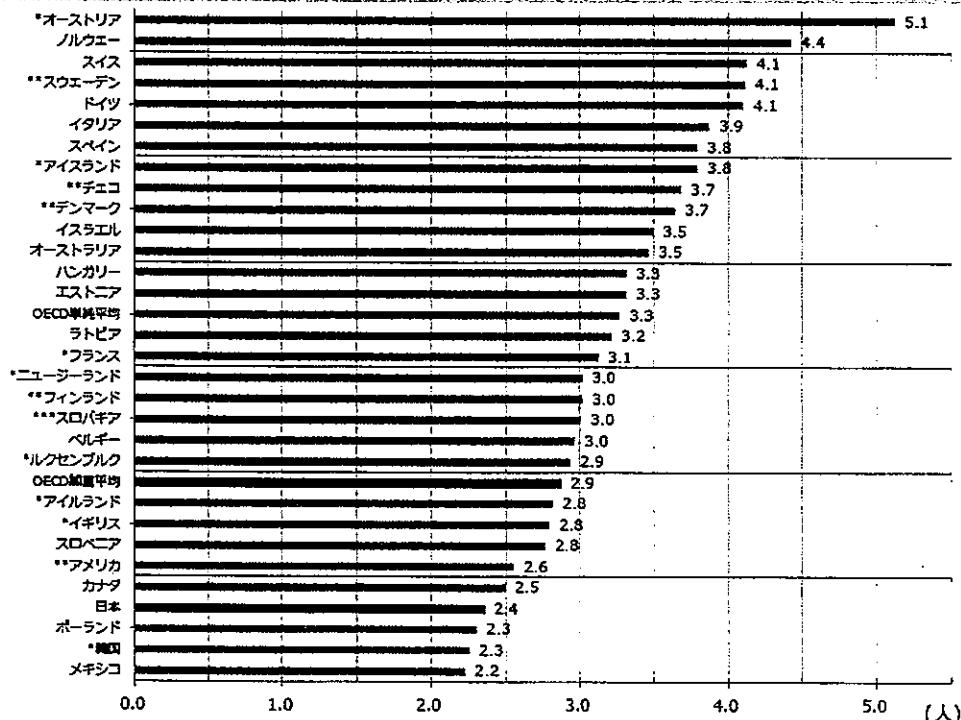
図表 1-9-10 高齢化率と社会保障の給付規模の国際比較



出所「令和2年版厚生労働白書」(厚労省)より

2-(4) OECD加盟国中最低レベルの医師数(人口1000人対)

OECD加盟国の人口1,000人当たり臨床医数 OECD Health Statistics 2016

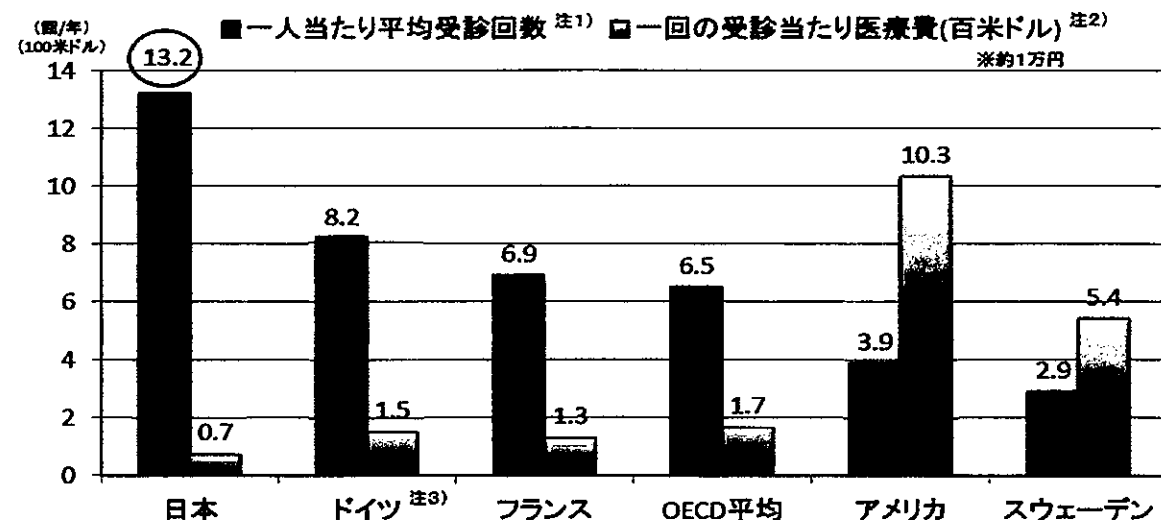


注1 「OECD加盟国」とは、各国の人口1,000人当たりの医師数の平均値を算出した値。
 注2 「OECD加盟国平均」とは、加盟国の全医師数を加盟国の全人口(各年における医師数と同年の人口)で除した値に1,000を乗じた値。
 注3 *の値は2015年のデータ、**の値は2013年のデータ、***の値は2007年のデータ、それ以外は2014年のデータ。
 注4 オーストラリア、フィンランド、アイスランド、イギリス、カナダは推計値。
 出典：OECD Health Statistics 2016

出所「医療従事者の需給に関する検討会資料」(厚労省、2017年6月15日)より

2. 日本の医療、経済、雇用、国民生活

2-(1) 日本の一人当たり医療費(受診回数×1回の医療費)は国際平均よりも低い



注1 Doctors consultations per capita, 2009 (or nearest year)
 注2 Total health expenditure per capita(public and private) × Outpatient care (%)
 Doctors consultations per capita
 ※ Current health expenditure by function of health care, 2009 (or nearest year)
 注3 ドイツ: 保険償還される受診のみカウントされており、3ヶ月の期間で、最初に受診した時のみカウントされる。(頻回に受診した場合でも初回のみカウントされる。)
 出典: OECD Health Data 2011を基に保険局医政局作成

出所 中央社会保険医療協議会総会資料(厚労省、2013年6月12日)より

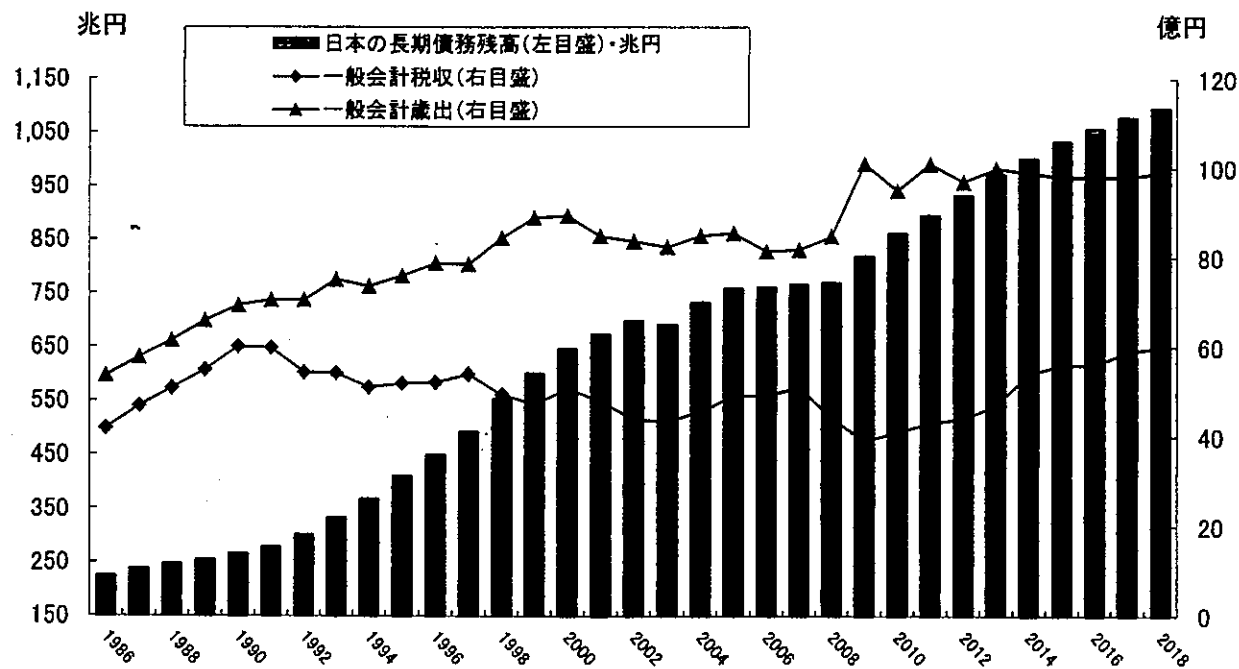
2-(2) OECD加盟国の医療費の状況(2019年)

国名	総医療費の対GDP比(%)		一人当たり医療費(ドル)		備考
	順位	順位			
アメリカ合衆国	17.0	1	11071.7	1	
スイス	12.1	2	7732.4	2	
ドイツ	11.7	3	6645.8	4	
フランス	11.2	4	5375.7	12	
日本	11.1	5	4822.8	15	
スウェーデン	10.9	6	5782.3	6	
カナダ	10.8	7	5418.4	11	
ノルウェー	10.5	8	6646.7	3	
オーストラリア	10.4	9	5851.8	5	
ベルギー	10.3	10	5428.0	10	
イギリス	10.3	11	4653.1	17	
デンマーク	10.0	12	5567.9	8	
オランダ	10.0	13	5765.1	7	
ポルトガル	9.6	14	3378.6	24	
オーストラリア	9.3	15	5787.4	14	
ニュージーランド	9.3	16	4204.0	19	
チリ	9.1	17	2159.4	33	
フィンランド	9.1	18	4578.4	18	
スペイン	9.0	19	3616.5	21	
アイスランド	8.8	20	4811.4	16	
イタリア	8.7	21	3649.2	20	
スロベニア	8.3	22	3224.0	25	
韓国	8.0	23	3384.2	23	
ギリシャ	7.8	24	2383.6	29	
チェコ	7.8	25	3426.0	22	
イスラエル	7.5	26	2932.5	26	
コロンビア	7.3	27	1212.6	36	
スロバキア	6.9	28	2353.6	30	
アイルランド	6.8	29	5275.5	13	
リトアニア	6.8	30	2638.1	27	
エストニア	6.8	31	2578.8	28	
ハンガリー	6.4	32	2222.4	32	
ポーランド	6.3	33	2292.1	31	
ラトヴィア	6.3	34	1972.6	34	
メキシコ	5.5	35	1153.6	37	
ルクセンブルク	5.4	36	5558.3	9	
トルコ	4.4	37	1139.5	35	
OECD平均	8.8		4224.1		

【出典】「OECD HEALTH DATA 2020」
 (注1) 上記各項目の順位は、OECD加盟国間におけるもの

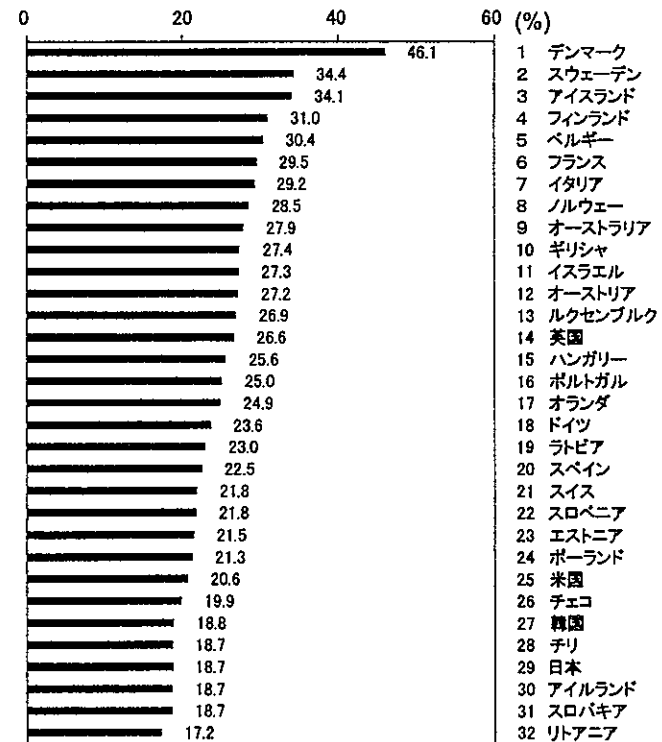
出所「令和2年版厚生労働白書」(厚労省)より

2-(7) 長期債務残高(国・地方)の推移



出所) 財務省「一般会計収収、歳出総額及び公債発行額の推移」[我が国の1970年度以降の長期債務残高の推移]等より作成

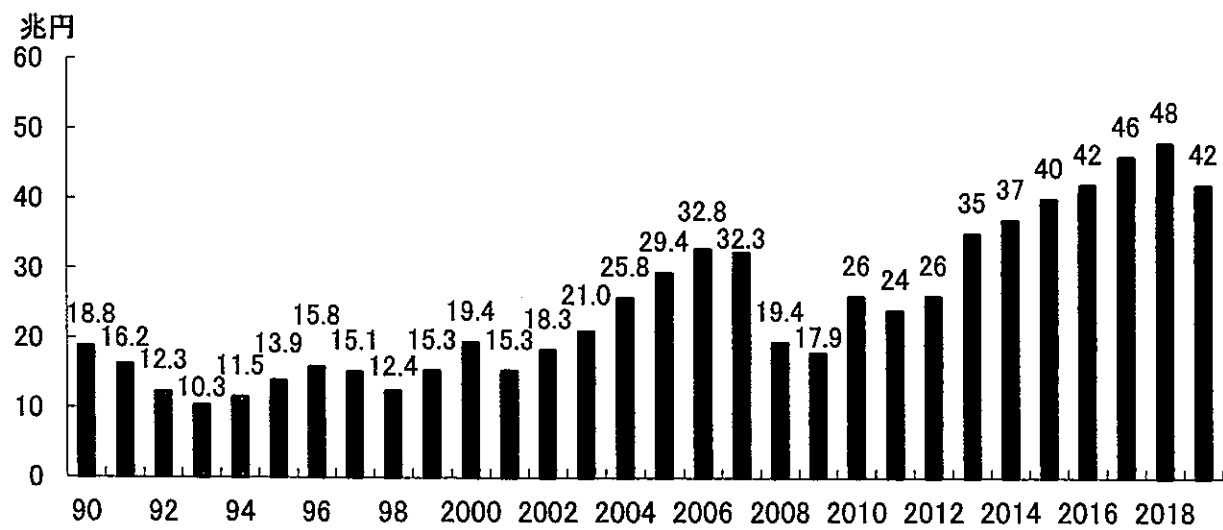
2-(5) GDPに占める税収割合



(出典) 内閣府「国民経済計算」、OECD「National Accounts」「Revenue Statistics」等
 (注1) 日本は2017年度実績、諸外国は2017年度実績(チリは2016年度実績、オーストラリアは2015年度実績)。
 (注2) 一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。
 ただし、日本及び米国の財政収支は社会保障基金を除いたベース。また、日本の財政収支については、単年度限りの特殊要因を除いた値。

出所)「日本の財政関係資料」(財務省、2020年7月)より

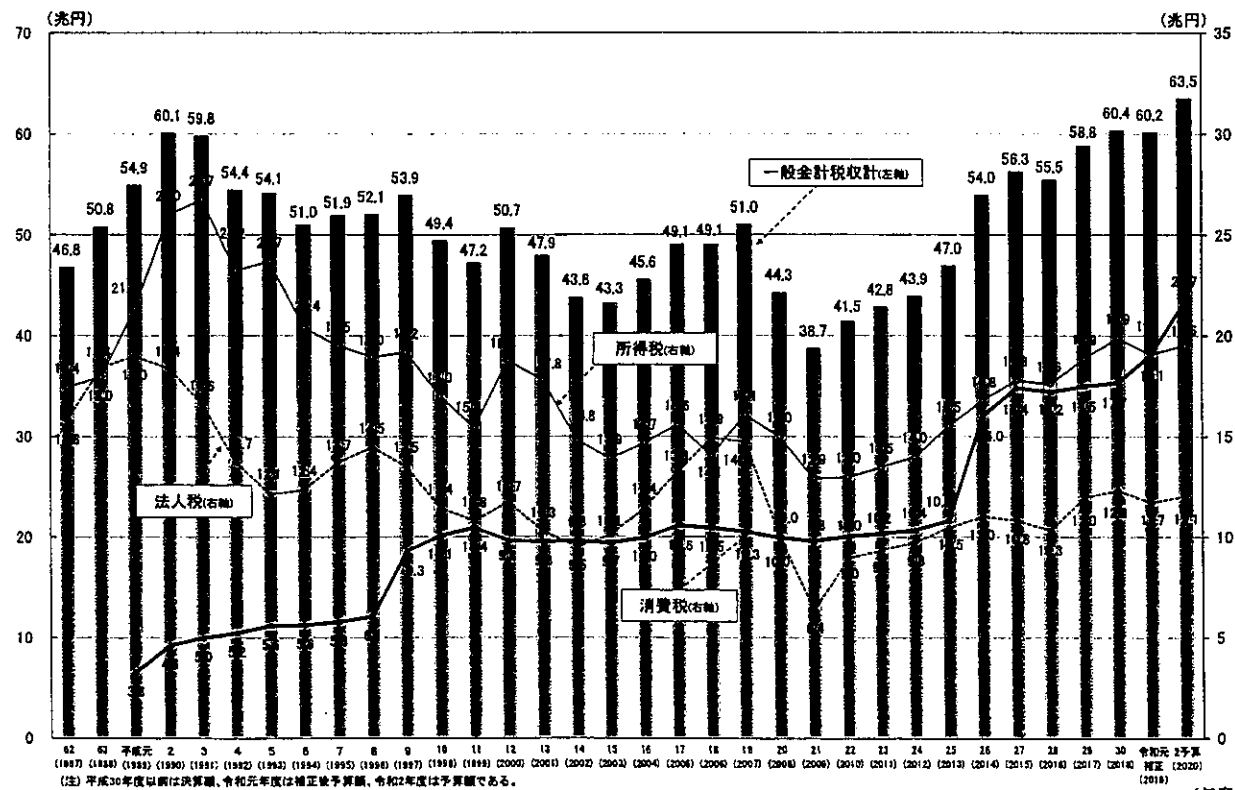
2-(8) 大企業の経常利益の推移



※大企業(全産業・除金融保険業)の経常利益(当期末)の推移(資本金10億円以上)

出所) (財務省)「財務省の法人企業統計年次別調査 時系列データ検索」より作成。

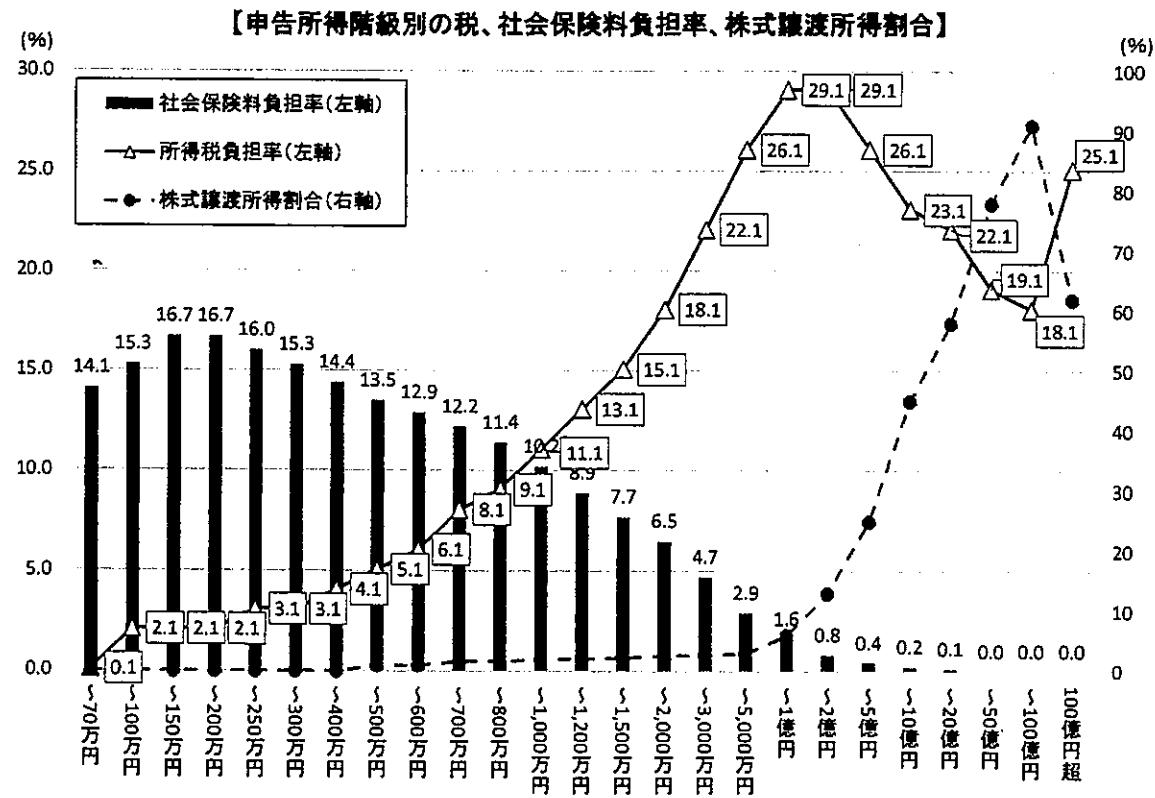
2-(6) 主要税目の税収(一般会計分)の推移



(注) 平成30年度以前は決算額、令和元年度は補正後予算額、令和2年度は予算額である。

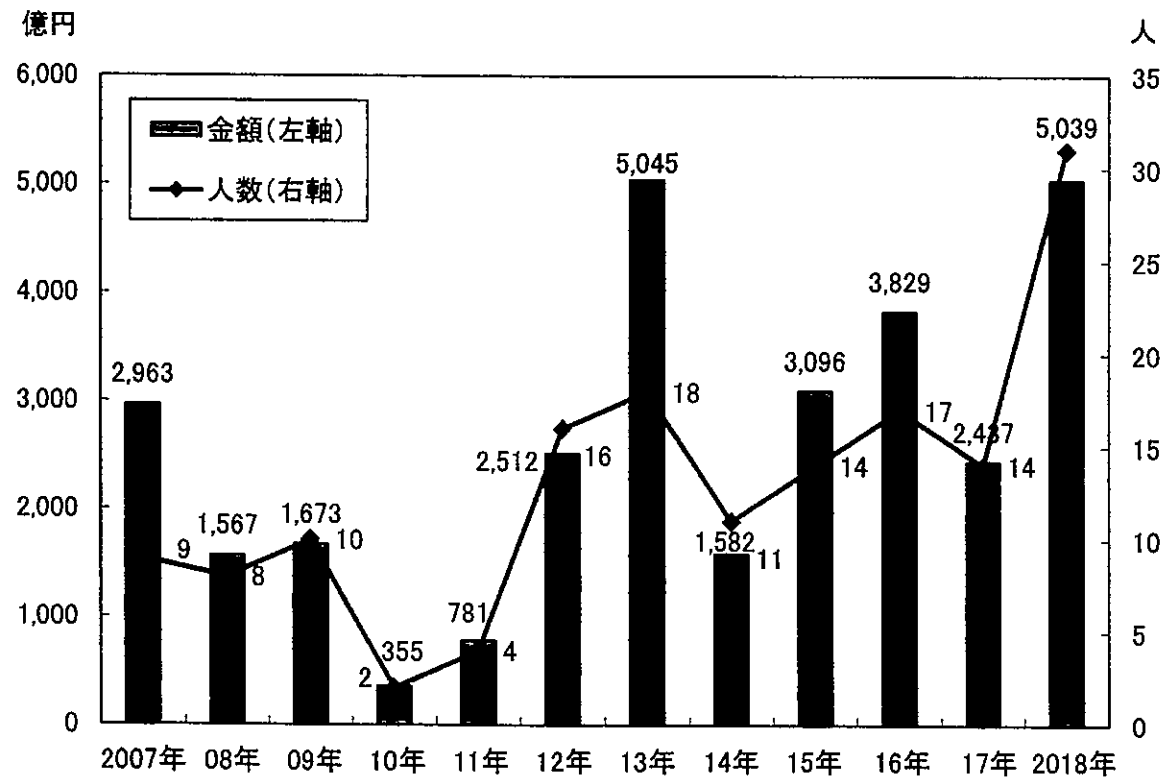
出所)「主要税目の税収(一般会計分)の推移」(財務省)より

2-(11) 所得税と社会保険料の逆進性



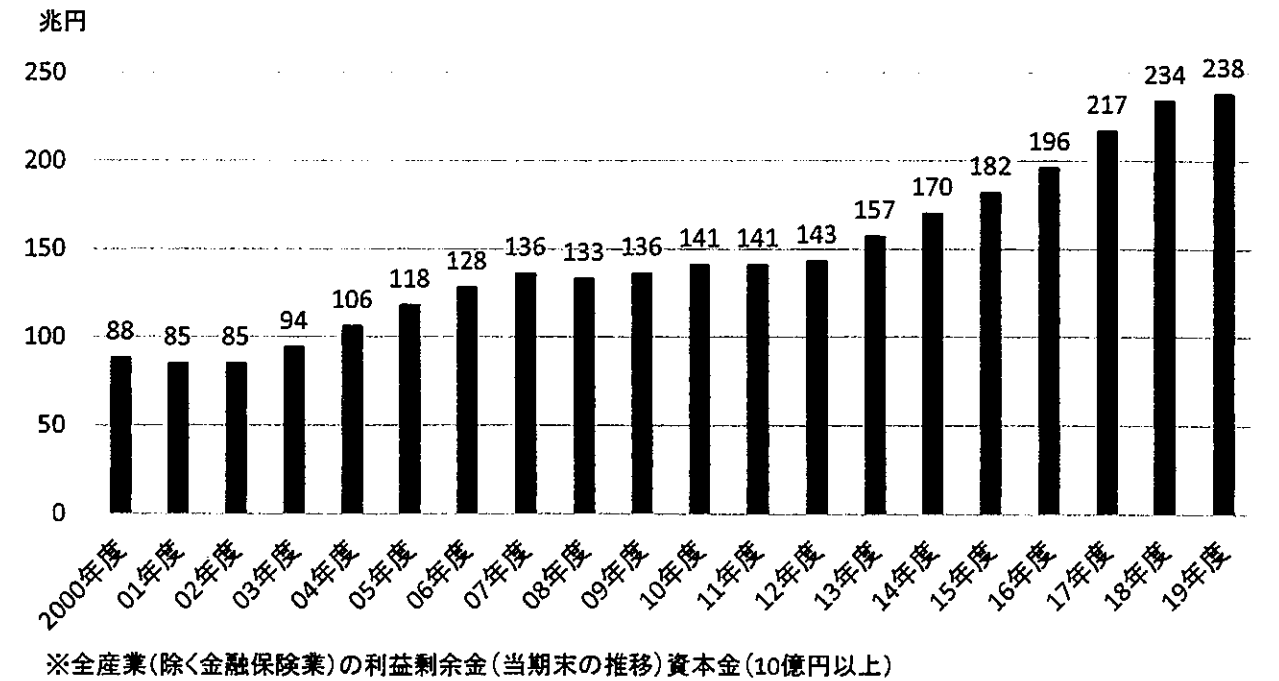
出所「平成 27 年申告所得税標本調査」(国税庁)より作成

2-(12) 年間所得100億円超の超富裕層の所得総額と人数の推移



出所「申告所得税標本調査結果」(国税庁)より作成

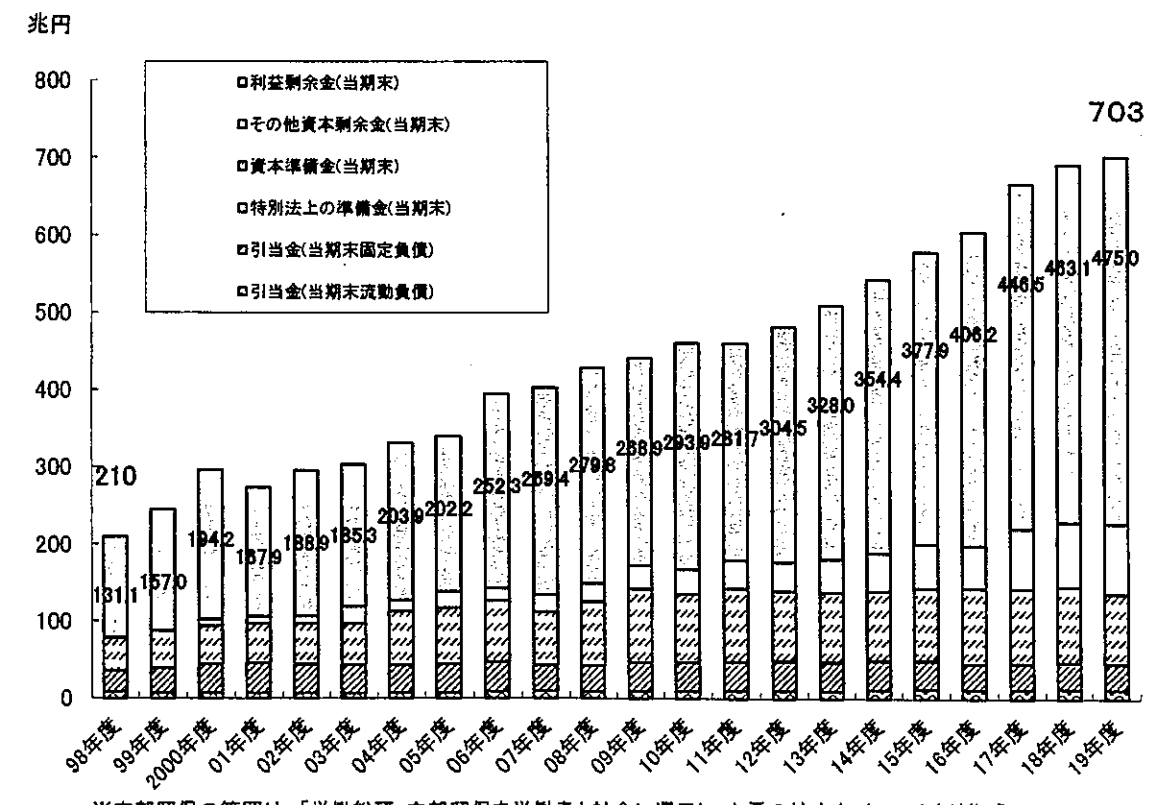
2-(9) 大企業の内部留保の推移



※全産業(除く金融保険業)の利益剰余金(当期末の推移)資本金(10億円以上)

出所「法人企業統計」(財務省)より作成

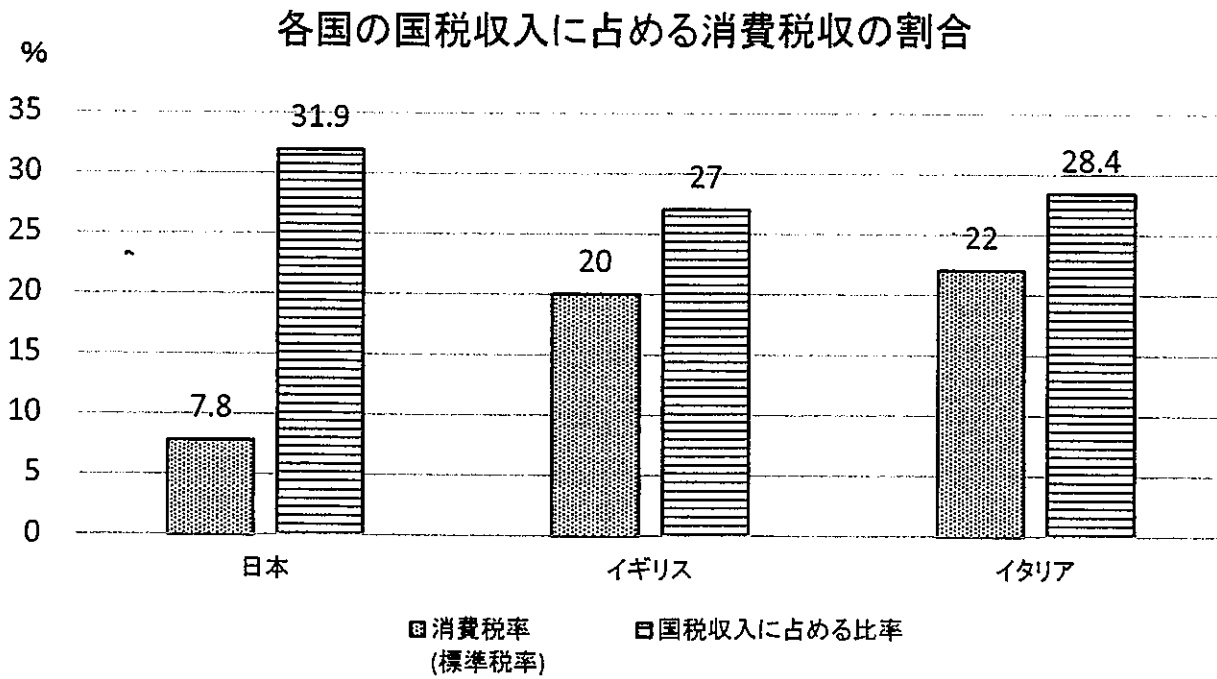
2-(10) 「広義の企業内部留保」(資本金全規模)の推移



※内部留保の範囲は、「労働総研・内部留保を労働者と社会に還元し、内需の拡大を」(09.11)より作成。

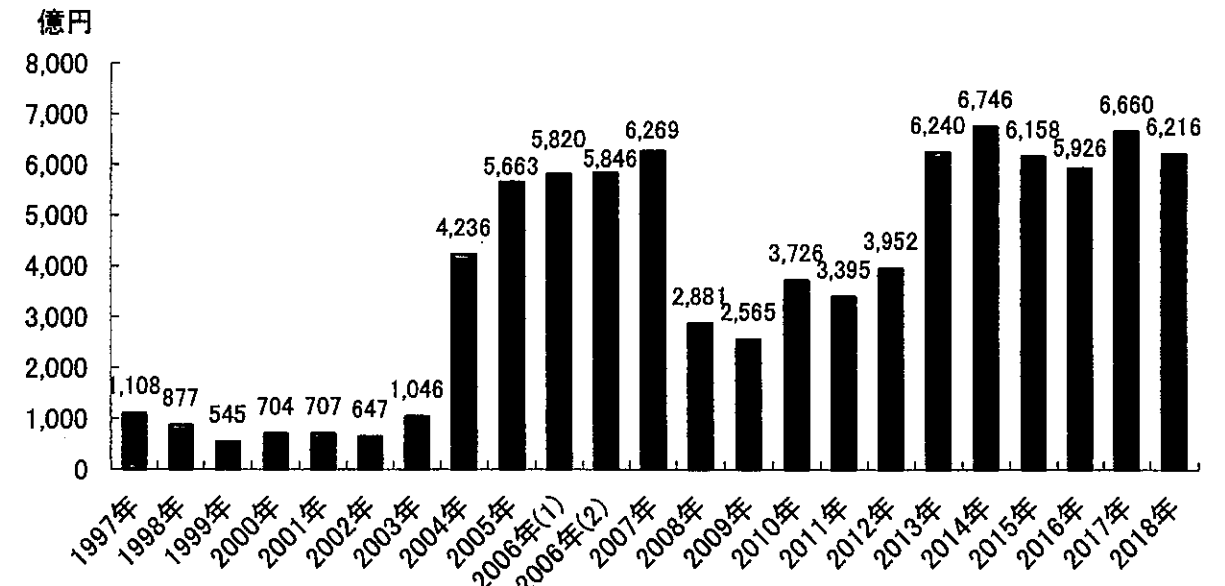
出所 財務省「法人企業統計調査」の全産業(除く保険業)、全規模より作成。

2-(15) 消費税に関する資料



* 日本の消費税7.8%は国税分(地方税分2.2%は含まず)
出所)「財政金融統計月報817号」(財務省、2020年5月)より作成

2-(13) 研究開発減税の推移



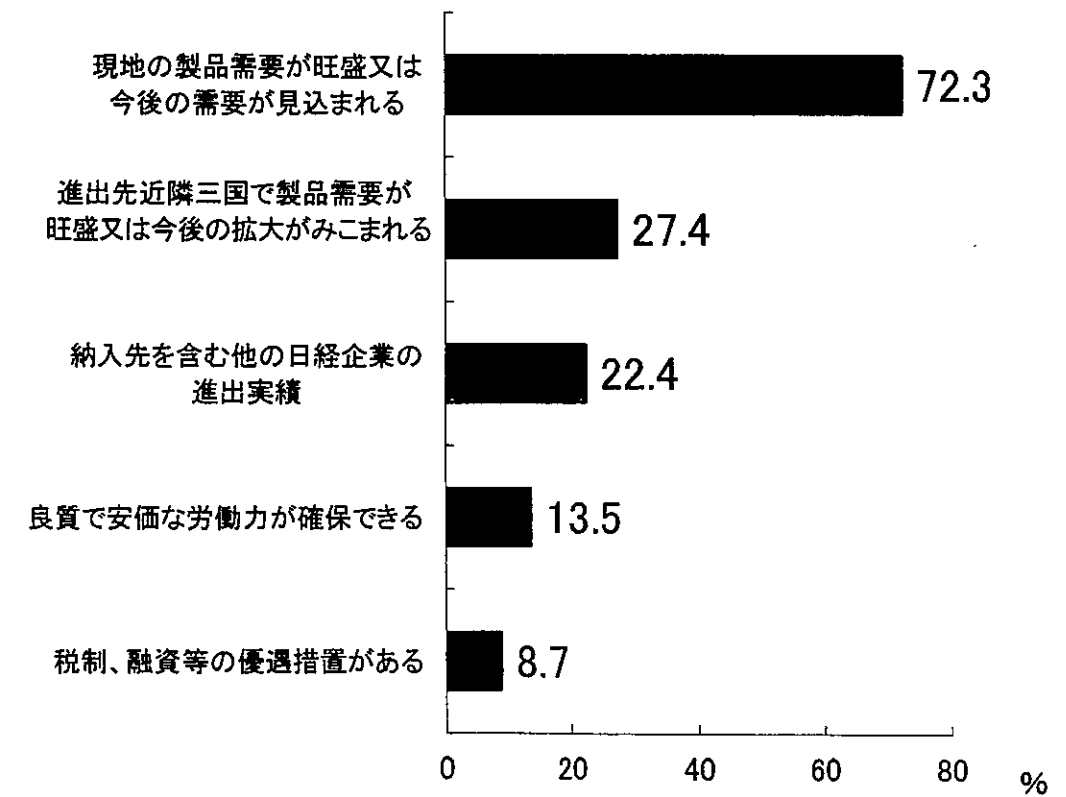
※2006年(1)までは年。06年(2)からは年度。
※11年度以降は、財務省「租税特別措置の適用実態調査に関する報告書」より
出所)国税庁「会社標本調査結果(税務統計からみた法人企業の実態)」各年より作成

<各国の消費税(付加価値税)の軽減項目と税率>

	日本	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
標準税率	10%	20%	19%	20%	25%
ゼロ税率	なし	食料品、水道水(家庭用)、新聞、雑誌、書籍、国内旅客輸送、医薬品、居住用建物の建築(土地を含む)、新築建物の譲渡(土地を含む)、障害者用機器等	なし	なし	医薬品等
軽減税率	酒類・外食を除く飲食品、定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞:8%	家庭用燃料及び電力等:5%	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、旅客輸送、宿泊施設の利用、スポーツ観戦、映画等:7%	旅客輸送、肥料、宿泊施設の利用、外食サービス等:10% 書籍、食料品、水道水、スポーツ観戦、映画等:5.5% 新聞、雑誌、医薬品等:2.1%	食料品、宿泊施設の利用、外食サービス等:12% 新聞、雑誌、書籍、旅客輸送、スポーツ観戦等:6%

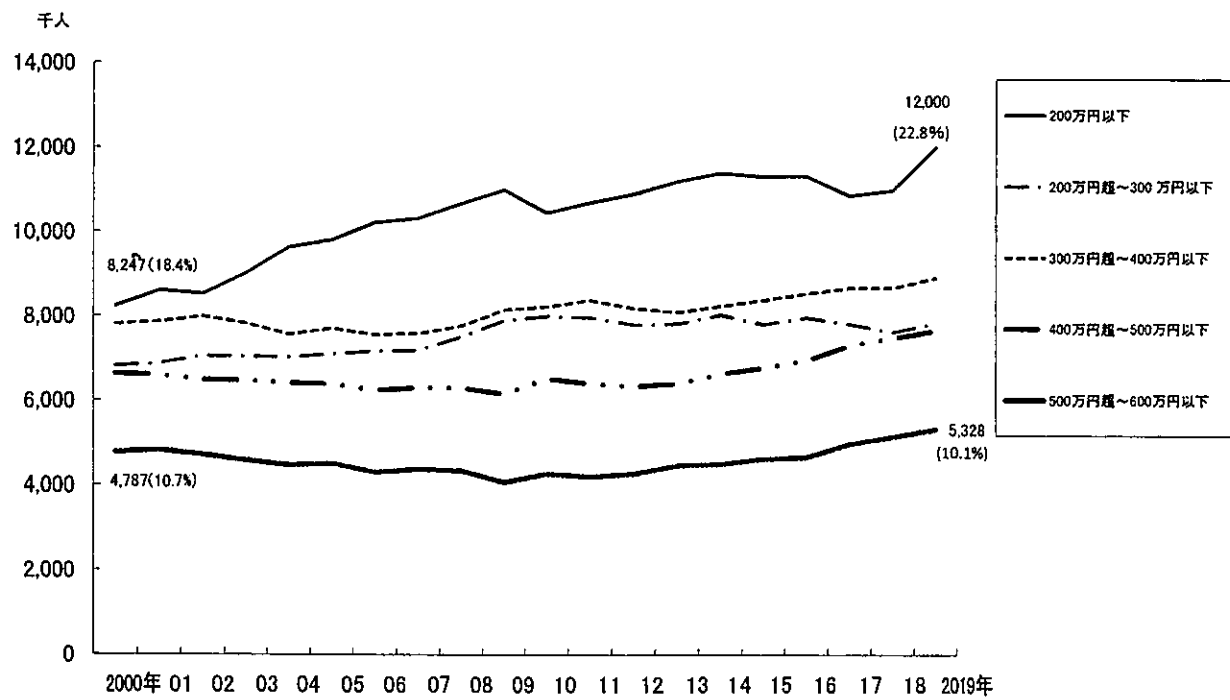
出所)「主要国の付加価値税の概要」(財務省、2020年1月現在)より

2-(14) 大企業が海外進出する理由は法人税の高さではない



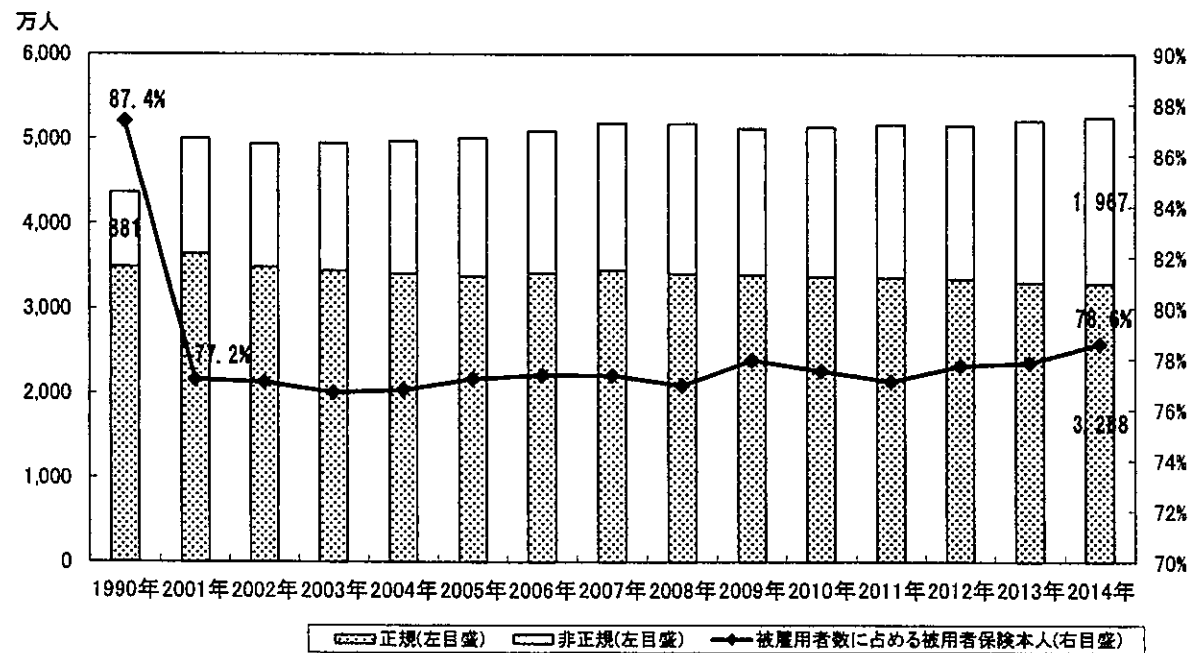
出所)経済産業省: 第48回海外事業活動基本調査(2017年7月調査)より作成

2-(17) 給与階級別の分布の推移(年収600万円以下)



出所「民間給与実態統計調査」(国税庁)より作成

2-(18) 被雇用労働者数に占める被用者保険本人の割合



出所「労働力調査」(総務省統計局)、「保険と年金の動向」(厚生統計協会)等より作成

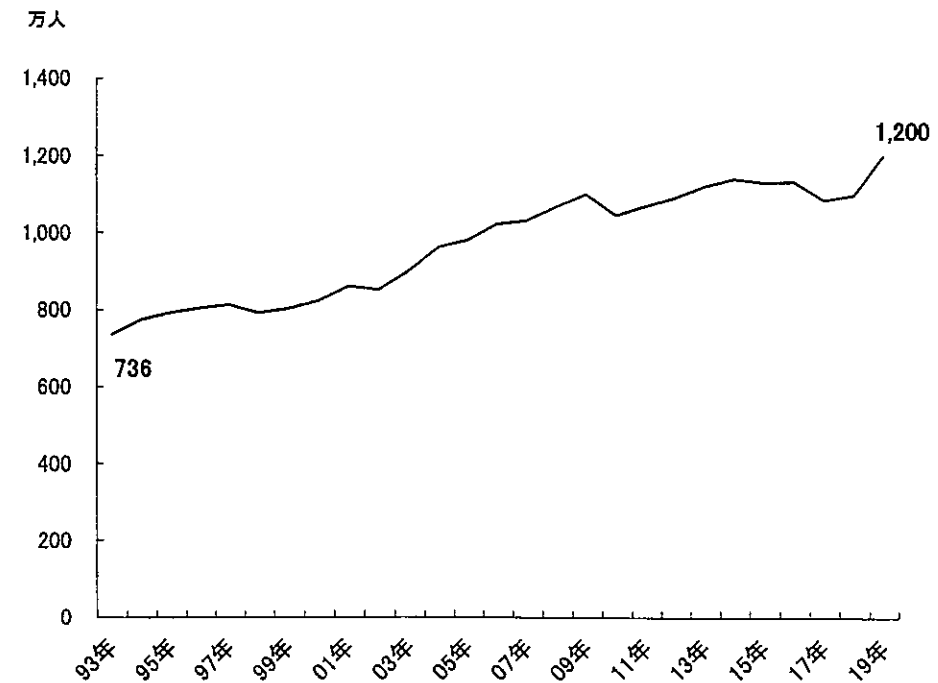
10%消費税増税(食料費など軽減税率)で年間4.5万円負担増

年収5分位別消費税増税負担額

	平均	年収五分位1	年収五分位2	年収五分位3	年収五分位4	年収五分位5
	万円	万円	万円	万円	万円	万円
2018年						
年間収入	670.5	286.2	502.5	645.6	818.6	1,100.4
世帯主収入	511.2	273.9	390.3	478.9	597.8	815.3
消費支出(年額)	378.4	294.3	326.7	356.7	408.5	505.7
消費税課税消費額(注1)	328.9	259.2	284.5	307.9	358.3	434.5
年間消費税負担額(8%)	24.4	19.2	21.1	22.8	26.5	32.2
2019年10月以降						
消費税課税消費額	328.9	259.2	284.5	307.9	358.3	434.5
軽減税率(8%)課税消費額(注2)	70.7	66.6	64.7	67.0	73.0	82.4
同・消費税負担額(A)	5.4	5.1	5.0	5.0	5.5	6.3
10%課税消費額(注3)	258.2	192.6	219.8	240.8	285.3	352.1
同・消費税負担額(B)	23.5	17.5	20.0	21.9	25.9	32.0
年間消費税負担額(10%) (A+B)	28.9	22.7	25.0	26.9	31.4	38.3
10%引上げによる増税額	4.5	3.5	3.9	4.1	4.9	6.1
年間収入に占める消費税割合(%)	4.3	7.9	5.0	4.2	3.8	3.5

(注1) 消費税8%の消費税課税消費額=消費支出-学校給食-家賃-地代-保健-医療サービス-授業料等-贈与金
 (注2) 軽減税率(8%)課税消費額=消費税課税消費額-(食料-学校給食-外食-酒類)、同負担額=軽減税率課税消費額×8/108
 (注3) 消費税10%引上げ時の消費税課税消費額=消費支出-軽減税率課税消費額、同負担額=10%課税消費額×10/110
 (注4) 試算は2018年の消費支出の枠内で増税された場合の消費税負担額
 資料:総務省「家計調査」(2人以上の勤労者世帯)より試算
 出所「2020年国民生活白書 データブック」(全労連・労働総研編)より

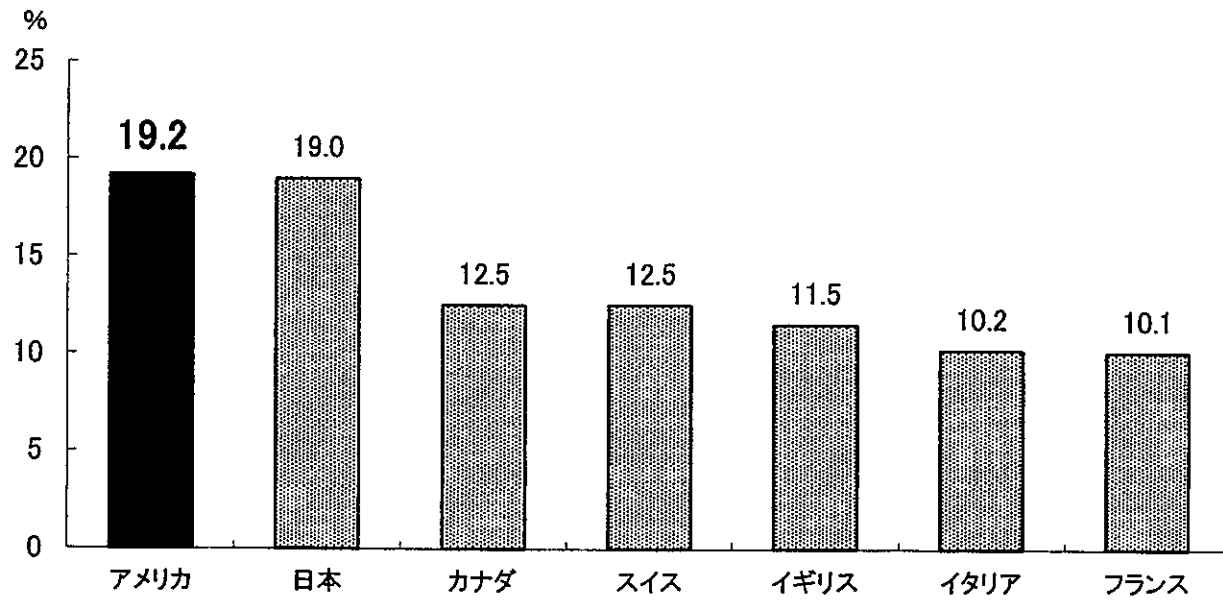
2-(16) 増え続ける年収200万円以下の階層



※データは1年間を通じて勤務した給与所得者。

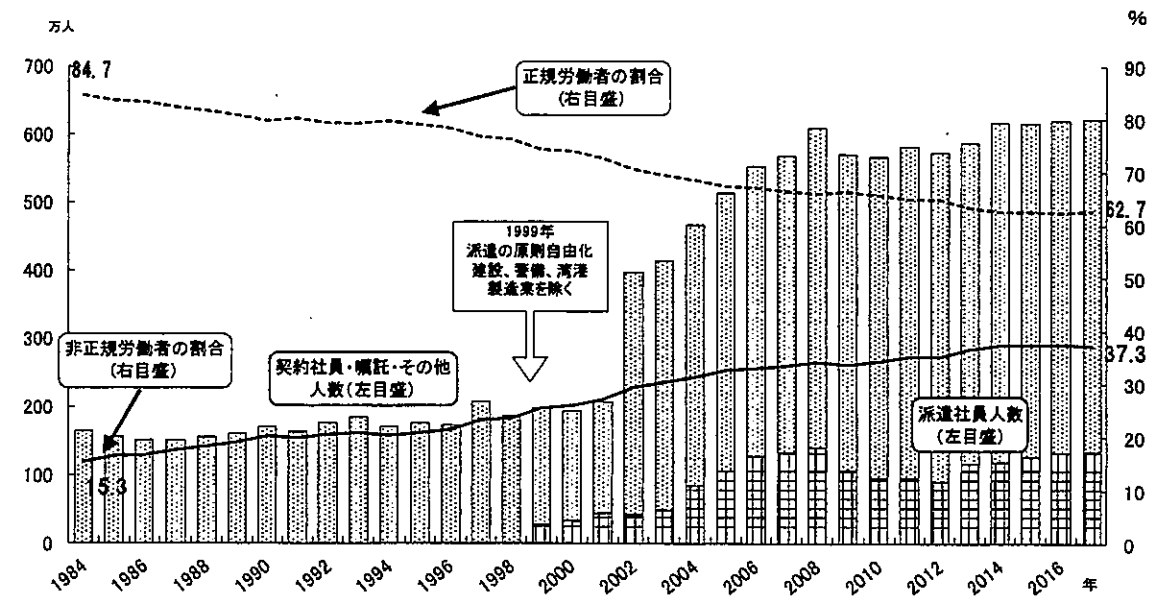
出所「民間給与実態統計調査」(国税庁)より作成

2-(21) 週労働時間49時間以上の労働者割合の国際比較



出所「データブック国際労働比較2015」(労働政策研究・研修開発機構)より作成

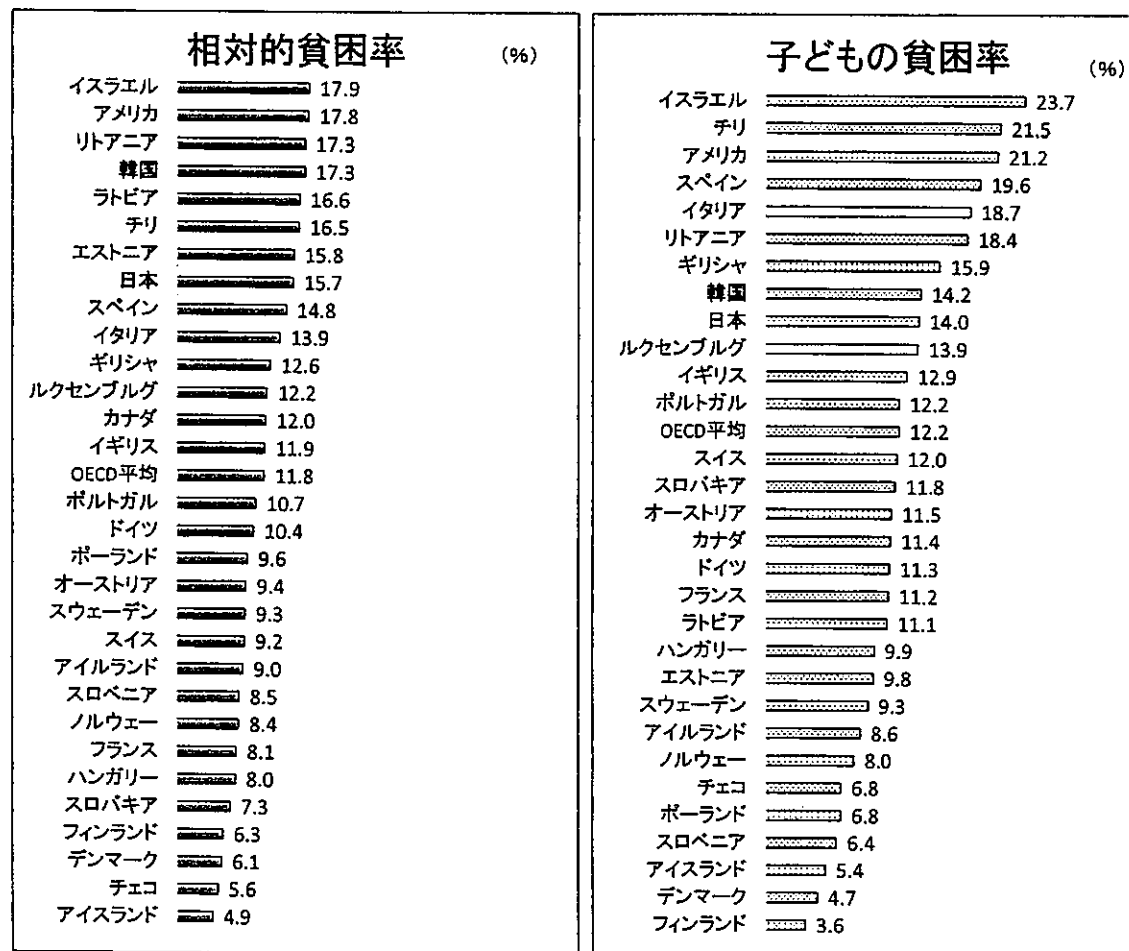
2-(19) 増大する派遣、契約労働者



出所「労働力調査」(総務省)より作成

「非正規労働者の割合」は、グラフの表記以外に、パート、アルバイトなどを含む

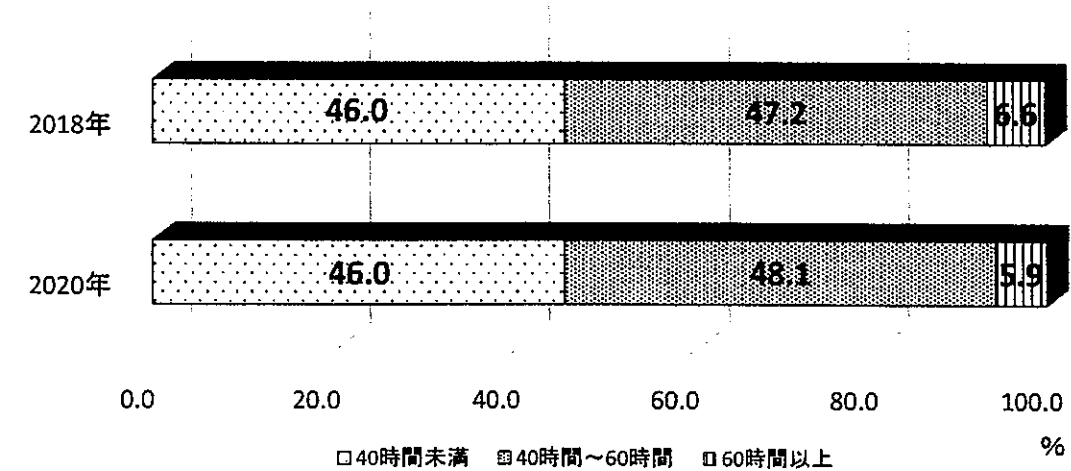
2-(22) 貧困率の国際比較



出所)OECDデータ(貧困率、2017年)より作成。OECD平均は表掲載国平均。日本は、2019年国民生活基礎調査の概況(厚労省)の数値(2018年)

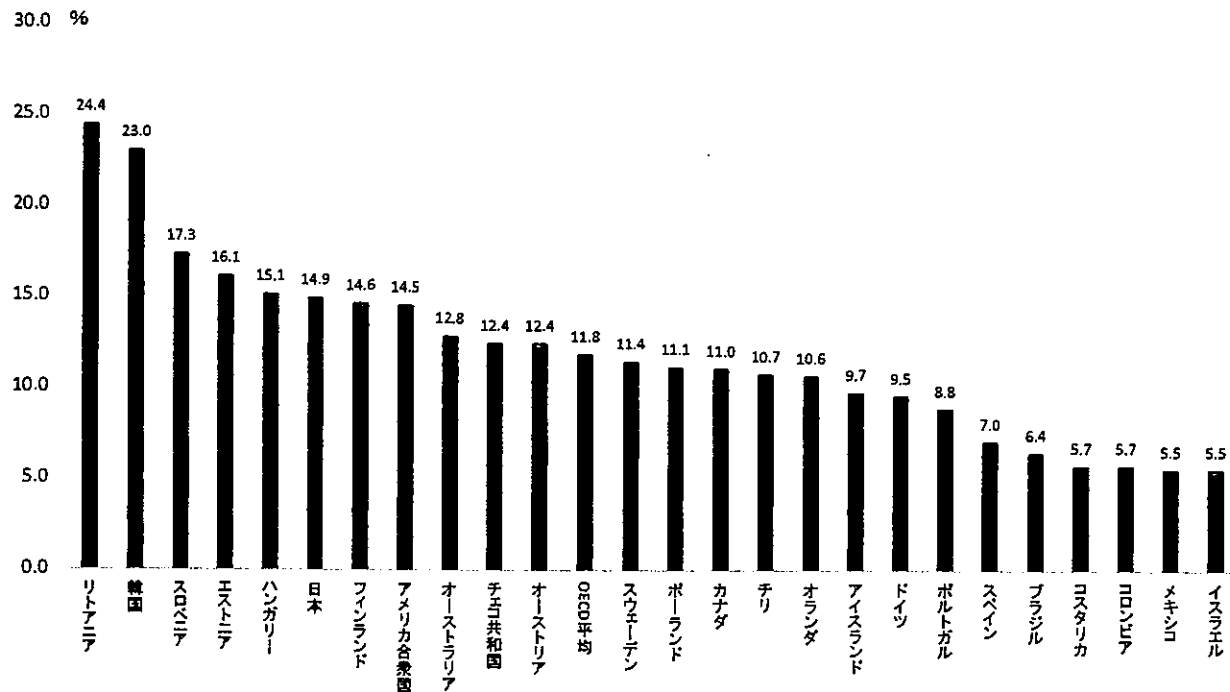
2-(20) 長時間労働の実態

一週間あたりの平均実労働時間(全国)



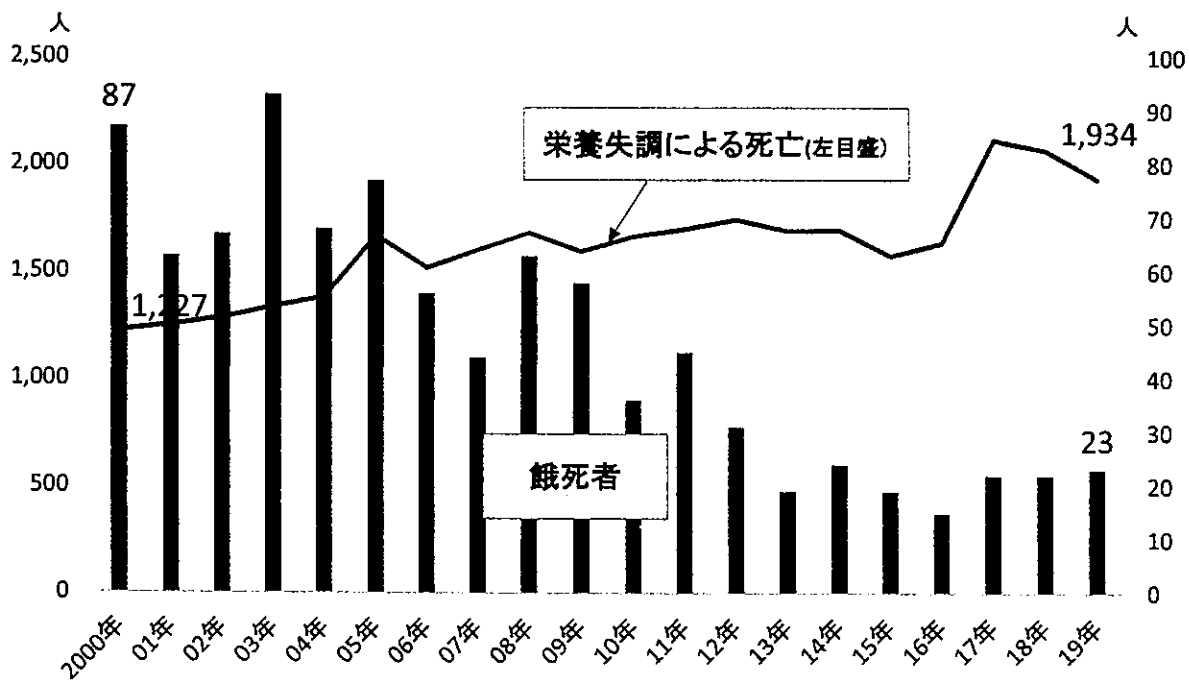
※2020年はコロナ発生前の月のデータ。
出所)「勤労者の仕事と暮らしについてのアンケート調査」(連合総研、2018年11月、2020年12月)

2-(25) 自殺率の国際比較(人口10万人当たり・2017年)



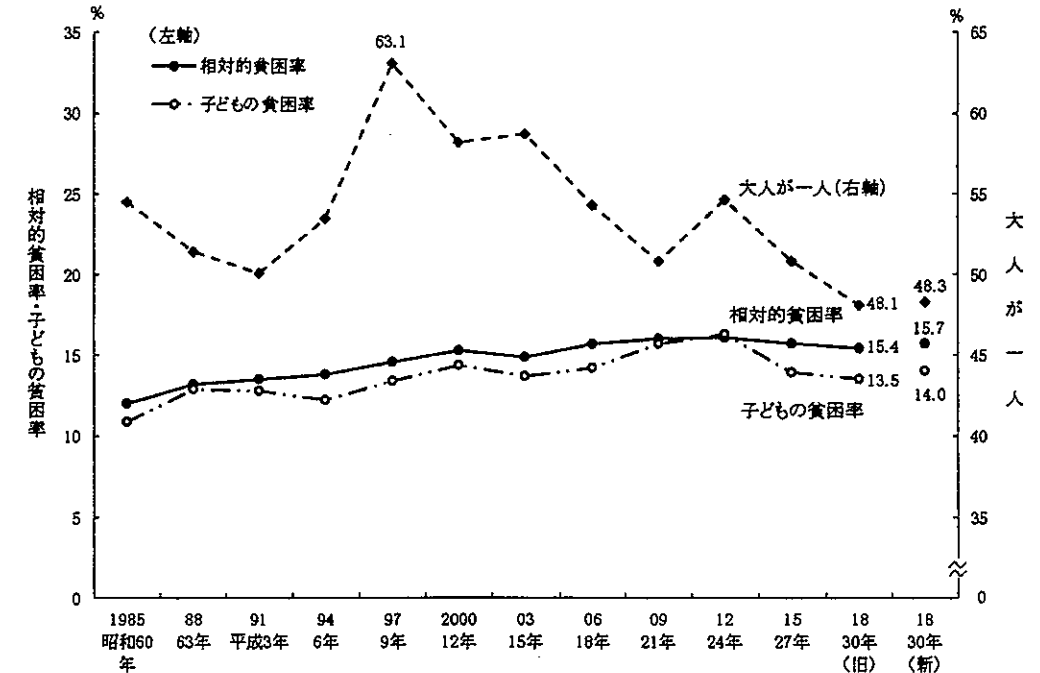
出所)「OECDの重要統計(Tokyo Centre)、自殺率、2017年」より作成

2-(26) 餓死、栄養失調による死亡の推移



出所)「人口動態調査・確定数・下巻・死亡、(X53)食糧の不足・分類、(E40-E46)栄養失調(症)」(厚労省)各年度より作成

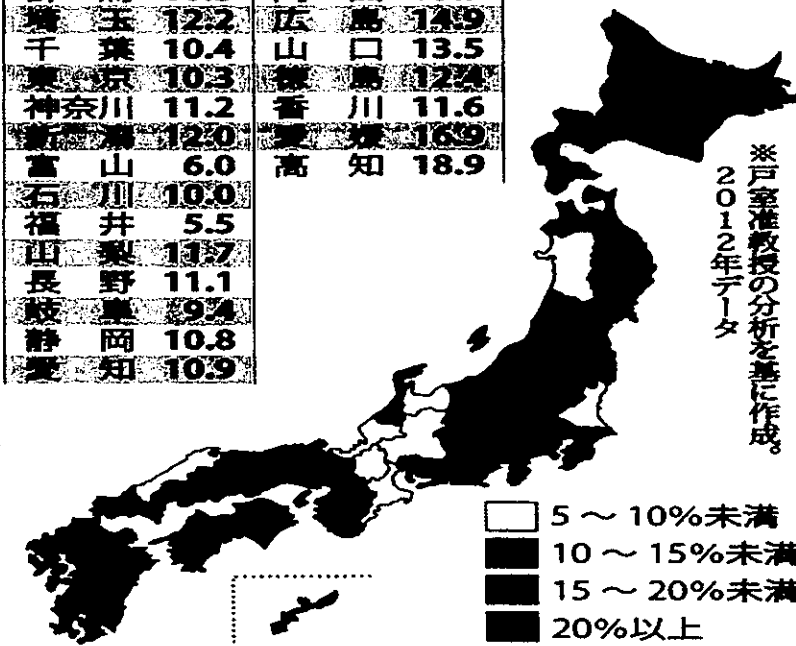
2-(23) 相対的貧困率と、子どものいる現役世帯の貧困率



出所)「2019年国民生活基礎調査」(厚労省)より

2-(24) 都道府県別の子どもの貧困率(数字は%)

北海道	19.7	三重	9.5	福岡	19.9
青森	17.6	滋賀	8.6	佐賀	11.3
岩手	13.9	京都	17.2	長崎	16.5
宮城	15.3	大阪	21.8	熊本	17.2
秋田	9.9	兵庫	15.4	大分	13.8
山形	12.0	奈良	11.7	宮崎	19.5
福島	11.6	和歌山	17.5	鹿児島	20.6
茨城	8.6	鳥取	14.5	沖縄	37.5
栃木	10.4	徳島	19.2	全国	13.8
群馬	10.3	岡山	15.7		
埼玉	12.2	広島	14.9		
千葉	10.4	山口	13.5		
東京	10.3	徳島	12.4		
神奈川	11.2	香川	11.6		
新潟	12.0	愛媛	16.9		
富山	6.0	高知	18.9		
石川	10.0				
福井	5.5				
山梨	11.7				
長野	11.1				
岐阜	9.4				
静岡	10.8				
愛知	10.9				



出所)戸室健作・山形大学准教授調査(毎日新聞、2016年2月18日)より

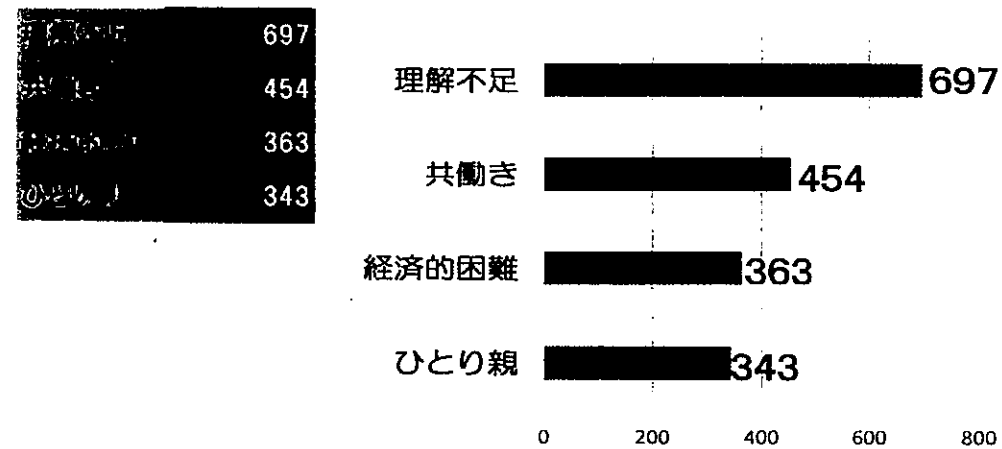
1-(22) 学校健診の結果が十分には生かされていない

要受診でも半数程度しか受診していない

	要受診率	未受診率
眼科	5.1%	47.6%
視力検査	33.3%	56.3%
耳鼻科	15.7%	50.8%
聴力検査	1.1%	35.0%
内科	3.6%	50.5%
歯科	32.0%	57.0%

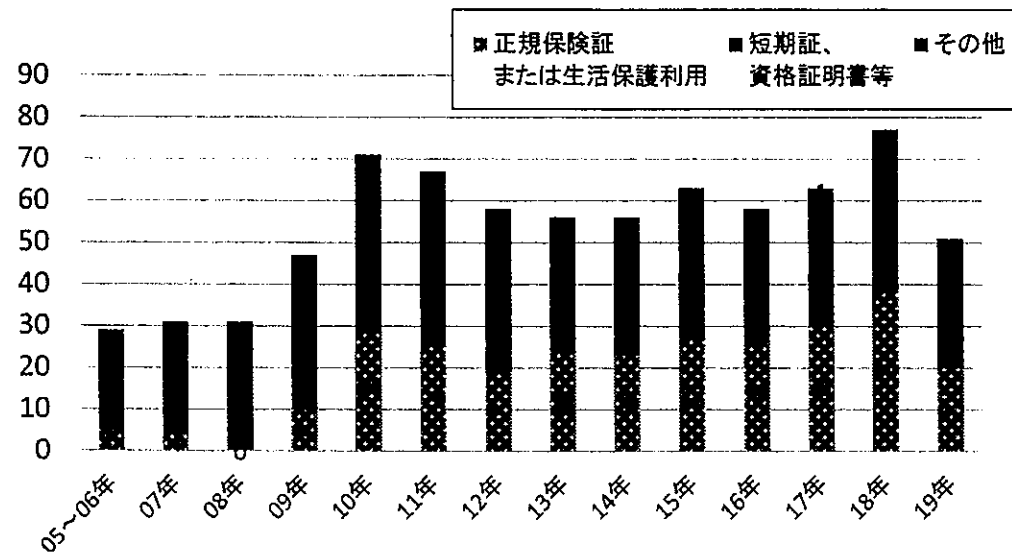
理解不足、経済的事情が未受診に

未受診の理由(上位1位~4位)



回答 1429校 出所)「全国学校健診後治療調査」(保団連、2019年)

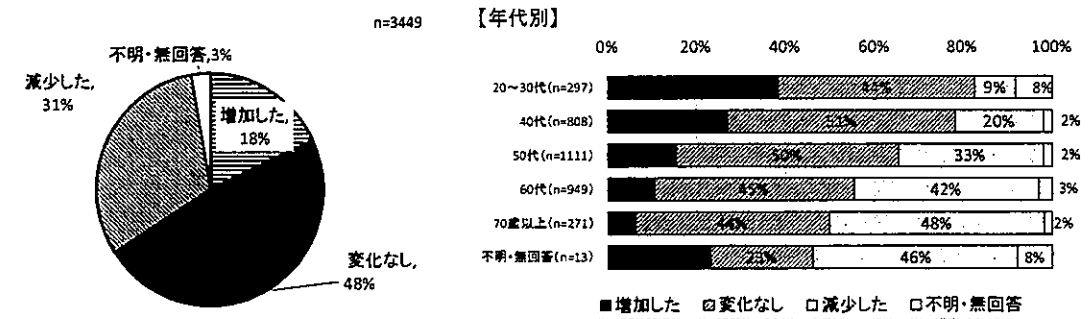
1-(23) 経済的理由による死亡事例の推移



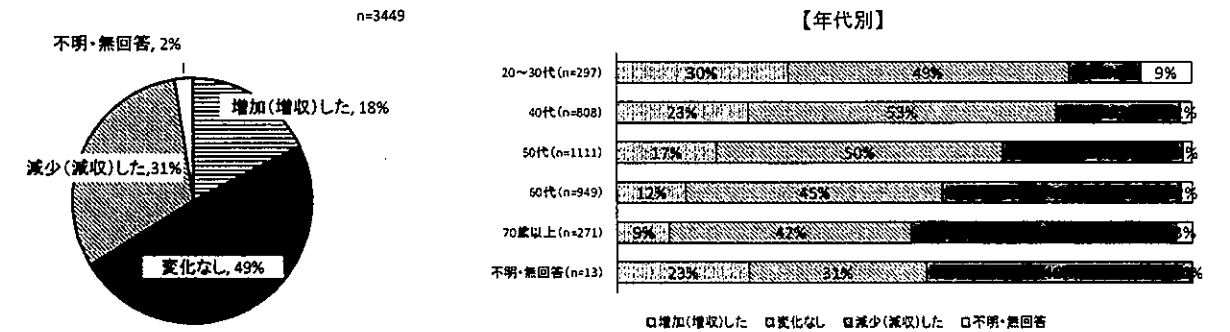
出所)「2019年経済的事由による手遅れ死亡事例調査概要報告」(全日本民医連)より作成

1-(21) 歯科医院の状況(保団連歯科会員アンケート・2018年実施より)

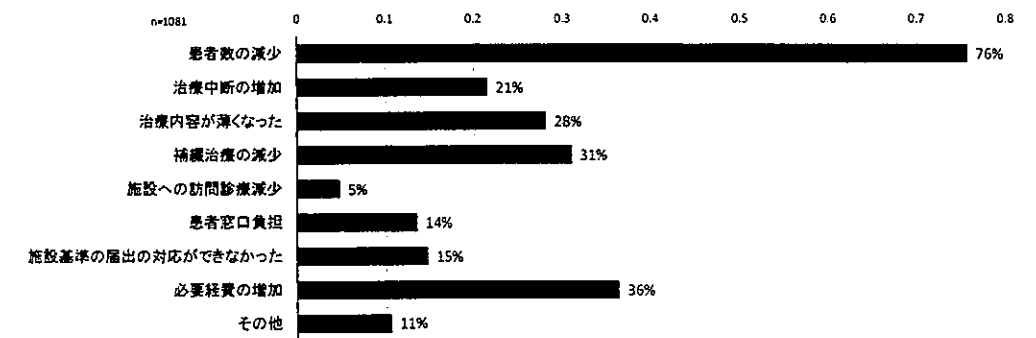
受診患者数の変化(2017年4月~7月分と比較)



2018年度歯科診療報酬改定で、2017年4月~7月と比較し、請求点数に変化はありましたか



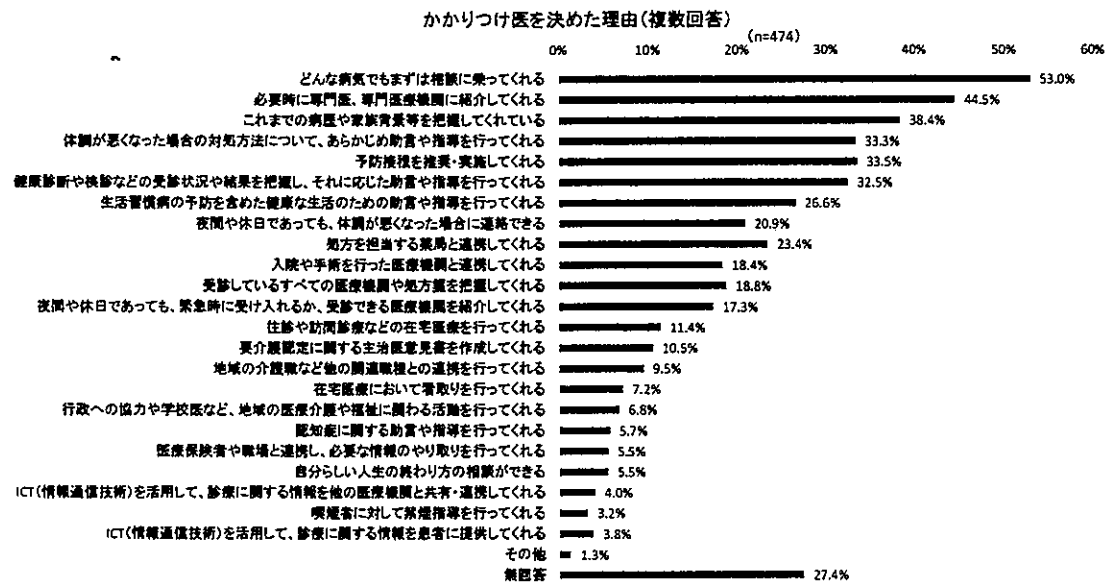
減収となった理由(複数回答)



1-(25) 患者が「かかりつけ医」を決めた／決めていない理由

かかりつけ医を決めた理由について

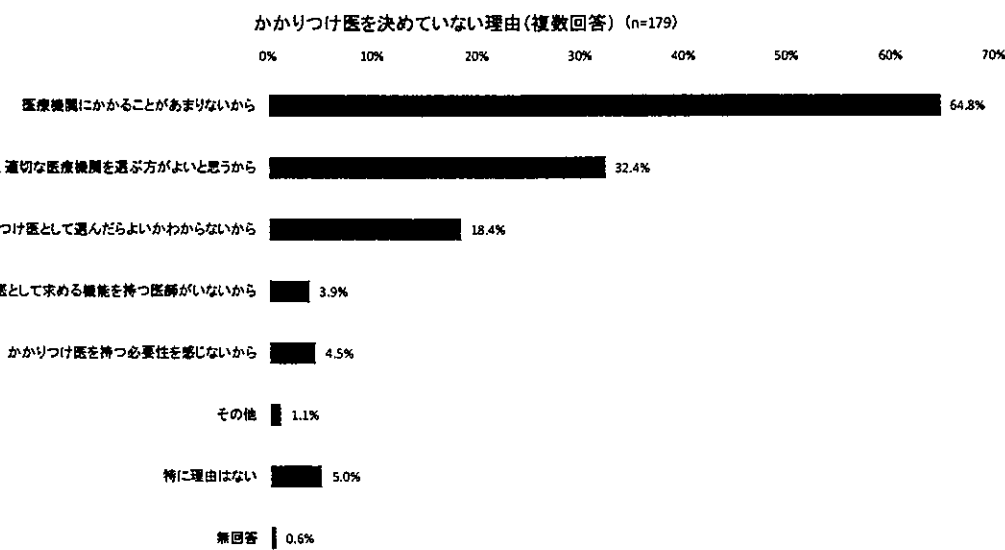
○ かかりつけ医を決めている患者に対してその理由を尋ねたところ、「どんな病気でもまずは相談に乗ってくれる」が最も多く、次いで「必要時に専門医、専門医療機関に紹介してくれる」が多かった。



【出典】平成30年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和元年度調査)「かかりつけ医療従事者の外来診療に係る評価等に関する実施状況調査」(患者票)(速報値)
○ 機能強化加算の届出施設 500施設、機能強化加算の未届出施設 500施設について、それぞれ1施設当たり8名の機能強化加算(未届出施設においては初診料)の算定患者を対象として調査を実施。

かかりつけ医を決めていない理由について

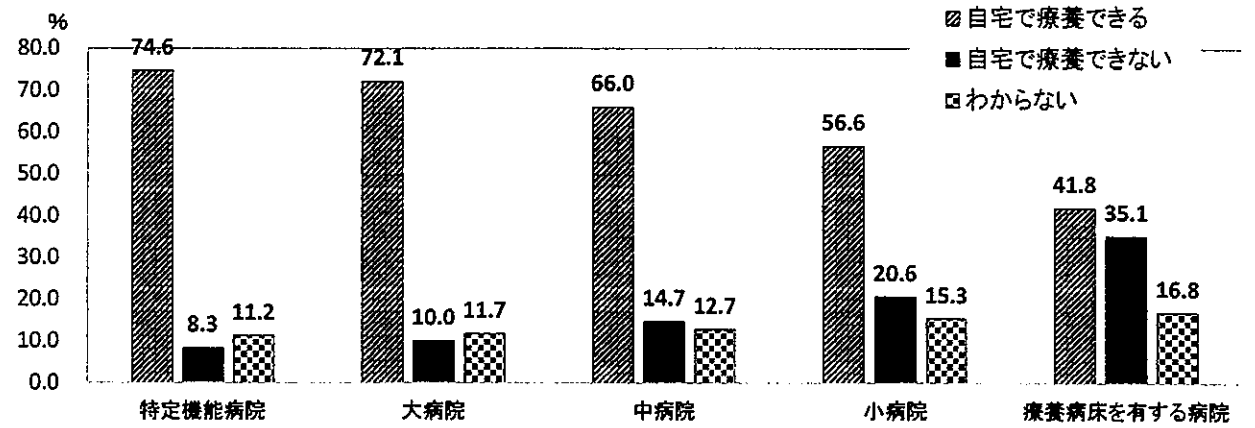
○ かかりつけ医を決めていない患者に対してその理由を尋ねたところ、「医療機関にかかることがあまりないから」が最も多く、次いで「その都度、適切な医療機関を選ぶ方がよいと思うから」が多かった。



【出典】平成30年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和元年度調査)「かかりつけ医療従事者の外来診療に係る評価等に関する実施状況調査」(患者票)(速報値)
○ 機能強化加算の届出施設 500施設、機能強化加算の未届出施設 500施設について、それぞれ1施設当たり8名の機能強化加算(未届出施設においては初診料)の算定患者を対象として調査を実施。

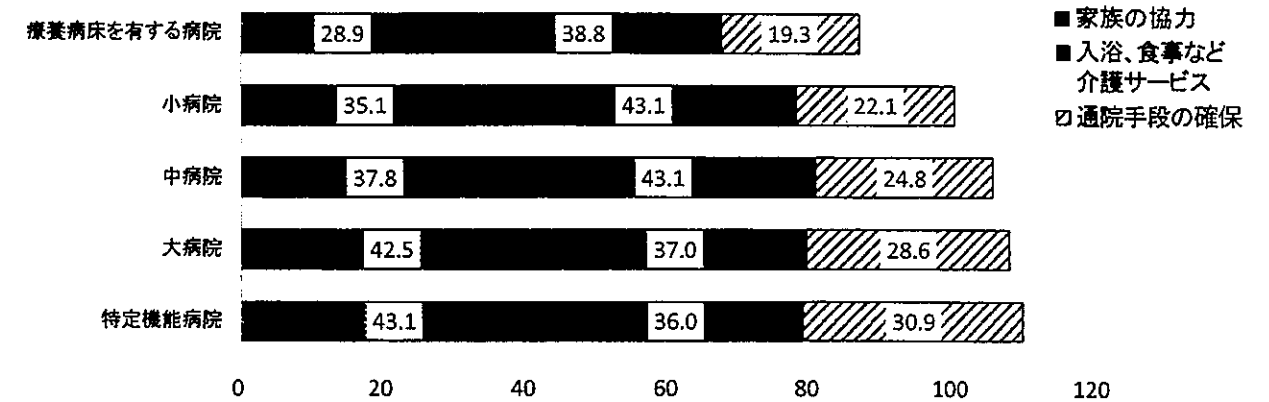
出所)「中央社会保険医療協議会総会資料」(厚労省、2019年10月30日)より

1-(24) 病院種類別の入院患者の自宅療養の見通し



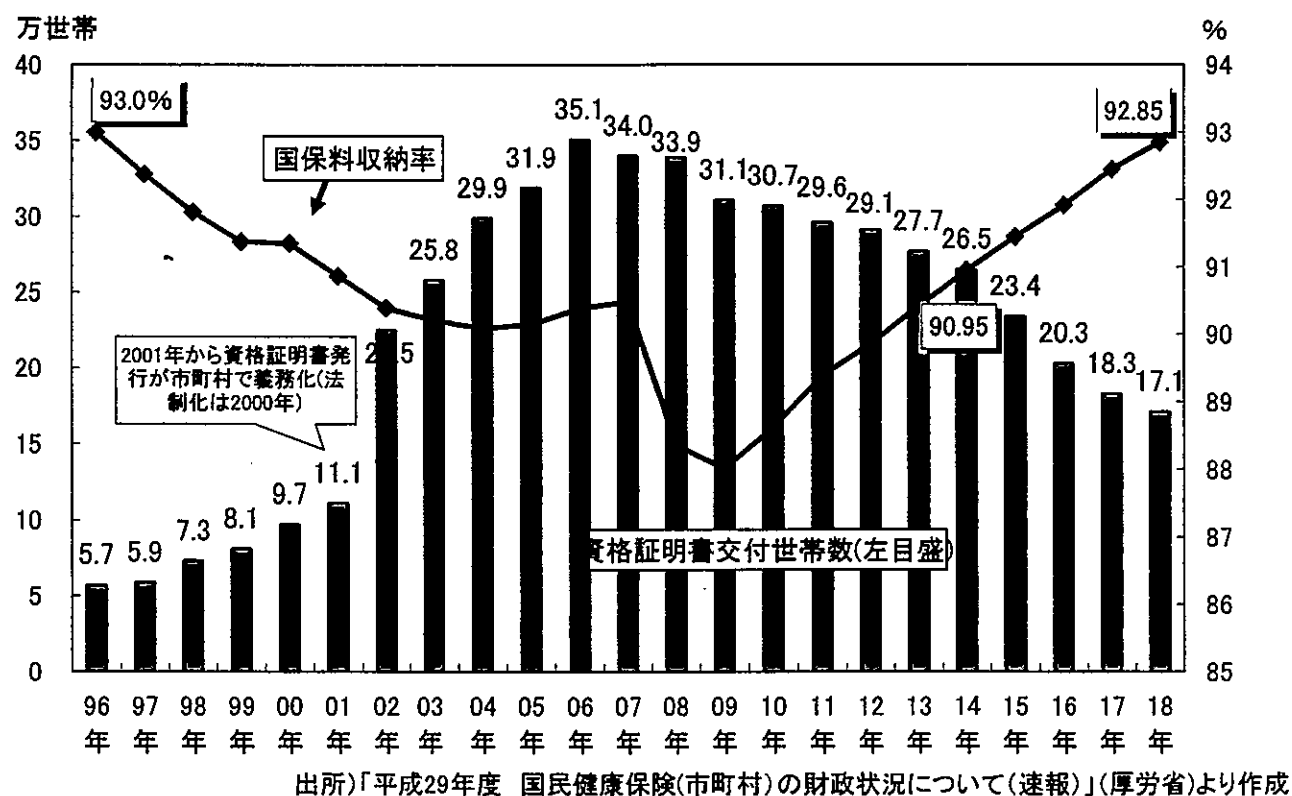
出所)「平成29年受療行動調査(確定数)の結果」(厚労省)より作成

自宅療養を可能にする条件(複数回答)

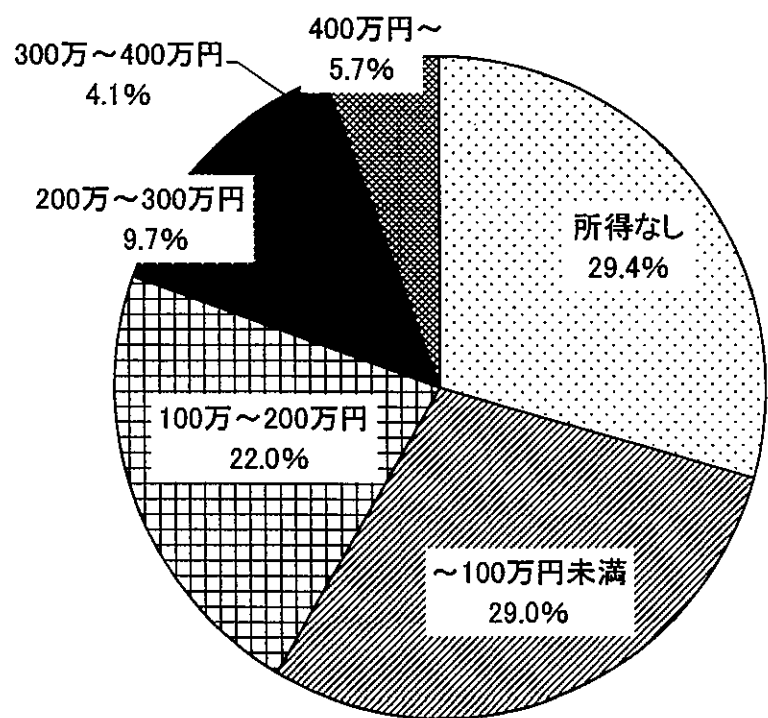


出所)「平成29年受療行動調査(確定数)の結果」(厚労省)より作成

1-(17) 国保料(税)収納率と資格証明書交付世帯数



1-(18) 国保加入者の所得分布 200万円以下で約80%



※その他、所得不詳が5.2%ある。

出所「平成30年度 国民健康保険実態調査報告」(厚労省)より作成

1-(26) 先進医療の実績

令和元年6月30日時点で実施されていた先進医療の実績報告について
令和元年度(平成30年7月1日~令和元年6月30日)実績報告より

先-2-1
元.12.5

	先進医療A	先進医療B	計
① 先進医療技術数 (令和元年6月30日現在)	29種類	59種類	88種類
② 実施医療機関数 (令和元年6月30日現在)	1,042施設 ^{※1}	244施設 ^{※1}	1,184施設 ^{※2}
③ 全患者数	38,272人	906人	39,178人
④ 総金額 (⑤+⑥)	約337.7億円	約13.9億円	約351.6億円
⑤ 保険外併用療養費の総額(保険診療分)	約47.2億円	約6.9億円	約54.1億円
⑥ 先進医療費用の総額	約290.5億円	約7.0億円	約297.5億円
⑦ 全医療費のうち先進医療分の割合 (⑥/④)	86.0%	50.5%	84.6%

※1 1施設で複数の先進医療技術を実施している場合でも、1施設として計上している。
※2 1施設で第2項先進医療と第3項先進医療(高度医療)の両方を実施している場合でも、1施設として計上している。

< 過去5年間の実績 >

	実績報告対象期間	技術数	実施医療機関数	全患者数	総金額	保険外併用療養費の総額(保険診療分)	先進医療及び旧高度先進医療の総額	1入院全医療費のうち先進医療及び旧高度先進医療分の割合
平成27年6月30日時点で実施されていた先進医療の実績	H26.7.1~H27.6.30 (12ヵ月)	108	786施設	28,153人	約295億円	約90億円	約205億円	69.5%
平成28年6月30日時点で実施されていた先進医療の実績 ^{※2}	H27.7.1~H28.6.30 (12ヵ月)	100	876施設	24,785人	約272億円	約86億円	約186億円	68.5%
平成29年6月30日時点で実施されていた先進医療の実績	H28.7.1~H29.6.30 (12ヵ月)	102	885施設	32,984人	約278億円	約71億円	約207億円	74.6%
平成30年6月30日時点で実施されていた先進医療の実績	H29.7.1~H30.6.30 (12ヵ月)	92	936施設	28,539人	約285億円	約45億円	約240億円	84.3%
令和元年6月30日時点で実施されていた先進医療の実績	H30.7.1~R1.6.30 (12ヵ月)	88	1,184施設	39,178人	約352億円	約54億円	約298億円	84.6%

※1 平成28年度診療報酬改定の際、一部の技術が保険導入又は廃止されたことに留意する必要がある。
※2 平成30年度診療報酬改定の際、一部の技術が保険導入又は廃止されたことに留意する必要がある。
※3 令和元年度診療報酬改定の際、一部の技術が保険導入又は廃止されたことに留意する必要がある。

出所 厚労省先進医療会議(2019年12月5日)資料より

1-(27) 後期高齢者医療制度の短期被保険者証の交付者数

滞納被保険者数等の推移(速報値)

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
被保険者数(A)	13,509,482人	13,941,780人	14,383,598人	14,787,548人	15,205,368人	15,459,108人	15,817,155人	16,300,672人	16,839,171人	17,276,611人	17,784,521人
滞納被保険者数(B)	280,391人	313,113人	283,562人	252,355人	243,107人	238,022人	235,731人	231,502人	231,006人	222,238人	219,497人
割合(B/A)	2.08%	2.25%	1.97%	1.71%	1.60%	1.54%	1.49%	1.42%	1.37%	1.29%	1.23%
短期被保険者証交付者数(C)	7人	15,625人	21,550人	20,991人	23,140人	23,379人	25,572人	23,685人	24,203人	23,089人	22,077人
割合(C/A)	0.00%	0.11%	0.15%	0.14%	0.15%	0.15%	0.16%	0.15%	0.14%	0.13%	0.12%
資格証明書交付者数(D)	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
割合(D/A)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注1) 被保険者数は、各年5月31日現在である。(出所:後期高齢者医療事業月報)
(注2) 滞納被保険者数は、各年6月1日現在の滞納者数のうち、前年度保険料に一度でも滞納がある被保険者数である。
(注3) 短期被保険者証交付者数及び資格証明書交付者数は、各年6月1日現在である。
(出所:厚生労働省後期高齢者医療課調べ)

(注4) 令和元年は速報値である。

出所 「後期高齢者医療制度(後期高齢者広域連合)の財政状況等について(各年度)」(厚労省)より

続いて、5名の原告が84名の原告団を代表して悔しい思いと決意を述べました。

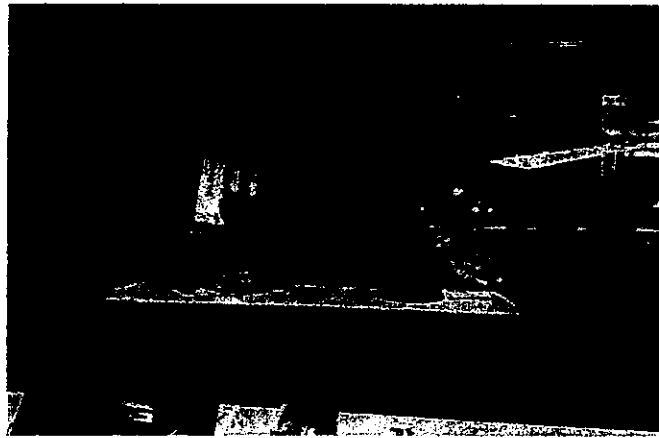
原告団長の中島さんは、「引き下げでくらしが大変になったことを裁判所は認めてくれなかった。こんな判決には負けられない。誇りをもって引き続き闘う」と述べました。

今村さん(八幡)は、「判決を聞いて泣いても涙も出ない。しかし、希望は捨てない。みなさんの力添えをお願いします」と涙まじりで訴えました。

池田さん(飯塚)は、「これまで一生懸命に周りに訴えて多くの署名を集めてきた。今日の判決を聞いてこのままでは引き下がれないと決意した。最後まで闘う」と決意を述べました。

久米さん(古賀)は、「これまでどんなに一生懸命に訴えて来ても、国の人にはわかってくれないのか。と思った。9月には年金裁判の控訴審3回日の裁判もある。一緒に力を合わせて頑張りたい」と述べました。

二宮さん(水巻)は、「裁量権のことを言うなら、健康で文化的な生活になってないから引き上げる裁量権は国にある。しかし、勝手に引き下げる裁量権はないはず。正しいことを言っているのは我々だ。頑張ろう」と力を込めて話しました。



北海道、愛知、大阪のみなさんがZoomで参加

☆☆共に闘う決意を語る！☆☆

インターネットを使った全国からの連帯あいさつがあり、北海道、愛知、大阪のなかまから激励を受けました。

北海道生健会の瀬川さん

「3月29日に不当な判決を受けて負けた。しかし、マスコミをはじめ多くの人の激励を受けている。全国の闘いは、まだ入り口。」

4月12日に高裁に控訴した。いっしょに頑張りましょう」

愛知県南区生健会のみなさん

手を振る6人のみなさん「今、不当な判決の中身を多くの人に話している。憲法25条とは何か。このコロナ禍で多くの人が今、助けを求めている。不当な判決は許されない。みなさんと連帯して一緒に頑張りたい」

引き下げアカン大阪の会の雨田事務局長

「口惜しさと大きな憤りで話を聞いている。裁判所が憲法の番人としての役割を果たさなかった。大阪の勝訴の流れを全国に広げたい。控訴審を全国の仲間と一緒に頑張ろう」



物価下落の判断を避け、裁量権を形だけ認めた不当な判決



判決内容について、**弁護団の星野弁護士**が報告しました。星野弁護士は、『請求を棄却する』という非常に残念な判決だ」と述べ、判決の内容は、「名古屋判決、札幌判決とほぼ同一の内容だ。歪みとデフレの二つの調整について、『下げるといふ判断』は厚労大臣の裁量権の範囲と形だけを認めた中身となっている。原告と弁護団は、『生活保護利用者に

福岡・新生存権裁判 (生活保護基準引下げ違憲訴訟)

国の言い分にとつた 不当な判決

「こんな判決には負けられない。 誇りをもって引き続き闘う」

2015年に提訴して闘われてきた「生活保護基準引下げ違憲訴訟」の福岡地裁判決が5月12日に出され、「厚生労働大臣に裁量権の逸脱や濫用は認められず適法」と名古屋地裁や札幌地裁判決と同様に国の言い分そのものを認める不当な判決を行いました。生活保護と年金の二つの違憲訴訟を支援する会(略称 いかんよ貧困・福岡の会)は、多くの原告と生活保護利用者の厳しい現状にも、厚労省の基準額見直しのやり方についても直視せず、行政のやり方をチェックする機能を放棄した裁判所の、今回の判決に対して、強い抗議の表明を行います。

判決の日は、朝から雨と三度目の緊急事態宣言、新型コロナウイルスの第4波が押し寄せる中で言い渡されました。裁判傍聴も大きく制限され、裁判報告集会会場も閉鎖となる中での判決を迎えました。



判決は、司法の責任の放棄である！



弁護士会館大会議室に場所を変えた報告集会は80人が集まり、県生活と健康を守る会の梅崎会長の司会ではじまりました。**いかんよ貧困福岡の会・井下代表**は、主催者あいさつで「大阪地裁の判決と真逆の判決となった。司法の責任の放棄である。原告は、正面からの憲法判断を裁判所に求めてきたが、最低でも保護切下げに至った判断過程を裁判所がチェックすることはできなかったはずである。裁判所はそれすら行わず自らの責任を放棄した。今回の判決に対するこの怒りを共有して、さらに一緒に立ち上がろう」と原告と参加者を激励しました。

いかんよ貧困
ニュースレター

2021年5月19日(水)
NO.号外
発行・県労連
☎092-433-1833
Fax092-433-1822

第3回 **年金裁判**
9月29日(水)
14時30分・福岡高裁

声 明

生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求訴訟福岡地裁判決について

2021（令和3）年5月12日

生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求訴訟原告団
生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求訴訟弁護団
生活保護基準引き下げ、年金引き下げ違憲訴訟を支援する福岡の会
いのちのとりで裁判全国アクション
生活保護引き下げにNO！全国争訟ネット

本日、福岡地方裁判所民事第一部（徳地淳裁判長）は、生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求事件において、原告らの請求を棄却する不当判決を言渡した。

本訴訟は、福岡県内の生活保護利用者118名（提訴時）が、福岡県及び各自治体を被告として、2013年から3回に分けて行われた生活保護基準の引下げを理由とする保護変更決定処分（生活保護費引下げ）の取消等を求めた裁判である。全国29地裁で提起された同種訴訟では、2020年6月25日の名古屋地裁判決（請求棄却）、2021年2月22日の大阪地裁判決（請求認容）、2021年3月29日の札幌地裁判決（請求棄却）に続く4件目の判決である。

本判決は、生活保護基準の決定に関する厚生労働大臣に広汎な裁量を認めた上、本件各引下げ処分は裁量の範囲内であると認定し、原告の請求を棄却した。

本判決は、厚生労働大臣が生活保護基準部会による専門的判断を無視して独断で保護基準を引下げたことに目をつぶり、引下げの内容についての実質的な検討をすることなく、本件引下げ処分を裁量権の範囲内であると安易に認定した。

生活保護利用者にとって絶対にありえない4.78%の物価下落を認めたことは、裁判所が事実を探求する責務を放棄したものであり、絶対に許せない。

生活保護制度は他の諸制度や諸施策と法律上、事実上連動し、保護基準はナショナルミニマム（国民的最低限）として生活全般に極めて重大な影響を及ぼす。格差と貧困が拡大固定化する中で、全世界的に猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の拡大は、現在の社会保障制度の脆弱さを浮き彫りにするとともに、最後のセーフティネットとしての生活保護の重要性をも明らかにした。それにもかかわらず、生活保護費10%削減という自民党の政権公約を実現する目的でなされた今般の引下げを安易に追認した本判決は、行政を追認して司法の役割を放棄したものに等しく、到底容認できるものではない。



私たちは、被告らが生活保護基準を引下げられた全ての生活保護利用者に対し真摯に謝罪し、速やかに2013年引下げ前の生活保護基準に戻し、生活保護利用者の健康で文化的な生活を保障することを求めるとともに、本訴訟の勝利まで断固として戦い抜く決意である。

以上

4.78%の物価下落があったのか』と判断を裁判官に求めたが、判断をしなかった。名古屋や札幌地裁の判決を踏襲し、名古屋判決と表現まで一緒になっている」と怒りを込めて説明を行いました。「原告団は、控訴をすると聞いている。デフレ調整がどういう根拠なのか、大阪判決の良い所に目を向けるように頑張る。引き続き闘いは続く。弁護団は頑張りたい」と述べました。

報告集会は、声明文を小川さん・福岡県労連事務局長が読み上げて提案し、判決に対する「声明」を採択を全会一致で採択しました。（声明文は巻末に掲載）

連帯の発言 激励と共に闘う決意を述べる

続いて、会場参加者の中の5人の方から発言を頂きました。



白井さん・元中日新聞記者・編集委員 「4.78%の引き下げをやった本人もまざったな、と思っている。行政処分を変えようせず、ひたすら無かったことにしようとして、可笑しいことになっている。裁判所もその一つになっている。みんな可笑しさを知っているが、1+1=2を3と言うみたいなことをやっている。数字は科学でしっかり説明すれば判るものだ。私はまだ諦めていない。力を合わせれば何とかなる。こんなひどい国であってはならない」

牧さん・全日本年金者組合福岡県本部執行委員長 「非常に残念な判決であった。これから新しい闘いが始まるが、原告・弁護団・支援者のみなさんに敬意を表したい。大阪判決もあり期待した。大変不当な判決であるが、残念をとおり越して年金判決と同じで怒りを感じる。年金裁判、生存権裁判共に共通しているのは、裁判官に対して陳述の中で生活の大変さを切々と訴えたが、判決に生かされなかった事だ。国民の苦しんでいる声を聴くような日常の取り組みが必要だ。みなさんと力を合わせて頑張りたい」



川上さん・福岡県民医連 「明らかに怒り心頭の判決だ。国民の生存権を守るべき司法が自ら放棄している。原告が述べてきた厳しい現実を無視したことも認められない。これからの控訴審と一緒に闘いたい。政権与党が進める人のいのちより経済効率優先の新自由主義の施策が、このコロナ感染の中で明らかになっている。そして、みなさんの闘いや頑張りが政治を変えてきた。今後とも連帯して頑張りたい」

渡利さん・国民救援会福岡県本部 「国民救援会は、憲法と国際人権規約を基本に活動してきた。今日の判決は、裁判官が健康で文化的な最低限度の生活をどのように考えているのか、陳述で述べた声が届いていないのか、怒りをとおこり越して悔しい気持ちで一杯だ。控訴審も一緒に頑張りたい」



懸谷さん・福岡県労連副議長（いかんよ貧困・福岡事務局長）
「判決を聞いてがっかりした。少し時間がたって、高裁では絶対に勝つとファイトを湧き起こして、みんなで頑張る決意だ。2015年から闘いは7年経った。みなさんの闘い、二つの裁判は現役労働者の闘いでもある。こうした闘い、国民一人一人が世の中を社会を切り開いてきた。基本的な人権を実現するのは、国と自治体の仕事であり役割だ。裁判で奮闘すると共に、市民と野党の共闘で政治を変えよう。政治を変えて裁判を勝利しよう。最後まで頑張ろう」

最後に、**藤元さん・いかんよ貧困福岡事務局長**が「命がかかった裁判だ。一緒に社会を変えてガンバろう」と閉会あいさつを行い、団結ガンバろう三唱で集会を終了しました。

☆ YouTubeで報告集会が視聴できます。
☆ 「いかんよ貧困福岡」で検索 (<https://youtu.be/LGopQz1ctwM>)

